

文 教 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和6年2月26日（月）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（9名）

委員長	浅川	のぼる
副委員長	沢田	けいじ
理事	宮野	ゆみこ
理事	宮崎	こうき
理事	白石	英行
理事	岡崎	義顕
理事	板倉	美千代
委員	千田	恵美子
委員	市村	やすとし

4 欠席議員

なし

5 委員外議員

副議長	田中	香澄
-----	----	----

6 出席説明員

成澤 廣 修	区長
佐藤 正 子	副区長
加藤 裕 一	教育長
大川 秀 樹	企画政策部長兼保健衛生部・文京保健所参事
竹田 弘 一	総務部長兼保健衛生部・文京保健所参事
多田 栄一郎	子ども家庭部長
新名 幸 男	教育推進部長

横山 尚人	企画課長
猪岡 君彦	政策研究担当課長
進 憲司	財政課長
日比谷 光輝	広報課長
武藤 充輝	総務課長
野苺家 貴之	スポーツ振興課長
篠原 秀徳	子育て支援課長
奥田 光広	幼児保育課長
永尾 真一	子ども施設担当課長
大戸 靖彦	子ども家庭支援センター所長
佐藤 武大	児童相談所準備担当課長
宇民 清	教育総務課長兼真砂中央図書館長
中川 景司	学務課長
宮原 直務	教育推進部副参事
赤津 一也	教育指導課長
鈴木 大助	児童青少年課長
木口 正和	教育センター所長

7 事務局職員

事務局長	小野 光幸
議事調査主査	下 笠 由美子
係 員	玉 村 治 生

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第68号 文京区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第69号 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第70号 文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の

一部を改正する条例

(2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第38号 小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
- 2) 請願受理第39号 「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
- 3) 請願受理第40号 学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願
- 4) 請願受理第41号 柳町小学校第二仮設校舎計画の説明と見直しに関する請願
- 5) 請願受理第42号 小日向台町小学校改築において、学校環境衛生基準に基づき工事の実施をすること、工事のどの段階においても、震災時子どもたちの安全を確保できる必要な空きスペースを設けることを求める請願

(3) 理事者報告

- 1) 「（仮称）子どもの権利擁護に関する条例」の制定について
- 2) 文京区指定文化財の追加指定について
- 3) 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 4) 学校選択制度の実施に伴う令和6年度進路意向確認票の回答状況について
- 5) 文京区立小日向台町小学校等改築基本及び実施設計委託事業者の決定について
- 6) 放課後児童健全育成事業における安全計画の策定等について

午前 9時57分 開会

○浅川委員長 皆さん、おはようございます。

時間前ではございますけれども、皆さんおそろいですので、これから文教委員会を開会いたします。

まず、委員等の出席状況ですけれども、委員は全員出席です。また、理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

なお、本日は、厚生委員会と並行開催のため、副区長、企画課長、総務課長は厚生委員会に出席をしております。

また、報告事項9に関連する理事者として、野苺家スポーツ振興課長、村田みどり公園課

長に御出席をいただきます。

○浅川委員長 請願の紹介議員の追加についてですけれども、議案・請願フォルダ内の資料「紹介追加承認願マル1、マル2」を御覧ください。

本委員会に付託された請願のうち、請願受理第41号「柳町小学校第二仮設校舎計画の説明と見直しに関する請願」、請願受理第42号「小日向台町小学校改築において、学校環境衛生基準に基づき工事の実施をすること、工事のどの段階においても、震災時子どもたちの安全を確保できる必要な空きスペースを設けることを求める請願」について、紹介議員の追加承認願が提出されたので、これを承認したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 それでは、願い出のとおり、紹介議員の追加を承認することとします。

○浅川委員長 理事会についてですけれども、必要に応じて、協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 本日の委員会運営についてですけれども、付託議案審査が3件、付託請願審査が5件、理事者報告が9件、課ごとに報告を受け、質疑は項目ごととします。

その後、一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、令和6年5月の閉会期間中における継続調査について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、特に本日は本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

なお、議員、理事者ともに、資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、それらを御指定くださいますようお願いいたします。

また、宮野委員から着座にて発言したい旨の申出がありましたので、よろしく願いいたします。

○浅川委員長 それでは、付託議案審査3件、まず議案第68号、文京区子ども・子育て会議条

例の一部を改正する条例。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 おはようございます。

それでは、ただいま議題とされました議案第68号、文京区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案について、提案理由を御説明いたします。

議案集は、データ33ページとなりますが、委員会資料第1号を御覧ください。

本案は、平成25年に設置した文京区子ども・子育て会議について、子どもや子育てに係る事項に関し、広く多様な意見を取り入れるために、組織の定数について、委員「20人以内」から「22人以内」に増員するため、規定の整備を行うものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上の議案第68号につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

板倉委員。

○板倉委員 おはようございます。

今回、子ども・子育て会議のメンバーを20人から22人に増やすということで、提案なんですけれども、この間、見ていますと、地域福祉推進協議会のメンバーとかなりダブっているということだと思えますけれども、この地域福祉推進協議会の中で子ども・子育て会議のメンバーというのは、この間、最大で何人ぐらいいらっしたのか。その中で、入れ替わりの、そういうものがあつたのか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 地域福祉推進協議会のメンバーにおいては、全部で22人いらっしゃいますが、子ども・子育て会議においては条例上は20人以内ですが、実際は17人で運用してまして、今回、その子ども部会にいらっしゃる5名の方を正式に子ども・子育て会議の委員としてお迎えするというところでございます。

この間、子育て支援計画は5年単位で行っておりますので、その間、委員の編成としましては、例えば区民委員の改選等もございまして、そういったところでの変遷はございまして、定数については17人で運用してきていたところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 お一方というか、この間、児童発達支援センター幼児部父母会という方がいらっ
しゃって、その後、特別支援学級連絡協議会の方が入られたりした、その辺の経緯というか、
お聞かせをいただきたいと思います。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 この辺の御意見については、我々も、かなり前の話ですので、正確な
ところの記録は残っていないんですけども、お子さんを取り巻く環境の中で、様々な保育
所があるというところで、今回、そのような経緯があったのではないかというふうに考えて
おります。

なお、児童発達支援センター父母会は、現在休止中とのことで、今回、子ども・子育て会
議においては、委員としての御参加はなかったというところがございます。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

では続きまして、宮野委員。

○宮野委員 着座で失礼いたします。

この条例改正に関しては、報告事項1の（仮称）子どもの権利擁護に関する条例の制定に
当たって、この子ども・子育て会議で議論を重ねていくというふうに記載がありましたので、
新しい条例の制定にも深く関わってくることで、一つ確認させていただきたいという
ふうに思います。

構成員の内訳についてなんですけれども、過去の子ども・子育て会議の資料を確認したん
ですが、令和2年度の第1回子ども・子育て会議では、配付資料の中に会議の委員構成につ
いて記載がありました。そこには、学識経験者、それから保護者、子ども・子育て支援事業
に従事する者、それから事業主代表、労働者代表、公募区民、その他、区長が必要と認めた
者というふうに明記されておりました。しかし、令和3年度から年度始めの会議の資料にこ
の構成員に関する記載がなくなっておりまして、確認できませんでした。

一つ、この記載がなくなったのはなぜなのかというのを伺っておきたいのと、委員構成の
内訳については、定数が22名になったとして、どのような内訳になっているのか、伺いた
いと思います。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 令和3年度の資料に記載がなかった理由については、後ほどお答えし
たいと思いますので、少しお待ちください。

現在の委員の構成ですけれども、学識経験者の委員の方が3名、区民委員が5名、そのほかには、民生委員・児童委員協議会、私立幼稚園連合会、私立保育園の代表の方、認可保育園父母の会連絡会の代表の方、特別支援学級連絡協議会の代表の方、あと労働関係者としては、東京商工会議所文京支部の代表の方、さらに東京都連合会、西北地区文教地区協議会の方、現在休会でいらっしゃいますけれども、児童発達支援センター父母の会、また特別支援学級連絡協議会の方が委員として入っております、構成としては以上のような形になります。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。お答えの中にあつた区民委員というのは、公募委員というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員のおっしゃるとおり、全てこれは公募区民の方で構成されております。

また、先ほどの理由ですけれども、今回、令和3年度、資料になかったのは、現在決めた委員の方々から改選が特になかったものですから、特に資料としてつけなかったということがございます。必要に応じて、改選等があつた場合には、別途付けているというような運用になっております。

以上でございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 はい、分かりました。地域福祉推進協議会の設置要綱では、そういった委員構成の内訳がきちんと明記されておまして、一方でこちらの会議体には、そういった要綱というものが無いということで、ちょっとそこは地域福祉推進協議会のほうに合わせて、きちんと区が指針とするようなバランスの取れた構成で会議が維持されていくということを、区民の方にも分かりやすく提示していただけたらいいかなというふうに思っておりますので、それだけ要望でお願いいたします。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 確認なんですけれども、子ども・子育て会議の今回委員の定数を改正することですが、この改正する、いわゆる増やしていく背景と、あと、今どのような方を増やす方向でいるのか、お聞きしたいと思います。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 これまで子ども・子育て会議は、平成25年の条例施行以来、5か年計画で進行しております。当時は、子ども・子育て会議は、先ほど申し上げたとおり、20人以内、実際は17人ということで運用しておりました。今回、5か年単位で計画を策定していくわけですが、今回、計画の策定は、平成24年から数えて3回目となり、これまでも委員の方を交えて様々な議論を重ねていく中で、この10年間で子どもを取り巻く環境というのは大きく変わりました。

また、令和7年度に区でも児童相談所が開設することもありまして、さらにここに、後ほど御報告します、子どもの権利擁護に関する条例の制定も踏まえまして、子育てに関するより多くの方の意見が必要と所管課で考えるようになりまして、今回、地域福祉推進協議会、子ども部会の5名の方々を正式に子ども・子育て会議の委員としてお願いするということでございます。

こちらの委員の方ですが、もともと地域福祉推進協議会の子ども部会の委員でいらっしゃる文京区青少年健全育成会の代表の方、文京区女性団体連絡会の代表の方、幼稚園PTA連合会、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会の代表の方と合わせて5名の方を子ども・子育て会議の委員としてお迎えするということでございます。

以上でございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。ありがとうございます。確かに、子どもを取り巻く環境というのは大きく、ここ5年の間だけでも変わっておりますし、そういった意味では、より幅広く御意見をいただくというようなことは大事なことかと思えます。態度表明は後ほどいたします。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 おはようございます。

ただいま課長からもるる説明があったので、質問になるかどうかちょっとあれなんですけど、今回、先ほど説明があったように、子ども・子育て会議のメンバーが17人だったのを、地域福祉推進協議会から5名やって22名にしたと、今、説明がもうございましたね。それを聞こうと思ったんですが、それはいいとして、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、子ども・子育て会議ということで設置し、子育て支援計画の策定に当たっては、地域福祉推進協議会の下に子ども部会を設置して、それぞれ検討してきていると思いますが、ちょっと大きな質問になっちゃうんですけど、子ども・子育て会議と地域福祉推進協議会の子ども

も部会との同時開催、ずっとしていますよね。2つの会議体は、しているので、その2つの立ち位置というか、関係性、ちょっとそんなような質問をしていいのかどうかあれですけども、その辺をちょっと教えていただきたいなと思います。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 区で定める子育て支援計画については、委員のおっしゃるとおり、地域福祉推進協議会の下に、高齢者や障害者、保健といったほかの部会と並列で並んでおります。子ども部会の下に子ども・子育て会議がございます。ですので、子ども・子育て会議で様々な子育て支援に関するニーズ量等を検討した結果、子ども部会で御説明して、先ほど申し上げた5名の方々、委員も踏まえて、議論を重ねて、地域福祉推進協議会で報告するという流れになっております。

ですので、計画の策定時の年度においては、この子ども部会の5名の方々も参加していたいておりまして、この2年間はその方々もずっと参加いただいております。

そういった議論を重ねていく中で、今回、定員を増やすという形になっておりますけれども、この子ども部会の方々と同時に開催といえ、計画の策定のみ参加いただいていたという経緯もございますので、今回、計画の策定のみではなく、常に委員として参画いただいて、より深い議論が重ねられればと思って考えているところでございます。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 はい、よく分かりました。しっかり、2つの会議体タッグを組んで、子育てニーズを踏まえての議論を深めていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 私からは、今回、会議のメンバーを増やす目的と、その意義の確認をさせていただきたいんですが、先ほどの御答弁で、目的としては、子どもを取り巻く様々な環境の変化に対応するために、青少年健全育成会の代表、そして女性団体連絡会の代表、幼・小・中PTA連合会の代表の5名を加えるとのお話だったんですが、これまでは何でそういうメンバーの方が入っていらっしやらなかったのか。反対に、今回どういう立場の御意見や議論を期待してメンバーを追加することになったのか、お聞かせください。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 先ほど市村委員の御質問にも答弁申し上げたとおり、この5名の代表の方々には、ニーズ量をはかるという観点でいうと、平成25年当時、2回目の改正のときには、

そこまでの必要がなかったというふうに区としては判断しておりました。実際検討する段階においては、その5名の方を除いた形で検討を重ねておりましたが、最終的には地域福祉推進協議会で報告しており、それまでの議論もいただいていたところでございます。ですが、ここ様々な、区を取り巻く環境や、国を取り巻く環境も含めて環境の変化があったということから、今回、我々所管課のほうで、最初からその方々にも入っていただいた上で、議論をより深めたいというところの思いがあり、今回の提案に至ったところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。各団体が関係する区民のそれぞれのニーズ量をはかるためということが主目的だと伺いましたが、前回1月の文教委員会でも申し上げたんですが、そもそもPTAというのは、保護者の代表ではないですよね。ですので、代表として意見を表明することが活動の目的ではそもそもないのではないかと思います。同じく、恐らく女性団体連絡会さんも、目的は活動団体相互の交流や連体であって、いわゆる女性、区民の代表として意思表明することが目的ではないんじゃないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 そんなお考えがあることも理解いたしますけれども、そういった部分も踏まえて、今回、区民委員を5名選定しております。こういった方々には、実は子育てに従事されている方や、より多くの意見がいただけるものと考えておりますので、そういった各学校のPTAの联合会や文京区女性団体連絡会、あと青少年健全育成会の代表の方という部分も踏まえて、さらに子ども・子育て会議の区民委員の方々に、より幅広い意見をお伺いするという形での構成となっているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 区として理解しているのは当然だと思うんですが、その当事者である参加される方は理解をされているのでしょうか。また、その団体の方たちが理解された上で参加いただいているのならいいんですが、各団体の構成員にそもそもそういった参加するという内容が理解されたり、周知されているとお考えでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員のおっしゃるとおり、今回、この子ども・子育て会議を開くときにおいては、必ず事前に資料を送付し、御説明も適宜させていただいた上で、議論へ参加いただいております。今回、それぞれの代表の方々は、それぞれのお立場できちんと意見を述

べられておりました、その部分については、ふさわしい方々を選んでいただいているというふうに考えております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。しっかり資料を送付して、それを周知いただく、その趣旨を理解いただいた上で参加いただきたいという話です。要は、そうでなければ、責任をその団体の方たちに押しつけるような形になってしまうと問題ですので、そこだけ十分に配慮いただきたいと思っているんですが、もう一点だけなんですけれども、そもそも今回増員するというのは、どなたが提案をされて、今回この議論になっているんでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 市村委員等の御質問にも答弁しておりますとおり、我々所管課のほうで、子ども・子育て会議を過去2年間続ける中で、必要というふうに考えて、提案に至ったものでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。ということは、現行の子ども・子育て会議の委員の皆さんが提案されたわけではないと思うんですが、今回、こういった議会で議論されているということは御存じなんでしょうか。まさか知らないうちに増員が決まっていたということはないかというお話なんです、いかがでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今回、まだ条例が決まったわけではありませんので、お話はまだしておりませんが、この承認がされ次第、速やかにお伝えし、意図も伝えた上で、今後の御参加についてをお願いをするつもりでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。まだ委員の皆さんは御存じないということなんです、私はやはり御自身が参加している、御自身が主役の子ども・子育て会議なわけですから、その委員の皆さんにも意見表明の機会があったほうが良いと思うんですね。ですので、もう決まりましたよとお知らせされるだけでは、主役である委員の皆さんがそもそも何なんだよというふうに思われないうところだけは、お気を付けいただきたい。つまり、自分たちの会議の構成員のことぐらいは、自分たちが意見をしたりとか決められたりできるような仕組みにぜひしていただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

○浅川委員長 各会派の態度表明に入ります。

自由民主党さん。

○市村委員 議案第68号ですけれども、これからも子どもと家庭を取り巻く環境変化、多様化する子育てニーズを踏まえて、幅広い意見を集約し、子育て支援をしっかりと進めていただくことを要望して、議案第68号、自民党、賛成です。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 先ほども言いましたけれども、子どもを取り巻く環境は今、本当に変化している中で、やはり多くの方から意見を聞くということは大切なことだと思っております。そういった意味では、今後さらに深い議論をされることを期待いたしまして、公明党、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 市民フォーラムといたしましては、より今後活発な意見交換が行える場になることを期待いたしまして、賛成いたします。

委員構成の内訳の指針については、先ほど要望させていただいた点を御検討くださるようお願いいたします。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 これまで以上に多くの方から多様な角度からの意見を取り入れ、子ども・子育てに関しての議論を深めていくためにも、議案第68号、賛成いたします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 これから報告があって、議論があるんですけれども、子どもの権利条例について策定をしていくためには、この子ども・子育て会議の皆さんの議論がかなり中心的なものになっていくというふうに思いますので、より多くの分野の方々に参加してもらおうということでは、私たち、議案第68号、賛成をいたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、先ほど申し上げたとおり、区民が主役の子ども・子育て会議の運営に今後も努めていただきたいと意見を添えまして、議案第68号、賛成いたします。

○浅川委員長 それでは、議案第68号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第69号、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 ただいま議題とされました、議案第69号、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案集は、データ35ページとなりますが、委員会資料第2号の新旧対照表を御覧ください。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設に係る重要事項の周知方法に関する規定を改めるほか、保護者へ重要事項等を書面等に代わって交付する際、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法」によるものとした規定を見直し、記憶媒体を指定しない「電磁的記録媒体」により交付することを可能にするための改正を行うものでございます。

本条例の施行期日は、第23条の改正規定につきましては令和6年4月1日から、第53条の改正規定につきましては公布の日から施行するものでございます。

以上の議案第69号につきまして、よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○浅川委員長 それでは、御質問のある方は挙手をお願いします。

千田委員。

○千田委員 第69号なんですけれども、特定地域型保育事業所、規模が小さいと思うんですけども、既にホームページなども実施できているところはあると思いますが、実施できていなかったところもあると思います。4月1日に施行ということで、もう間もなくなんですけれども、区として、準備の確認と点検はされているのでしょうか。

○浅川委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 こちらのインターネット上での掲載につきましては、各施設のホームページだけではなく、いわゆる国のほうで作成をしている子ども・子育て支援情報公表システム、いわゆるここdeサーチと言われるものに掲載をしていれば、インターネット上で掲示をしたというような扱いになっております。

全ての対象事業者について、現時点でここdeサーチのほうに掲載をしておりますので、この条例改正の内容については、対応されているものと認識をしております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 区で責任で確実に4月1日実施できるということで、安心いたしました。ありがとうございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。

今、お話に出ていました、ここdeサーチについて、御質問させていただきたいんですけども、ここdeサーチという一つのウェブサイト上で、全国の教育・保育施設の情報を掲載して、閲覧できるようにするという取組を踏まえての今回の改正というふうに解釈しているんですけども、このサイト上に掲載する対象施設の情報が、区市町村において情報登録が行われたものというふうになっておりますけれども、情報登録の手順としては、具体的にどのような手順になるのか、伺いたいと思います。お願いします。

○浅川委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 手順としましては、各施設のほうで情報を登録し、それを区のほうで内容を確認した上で、最終的には東京都のほうにその情報が行って、東京都のほうでここdeサーチのほうにアップをするという手順になっております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 そしたら、全部で4つの段階があるということですね。ありがとうございます。

最近では、私立認可保育所の定員割れも増えている中、各園、園児を確保するために、情報発進については気を遣っていらっしゃるということのように思います。園が情報登録を一度した後で、例えばサービスの内容が増えたりですとか、あるいはここdeサーチのサイト上に掲載される新しい園の情報と比較したりした場合に、情報を更新したいというようなときが来ると思うんですけども、そういった情報更新はどれくらいの頻度で、どれくらいのスピード感で行えるのかということも確認させてください。

○浅川委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 掲載されている情報に変更が必要になるというケースは当然あると考えておりますので、施設のほうで変更していただければ、区のほうで速やかに審査をし、東京都のほうにそれを回送して、都のほうで掲載をするということになりますので、何日という具体的なところはちょっと申し上げられないんですが、比較的速やかに掲載の変更が反映されるものと認識をしております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 私からは、これによって情報公開が進むのかという質問なんですけど、今のお

話を伺っていると、今まで園に掲示していた重要事項をネット上に掲載するだけのよう聞こえたんですけども、実際はもっと進んだりするのでしょうか。つまり、公開される情報の量ですとか質が上がったりするのでしょうか。

○浅川委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 今回、園の掲示だけではなく、インターネット上での掲示というところが加えて求められた形になるんですが、現行においても既に子ども・子育て支援法の中で、各施設の運営状況のほうを都道府県が集約して、それを公表しなければならないというふうになっておりますので、特に何か新しい要素が追加されたものではないというふうには考えております。ただ、この条例が公布された後、区のほうでも各園のほうに改めて周知をさせていただく形になるんですが、その中で各事業者のほうでさらに情報の開示が進むというところは一定期待できるのかなというふうには考えております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。公開される情報の量や質は、基本的にこれまでと同じで、ただ一方で、ネット上で大勢の人がアクセスしやすくなるという、そういう話と伺いました。ただ、これは具体例を挙げますと、既に園のしおりですとか重要事項説明書をホームページで公開している、自園のウェブサイトなどで公開している園もありますよね。これは、公開情報の量や質が園への信頼につながるから積極的に公開しているんだと思うんですが、一方で、先ほどおっしゃったここdeサーチというサイトの情報なんですけれども、これで一括して情報公開、その情報システムにすることで、要はここdeサーチを導入することで、情報の公開が後退しないか。これはいかがでしょうか。

○浅川委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 全国的に待機児童のほうが消されていく中で、これからはより各園のほうを選ばれる園になっていくと。その際に、やはりきちんと園の取組のほうの情報を公開して、これから利用を予定されている方の選ばれるような施設になっていくというような観点が必要になっているというふうに考えておりますので、今回の条例改正によって後退するものではないというふうに認識をしております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。ぜひ、その積極的な情報公開を後押しいただきたいという話なんですけど、これは第三者評価もそうですよね。実際に積極的に評価を受けて、評価結果を公表している園は、保護者から見ると信頼ができるわけです。そうした積極的な評価の受審

や結果の公表にこそ力を注ぐべきなのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 第三者評価につきましては、3年に1回受けている園が多いわけなんですけれども、区のほうでは、毎年受審をしていただいても、その受審に係る経費については補助対象としておりますので、そういった補助制度のほうを周知することで、第三者評価の受審の勧奨につなげていきたいと考えております。

○浅川委員長 沢田副委員長、まとめてください。

○沢田副委員長 はい、承知しました。ぜひ、積極的な情報公開が保護者の信頼につながり、選ばれる園になれるという、その後押しを区としても続けていただきたいと思います。

一方で、第三者評価の結果って、東京都だと福ナビというサイトに出ていると思うんですけども、先ほどおっしゃったここdeサーチですか、ここで重要事項が見られると思うんですが、これってリンクされているんでしょうか。ここdeサーチで園を調べれば、その第三者評価の結果までスムーズに見られたりするんでしょうか。

○浅川委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 その点につきまして、残念ながらリンクはされておきませんので、ここdeサーチの中でワンストップで完結するものではないんですが、当然、第三者評価のほうを受審しているというところは、ここdeサーチの中にも記載がされておりますので、今、副委員長のほうからお話のありました東京都の福ナビのほうを照らし合わせて、結果のほうを確認していただくという形になります。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。同じ東京都がやってもそういうことになるのがちょっと問題だなと思いますので、ぜひ東京都には、ちゃんと重要事項を、入園の参考情報にするために見に行った方が必要な情報を、特に頑張っている現場が積極的に公開している情報にちゃんとその保護者の方が行き当たれるように要望いただければと思います。

要は、これからは園が選ばれる時代ですので、保護者が自身の価値観とか教育観に少しでも合う園を選べたほうが、園運営もスムーズになりますし、現場で働く保育士も助かるということですので、そうしたマッチングというんですかね、のための情報提供は、東京都を含む各自治体の大切な役割だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

○浅川委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いします。

日本共産党さん。

○千田委員 議案第69号ですね、まず23条のほうは、今まで掲示ということでしたけれども、掲示とともに電子媒体にして、公にオープンになるということ、これは非常に子育て世帯、忙しい保護者にとっては非常にプラスになることと思います。そして、53条、以前は磁気ディスク、シー・ディー・ロムなどの言葉が入っていたんですが、今はもう磁気ディスクという、フロッピーディスクですね、そのような言葉も使わないということで、電磁気記録媒体という表現で、USBなども入りますし、より一層広がるので、区民のためにプラスになると思いますので、69号、賛成です。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 こちら保護者の方への重要事項等を知らせる際の更なるデジタル化への移行、これによって利便性の向上にもつながると考え、議案第69号、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 情報提供の媒体が柔軟化されることですか、ここdeサーチで情報が集約されて見比べやすくなることは、施設を選ぶ保護者にとっては便利になると思いますので、賛成いたしますが、情報の更新については、園独自に行うよりも、段階が複雑化するというふうになりますので、そちらは柔軟に迅速に行っていただくよう、お願いいたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 重要事項が園に掲示するだけでなく、インターネットやホームページなどでもより多くの人が見られるということで、文京区も既に対応されているということでございますので、公明党、議案第69号、賛成をいたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 議案第69号ですが、ここdeサーチについては、こども家庭庁ができて、今、取り組んでいる情報開示ですので、昨年、各園がアップしてはおりますけれども、新たな情報及び不足している情報を更新するよう要望いたしまして、自民党、議案第69号、賛成いたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 先ほど申し上げたとおり、保育現場の積極的な情報公開が保護者の信頼につながり、選ばれる園づくりにつながるような、更なる後押しを要望いたしまして、議案第69号、AGORA、賛成いたします。

○浅川委員長 それでは、議案第69号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定します。

続きまして、議案第70号、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。

報告事項8「放課後児童健全育成事業における安全計画の策定等について」が本議案に関連するため、先に当該報告を受けた後、議案の提案説明を受けます。その後、一括して質疑をし、態度表明を行うことといたします。

それでは、報告事項8の説明をお願いします。

鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 それでは、資料第10号に基づきまして、放課後児童健全育成事業における安全計画の策定等について、御説明いたします。

まず、概要でございますが、厚労省が定める放課後児童健全育成事業、本区で言う育成室の設備及び運営に関する基準が改正されたことを受け、区の基準の見直しを行うものでございます。

変更内容は、次の5点でございます。

1点目、放課後児童健全育成事業者は、施設内の安全点検や、事業所での活動等での安全に関する取組についての安全計画を策定し、この計画に従い、必要な措置を講ずるものいたします。

2点目、利用者の活動等で自動車を運行する場合、乗降車の際に、点呼等の方法により利用者の所在を確認するものいたします。

3点目、育成室には、放課後児童支援員という資格を持つ者を2名以上配置する必要があるございますが、この支援員について、その業務に従事する日から1年以内に、知事が行う研修を修了することを予定している者を加えることといたします。

4点目、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じることなどについて努めることといたします。

5点目、育成室内において感染症や食中毒が発生、まん延しないよう、研修及び訓練を定期的実施するよう努めることといたします。

この変更内容のとおり、3に記載がございまして、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を改正するものでございます。

施行日は、令和6年4月1日でございます。

説明は以上です。

○浅川委員長 続いて、議案第70号の提案理由の説明をお願いします。

新名教育推進部長。

○新名教育推進部長 ただいま議題とされました、議案第70号、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案集データの37ページを御覧ください。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正に伴い、安全計画の策定等の必要な規定を整備するものでございます。

本条例の施行期日は、令和6年4月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○浅川委員長 それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

市村委員。

○市村委員 議案第70号ですが、御夫婦共稼ぎが当たり前の現在のところで、子育ては家族以外のサポートがやっぱり必須になってきた中で、放課後健全育成事業、その事業が果たす役割というのはますます増えていくわけで、小学校の放課後の過ごし方についても、安心・安全が求められるのは当然のことだと思っております。

今回、事業者の設備運営に関する基準の見直しがそういった意味で行われたわけですが、最初の質問になりますけれども、事業者は利用者の安全な確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従って必要な措置を講じなければならなくなりましたけれども、第6条の2には、事業者の安全計画策定についてや策定後についての留意点、保護者との連携や周知、安全計画の定期的な見直し、変更等が記載されております。個々の事業者ごとに安全計画が作成されるわけですがけれども、事業者、文京区にどのくらいあるのか、どのような方法、視点で各事業者の安全計画を検証していかれるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 文京区内の育成室を運営している事業者は全部で7事業者になっております。この確認でございますけれども、今、既にこの事業者にも、区も当然これ作成者になるんですけれども、既に安全計画を作成するように指示をしているところでございます。現在、45の育成室のうち29の育成室でこの安全計画をもう作っておりますけれども、4月からが施行になりますので、ほかの事業所についても作成をするように促してまいります。確認につきましても、今後、出来上がったものについて、内容を区のほうでしっかり把握して、

必要に応じて定期的に見直しを行っていくように促してまいりたいというふうに考えております。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 大変な作業かと思えますけれども、あまり時間がないのでね、しっかりと検証していただきたいと思えます。

最後の質問ですけれども、放課後児童支援員についてお伺いしたいんですが、事業者の現場職員に当たる方だと思いますが、先ほど2人は置かなくちゃいけないというんです。これ人数に関係なく、お2人ということなのか、人数割合で1人とか2人とかあるのかなと思いたんですが、先ほど2人という答弁がございました。これ支援員というのは、誰でもなれるわけではないと思えますので、その辺のどんな資格があって、どういう条件であれば支援員になれるのか、その辺の説明をお願いしたいと思えます。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 この支援員につきましては、1支援ごとに2人以上置くことになっております。この後、定数が増える場合は、ほかの会計年度任用職員ですとか非常勤職員等で賄うこととしております。

人数につきましては、今、言った、東京都知事が研修を行う放課後児童支援員資格研修というのがございますので、こういったものを受けていただいて、この支援の資格が取れるものというふうになっております。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 今、市村委員からも質問がありましたけれども、今、45育成室の中で29がもうできているということで、その後のほかの施設が作っていくということでございますが、当然、安全計画を策定する上で、区がチェックしていくと思うんですけれども、策定をされた後の、その計画どおりに行われているかというようなことも大事だと思うんですけれども、その辺は今後どのようにしていくのでしょうか。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 策定後につきましても、やはり様々、育成室の運営について、ニーズですとか行っていくべきことというのは日々進化していくことございますので、基本的には、地区館長を通じて、この内容については確認をしてまいりたいと思っております。この地区館長を通じて、確認をする後に、区のほうでも当然、その策定内容については確認をしていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。その辺もぜひともよろしく願いいたします。

それと、先ほど保護者への周知というのがありましたけれども、その辺はどのように進めていくんでしょう。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 保護者への周知につきましても、入室前の説明会ですとか定期的に保護者会、父母会のほうを行っておりますので、そういったところで周知を図ってきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 今回、改正点が5点あるんですけれども、ちょっと一つ一つお聞きをしたいんですけれども、1番については、先ほど来御報告がありましたけれども、事業者45事業者のうち、まだ29しか作っていないということでは、当然きちっとこれから作っていくんだと思うんですけれども、内容についても、区がこれから把握をしていくという点では、ちょっと思ったんですが、2014年からこの条例ができたわけなんですけれども、それ以降、民間事業者の運営が増えてきたという中で、こうした計画がきちっと作られていなかったということ自体がやはり問題というか、お子さんを預かっているわけですから、そうしたことがちゃんとされていなかったということは問題点としてあると思うんですけれども、これからきちっと当然取り組んでやって、こういう形でやっていくということでは、マニュアル的なものではなくて、条例に基づいてもっときちっとした内容にしていくということだと思っておりますけれども、その辺、ちょっと改めてお聞きをしたいと思います。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 これまでこの安全計画の義務化はされておりましたけれども、今、委員からお話がありました、各取組におけるマニュアルですとか国の基準はこれまでありましたので、そういったものに基づいて運営はしっかりなされたものというふうに認識しております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 これから作っていただくところもあるんですけれども、絶えずその中身についても見直しというのが状況に応じて必要が出てくると思いますので、その辺は状況を見ながらぜひやっていただきたい。

2番目なんですけれども、これから利用者の活動等のために、自動車を運行する場合とい

う、そういう形で今回出てきたんですけれども、これから車を使って送迎ということを用意して、こういう形で条例に入れ込んでいるのかなというふうに思うんですが、この間、議会から、待機児が出ている地域から空きのある育成室へ車を使って送迎したらいいではないかという、そういう提案があったわけですが、やっぱり子どもたちは物じゃないんですから、こっちが空いているから簡単に移動させればいいのかという考え方については、非常に危ういというか、慎重さが求められると思うんですが、実際には区としてはそういうことを想定して、こういう形にしようとしているのか。その辺のちょっとこの意図というか、区の考え方を改めてお聞きしたいと思います。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 当然、区内の大切なお子さまを預かる施設で、放課後の居場所に大変困っている御家庭、お子さまに対して、こういった送迎を行う場合があるということですね。これも多くの待機児童が見込まれる地域が出た場合、そこの利用者、保護者の方にニーズを把握した上で、実施をするか否かを考えているところでございます。もし仮にタクシーで送迎をすることが実施が決まった場合には、当然この条例の範囲内というふうに考えております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 この間出ていたのは、例えば小日向の地域で、たくさん待機児が出て、根津のほうで空いているところがあって、具体的にそのような何か提案だったというふうに受け止めたんですけれども、育成室へ行く子どもたちって、基本的には1年生から3年生といった低学年の子どもたちが、全く知らない地域へ、そういう形で空いているからという、そういうやり方というのは、やっぱりとても慎重にやらなければいけないことですし、親御さんというか、保護者の方々の意見というのも、やっぱりきちっと聞いていただいて、先ほども言いましたけれども、慎重にそれは進めていかなければならないというふうに思います。

ここで、利用者の事業所外での活動というふうに言っているんですが、それは具体的にどういうことを言っているんですかね。

それと、この車については、支援員をそこに同乗させるということで、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 このタクシー送迎、まだ実施するかどうかは決まっておられませんけれども、まず実施する場合については、当然、慎重に実施をしていくということと、区として

初めて行うものでございますので、令和6年に実施する場合は、試行という形で実施をしたいというふうに考えております。

この事業所外というのは、育成室の外へ出た場所ですね、で、車を運行する場合ということ、この条例では当てはめているところでございます。

また、この支援員につきましては、今のところ同乗するかどうかについては、今、区のほうで検討しているところでございます。タクシー運営事業者、それから育成室を受け入れる事業者、この三者で今、検討を重ねているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 あまり賛成をする方向ではないんですけども、支援員という方をきちっと同乗させるべきだというふうに思いますし、お子さんを別の地域の育成室へ連れて行って、帰りは、お子さんたちはどこまで送ってくるという想定をしているんですか。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 帰りも送りと同じ、学校の校門の前まで送る予定でございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 校門の前までしか送ってこないわけですよね。そうすると、暗くなった時期にお子さんを——例えば1人だったとしますよ、そういうときにお子さんをそこに置いておくという言い方は変ですけども、そういうことって、安全対策上、本当に大丈夫ですかと思うんですよ。その辺の安全対策というのがきちっとされない限りは、ここについては非常に問題があるというふうに私は改めて思いました。なので、ここについては、この条例に私は入れるべきではないというふうに思いますので、そこは意見として言っておきたいと思いません。

それと、(4)ですけども、この間、区全体としては、きちっと業務継続計画、BCPを作って、当然、育成室も、区が持っているBCPの中にある施設だと思うんですけども、今回は育成室について、独自にというか、BCPを作るということだったと思うんですけども、その辺については、かなりBCPって難しいというか、の問題もあって、その施設ごとにいろんな違いが出てきたりすると思うんですけども、そこをきちっと、この条例が施行されるまでに作ることができるのかどうかという、その辺についてもお聞かせをいただきたいと思えます。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 先ほどの送迎ですけども、基本的に育成室は、1人で登室、1人で

降室していただくことを原則としております。また、今、言った送迎は、基本的に学校までとなっておりますけれども、それを理解した上で、保護者の方、児童の方に御利用いただくことになっているというふうに考えております。

また、BCPでございますけれども、これまで委員がおっしゃったとおり、区の育成室全体でBCPを作っておりますけれども、これからは各施設ごとに作ることにしております。児童の安否確認ですとか、被災状況の把握ですとか、育成室をどうやったら早期再開できるのか、これを各育成室ごとに作ることにありますので、有事の際にも、より安定的な運営が図れるものというふうに認識をしております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 BCPについても、訓練だとか、絶えずそのところも点検しながら、見直しも当然出てくるかと思っておりますけれども、そのところはぜひよろしく願います。

それと、やはり(3)のところが一番問題あるかなというふうに私は思っているんですけれども、この議案集の書き方なんですが、議案集のデータ38ページのところに、第6条の3というのがあって、同じ頭ぞろえで第12条の2というふうになっているんですけれども、この第10条第3項というのも、ここの上まで持って行って書かないといけない、独立している条項ですから、この議案集の書き方が問題あるのでは——問題というか、ちょっと書き方については分かりづらいというところがあるので、そこは改善していただきたいというのをまず言っておきたいと思うんです。

一つは、先ほど支援員になるためには、東京都の研修を受けますよというふうに答弁がありました。ここで言っているように、放課後児童支援員について、その業務に従事する日から1年以内に、知事が行う研修を修了することを予定している者も加えるということになったんですが、例えば、今年の4月、新年度から育成室の放課後児童支援員になった人で、その時点で東京都の研修をして、その研修が終わったらもらえる修了証書、それを持っていなくても、この先1年以内に研修を受けて修了書がもらえるという予定ならば、支援員になれるということなんですか。そういう受け止めでいいんですか。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 最初のその条文の書き方につきましては、これは総務のほうとしっかり確認したのになっております。

この支援員については、なれるというか、支援員としてみなすということでございます。

○浅川委員長 板倉委員、そろそろまとめてください。

○板倉委員 いえ、まだありますから。

例えば、予定しても、4月1日から働き出して、1年以内に予定したんだけど、結局その研修を受けなかったというときは、どういう対応になっていくんですかということと、東京都のこの研修を見ても、昨年でいうと12月2日から23日は中野で、あるいは今年になって1月15日から23日は水道橋でそういう研修を行って、その後、習熟度を確認するための確認テストというのがあって、知事が子育て支援研修の修了後、認定している修了書、その後、修了証書が発行されるということになっているんですけども、手元から届くまで1か月半から2か月掛かるというふうに言われているんですね。ですから、研修を受けて、4月1日からなるにしても、その方々はまだ修了証書が手元に来ない。そういう認定も受けていないという方々も、支援員になれるということなんですか。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 研修を修了した者としていますので、認定証が届いているかどうかについては、確認はしておりません。研修を修了した者が支援員としてなるということでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 後から言った、要するに研修が修了すれば支援員になれるということですけども、最初に予定しても受けなかったという人は、どういうふうな扱いになっていくんですか。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 今、委員からお話があったとおり、この研修は年に何回かございますので、基本的には研修計画を立てて、年の最終回の前までに職員が研修を修了するように我々、スケジュールを組んでおりますので、もしその最終回の前までに受けなかったら、最終回に必ず受けるように、我々としては計画をしているところでございます。もし仮にそれでも年度内に研修を修了することができなければ、当然、放課後児童支援員の資格というのは、その年度中は取れなかったということになります。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 そうすると、その年度の中では、お仕事はできちゃうということになるんですね。そうすると、この間、だんだん資格要件が緩くなってきているというふうに思うんですね。この間、問題になっていた、ワーカーズが定員の水増しということで、お隣の新宿区で指名停止ということになって、文京区でも、水増しではないですけども、そういう形になったんですけども、隣の新宿区は、正規の職員2名体制ということでやってきているんですが、

文京区の場合は、正規が1名、支援員2名体制で、その支援員2名のうち1人は補助員をもって代えることができるというふうになっているわけですから、さらに緩くなっていくという点では、この文教委員会でこれから、子どもたちが今、置かれている状況とか、そういうことが報告されて議論がなされるんですけども、やっぱり有資格の方々、有資格といったときには、この間、この研修をしなくてもいいですよという方々がいらっしゃいますよね、資格のある保育士さん、社会福祉士、幼稚園教諭、学校の先生もそういう教員免許をお持ちの方も当然そうだと思うんですけども、やはりこういった資格を持っている方々をきちっと子どもたちのところで対応していくべきだというふうに思いますし、支援員の方々についても、収入——この支援員という方々は、1年ごとに契約をしていく、そういう方々になるのでしょうか。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 先ほど委員から緩いという言葉がございましたけれども、国の基準では、この資格ですね、採用2年以内にこの研修を修了させることとしているところですけども、本区においては、ここ1年以内に取得というふうに、国の基準よりは当然厳しくしているところでございます。

また、区の職員では、基本的にこの育成室、児童館に勤める職員については、保育士資格、または社会福祉士資格を取っている職員が入っているところでございます。

人数につきましても、これまで育成室2名体制だったところを、常勤職員3名体制としておりますので、質の向上については、この東京都で行う研修だけでなく、区で独自で行う研修等で、質の向上についてはしっかり努めていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 この東京都の研修は、年に1回こういう形で行われているわけですけども、やっぱり支援員の方々については、その支援1回きりではなくて、やっぱり継続してそうした研修を受けていくべきだと思うんですけども、そういうふうには今のところはしていないということなんですか。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 支援員につきましては、基本的に1回限りです。ただ、当然そのほかにも区の中での研修ですとか、民営も含めた合同での研修、様々な研究等も行っておりますので、そういったところで職員の資質の向上についてはしっかり努めていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

宮野委員。

○宮野委員 資料第10号の(4)のBCPの策定について、私も伺っておきたいと思います。

このBCPの策定については、専門家の意見なども踏まえて、共通指針に沿って策定していくことも大事だと思いますし、毎日の業務だけでも育成室の皆さんは忙しくされていることだと思いますので、しっかりと区が支援する形で進めていただきたいなというふうに思います。育成室に丸投げする形になるのは、とても大変であると思いますので、ぜひその点をお願いしておきたいんですけれども、区が介護施設と同じように、ガイドラインやひな形など共有して、策定の支援、できるのかどうかという、その点を確認させてください。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 このBCPにつきましては、国のほうからもひな形も来ております。

ボリュームが結構多いものですから、区のほうでもしっかりその国のひな形に基づいて、中身を書き込んで、それを各育成室に周知をさせていただいて、各育成室ごとにきめ細かいBCPを作っていただく、こういった流れになっております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。ぜひ、そのつくる段階からしっかりと育成室に寄り添って、一緒に策定に向けて進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○浅川委員長 ほかによろしいですね。

それでは、議案第70号の態度表明をお願いしたいと思います。

自由民主党さん。

○市村委員 今回の条例改正により、更に子どもたちの安心・安全が担保されるということでありますので、議案第70号、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 引き続き、安全対策が充実されることを期待いたしまして、議案第70号、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 安全策の強化など、児童や保護者の安心・安全につながる改正であると判断いたしますので、市民フォーラムも議案第70号、賛成いたします。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 今回のこの条例改正により、子どもたちの更なる安全の確保にもつながると考え、議案第70号は賛成いたします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 先ほども意見を述べましたけれども、やっぱり6条については、子どもの安全を本当に守り切ることができるのかという非常に不安があるということと、10条についても、だんだん資格要件が緩くなっていくという点では、この議案第70号、日本共産党は反対です。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 先ほどの議論で、支援員に関する基準の見直しがあったということで、板倉委員からは、基準が緩くなってきているのではないかという御指摘もありました。学童保育の現場は、ただでさえ人手不足ですし、保育の質の維持にも問題がある状況と思います。一方では、研修を修了すれば支援員の質が担保できるとも限らないわけですから、業務従事者のOJTを含む研修計画の見直しも併せて進めていただくことを要望いたしまして、会派AGORA、賛成いたします。

○浅川委員長 それでは、議案第70号の審査結果ですけれども、賛成6、反対2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○浅川委員長 続きまして、付託請願審査5件、まず請願受理第38号、小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願。

請願文書表のデータ19ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和6年2月6日 第38号
 - ・件名 小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
 - ・請願者 文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部
支部長 小竹 紘子
 - ・紹介議員 石沢 のりゆき
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請願理由

文部科学省は2022年度の小中学校で不登校だった児童生徒について前年度比5万4108人(22.1%)増の29万9048人にものぼり、過去最多になったと発表しました。10年連続で増加

し、過去最多を6年連続で更新し続けています。

小学生が10万5112人(前年度比29.0%増)、中学生19万3936人(前年度比18.7%増)、いずれも増加しており、全児童生徒の3.2%を占め、10年間で2.6倍にもなっています。文京区においても、2022年度小学校137人、中学校183人と小学校で若干減ったとはいえ2022年度も増加の傾向をたどっていることは深刻です。その上いじめも増加傾向が続いていることも問題です。

学校が子ども達の安心できる居場所、安心して学べる場所になっていないことが明らかであり、解決のための対策が急務になっています。

授業時間の詰め込みの問題もあります。一日の授業時数が多いうえ、競争的な教育が背景にあると専門家から指摘されています。子どもに寄りそってその声を受け止めるべき教員の多忙化は大変な社会問題にもなっています。また、精神疾患による教員の休職者が2021年度文部科学省調査で過去最多になるなど、深刻な事態が広がっています。

教員が不足して学級担任のいない学校などが出て、副校長が担任になり、しのいだことがマスコミで報道されました。文京区内でも一步間違えばそうなりかねない状況があったと聞いています。

学校を子どもが安心できる場所にするためには、何より教員を大幅に増やし、教員の多忙化を解消し、一人一人の子どもたちの声をしっかり聞き取り、心が通い合う環境を作ることが急務です。そのためにも少人数学級を進めることは必須です。国の文教予算を教職員増員のために大幅に増額すべきです。

またコロナ感染も未だに増加しています。今年はインフルエンザの感染拡大も危惧されており拡大防止の点からも、「密」を解消することが必要になっています。

少人数学級はコロナ禍での「密」を解消し、子どもたちがゆったりと学び、一人一人の個性を生かし学ぶ権利を保障する上でも重要です。

全国の自治体では、国の35人学級への法改正を受けて、自治体独自に前倒しで促進したり、更なる少人数への取り組みを進めるなど少人数学級を前に進めています。これは全国的な流れになっています。

東京都においても独自に教員を増やして、35人学級を小学校で実施するとともに、同時に中学校に拡大していただきたく強く要請します。

・ 請願事項

- 1 都の責任で、教員を大幅に増やし、来年度小学6年まで35人学級を実施すると同時に、

中学校2年生以上も35人学級にするよう都に求めること。

2 小・中・高の全学年で30人学級の検討に入ることを都に求めること。

3 国に対して中学校の35人学級への移行を求めること。

○浅川委員長 この請願は、都の責任で、来年度に小学校6年生まで35人学級を実施することや、小・中・高の全学年で30人学級の検討に入ることを都に求めるものです。

また、国に対して、中学校の35人学級への移行を求めるものです。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

板倉委員。

○板倉委員 この35人学級を求める請願ですが、来年度については、5年生まで35人学級になるわけで、そうすると来年度は何クラス増えるのか。請願者のおっしゃるように、6年生まで一気に拡大するというふうになると、何クラス増えるのか。クラス1人に対して先生1人ということではないということであれば、教員は何人確保しないといけないという、数字上のあれをお聞かせいただきたいと思います。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 来年度の小学校のクラス数がどの程度増減するかというところにつきましては、全体として20校で16クラス増えるという想定は、昨年の秋の時点ですべてしております。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 教員についても、16名の増加を予定しているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 それで、中学生については、1年生については、中1ギャップということで加配の先生がついているわけですが、来年度どうなるのかということと、今、なかなか子どもたちの置かれている状況が大変な中で、やっぱり2年生以降も35人学級というふうになると、何クラスになるのかをお聞かせいただきたいということと、スクールカウンセラーの先生たちの各学校への支援体制は今どのようなになっているのか、お聞きしたいと思います。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 後ほど学校選択制度の実施に係る回答状況についてのところで御報告はさせていただきますところではございますが、現時点ではまだ中学1年生、全てのお子さんが区立、今の時点での報告にはなりますので、区立に何人程度行くかというところの確定は出せませんので、この時点でどうなるかというような回答はまだできないということになります。

○浅川委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 スクールカウンセラーの体制でございますけれども、基本的には学校から見ますと、週2日、区のスクールカウンセラーが来て、週1日等のスクールカウンセラーが来ますので、原則、週3日学校にスクールカウンセラーが滞在することとなります。

なお、例年、中学校に関しましては1校程度、小学校は2校、今年度でいえば、小学校2校、中学校1校につきましては、都のカウンセラーが週2日来ますので、合計週4日学校にいることとなっております。

○浅川委員長 ほかにはよろしいですね。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○板倉委員 この請願については、これから35人学級にしていく場合の教員の増やしをどのように増やされるかということなんですけれども、今、先生になることを希望する方々が非常に減ってきていて、来年度、小学校は1.1倍という、すごいびっくりするような数字になっているという点では、先生たちが置かれている状況も非常に大変だと思うんですけれども、子どもたちも状況としては大変なわけですから、そういう点では、やっぱり一人一人に本当に目が行き届くようにしていかなければならないというふうに思うんですが、小学校1年生のところを見ただけでも、もう早い時期から漢字がいっぱい出てくるんですね。それで、その漢字を子どもたち、本当に覚え切れるのかなというふうに私は見るんですけれども、そういつたときにやっぱり少ない人数に先生が対応できれば、どれだけ子どもたちというのは分かって嬉しいなという気持ちになるかというのを、つくづくの間私もちょっと体験をしているので、少人数学級というのは非常に重要で、むしろ35人よりも下げてほしいと思うぐらいのあれですから、請願1項、2項、当然採択をいたしますし、中学校についても、まだ1年生については加配の先生での対応だということですから、そういう点では、中学校についても35人学級に進めるということ、ぜひ区からもそうした要望、要求をしていただきたいということを含めまして、1項、2項、3項、採択をいたします。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 全国的に小・中学校で不登校の児童・生徒が増えているという点、あと、学校を子どもが安心して過ごせる場所にしていくために、教員の数を増やし、さらに一人一人に目を配れる環境にしてほしいという請願者のお気持ちは、本当に理解できる部分ではございます。ただ、現実的には、学級も教員も増えており、東京都全体から見ても教員の数は足りて

いないという現実問題があることから、現段階では現実的ではないということから、日本維新の会文京区議団は、請願事項1から3は不採択でお願いいたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 請願理由にあります児童一人一人への丁寧なケアの必要性や、教員の多忙化に対する懸念は、非常に共感する部分ではありますが、やはり教室の確保や教員の確保、また教員の処遇改善など、教育の質や環境を段階的に整備していく必要があつて、現段階では現実的ではないというふうに考えますので、請願事項1項から3項、不採択とさせていただきます。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 これまでも同様な請願が提出されておりますけれども、35人学級を進めるに当たっては、先ほど宮野委員もおっしゃっていましたが、やはり教室の確保や教職員の確保も必要になってまいります。そういった意味では、段階的に進めるべきと思いますし、また着実にこの35人学級も進んでいると認識しております。そういった意味で、この請願事項1項、2項、3項とも不採択でお願いいたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 前回、前々回同様の内容でございます。教職員に関しては、教員の処遇改善、働き方改革を進めるとともに、様々な人的措置を施して負担軽減を図っているところであります。また、35人学級に関しては、その実現に向け、教員や教室の確保にも努めております。30人学級に関しては、様々な状況、時期尚早と考えますので、したがって議案第38号、請願事項1項から3項とも、自民党、不採択といたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAといたしましては、前回の委員会でも申し上げましたが、この請願の願意は時期尚早という意見もあるんですが、一方では、不登校の対応や教員の就業環境の改善のためには、学級の少人数化は不可欠ですし、国の制度を含めた抜本的な教員の待遇改善を同時に進める必要があるのも事実ですので、あと加えていえば、文京区においては、この後議論のあります教室の確保ですね、こちらも併せて進める必要があるという点を意見として添えまして、請願事項1項から3項まで全て採択といたします。

○浅川委員長 それでは、請願受理第38号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定します。

請願事項2、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定します。

請願事項3、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定します。

それでは続きまして、請願受理第39号、「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願。

請願文書表のデータ21ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和6年2月6日 第39号
 - ・件名 「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
 - ・請願者
 - ・紹介議員 石沢 のりゆき
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請願理由

2024年1月26日、除草剤ラウンドアップ（主成分グリホサート）が原因でガンになったと訴えた男性に、約23億ドル（約3400億円）を支払うようバイエル社（旧モンサント社）側に命じる判断がアメリカの裁判所で下されました。

ラウンドアップは、2015年にWHO専門家機関の国際ガン研究機関（IARC）が、「人に対して恐らく発ガン性がある」と発表しており、世界40カ国以上で禁止や規制がされています。2018年、アメリカで行われた裁判では、ラウンドアップに発がん性があることを認め、販売するバイエル社（旧モンサント社）に320億円の損害賠償を命じました。裁判の中で、モンサント社は発がん性などの危険があることを認識し、隠ぺいしていたことが明らかになっています。ところが、日本は世界の流れに逆行して、2017年にグリホサートの残留基準値を最大400倍緩和しました。

ラウンドアップは、発ガン性以外にも多岐にわたる毒性があることが報告されています。注目されているのが、世代を超えた影響です。2019年の「サイエンティフィック・リポーツ」によると、母ラットにグリホサートをEUの無毒性量（毒性がないとされる量）の半分投与すると、母と子には影響がないのに、孫とひ孫の世代に腫瘍や生殖機能不全など多様な障害が出たのです。つまり、私たちがグリホサートに曝露した場合、自分や子どもには影響が出なくても、孫とひ孫に疾患が起こる可能性があるのです。この世代を超えた影響については、日本の農薬の毒性試験で調べられていません。

日本の農薬の毒性試験は、主成分で行われ、それを基にして一日摂取許容量（ADI）や

残留基準値が決められます。農薬は、主成分に補助剤（界面活性剤など）が添加されています。しかし日本では、補助剤は毒性試験の対象外です。また、補助剤の成分は企業秘密なので、何が入っているのか不明です。2017年、フランスのカーン大学セラリーニ教授の研究で、ラウンドアップの補助剤は、主成分グリホサートの1000倍以上の毒性があると発表しています。補助剤の毒性が主成分の1000倍以上高いのなら、国が設定している一日摂取許容量（ADI）も残留基準値も安全とは言えません。2019年、欧州司法裁判所では「農薬は売られている状態（主成分+補助剤）で審査しなければならない」という判断を下しています。

文京区の学校給食のパンには輸入小麦が使用されています。農水省の輸入小麦の検査では、カナダ産100%、アメリカ産97%でグリホサートの残留が確認されています。残留理由は、日本国内の小麦では禁止されているラウンドアップの収穫前散布が行われているためです。ラウンドアップは、植物の細胞にまで吸収されるので、洗っても、調理しても落ちません。食べれば、間違いなく、子ども達の体内に取り込まれます。学校給食法第9条1項の規定に基づき、学校給食衛生管理基準には「有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」とあります。学校給食は、自治体の裁量です。市民による署名がきっかけで、熊本県では、国産小麦を使用するようになりました。また国会では、与野党の超党派議員30人以上が集まり「オーガニック給食を全国に実現する議員連盟」が発足し、子ども達の健康に配慮した食材を提供しようという取り組みも始まっています。

今、日本の農業は危機的な状況です。東京大学の鈴木宜弘教授は「38%という食料自給率に種と肥料の海外依存度を考慮したら、日本の自給率は今でも10%に届かないくらいである」と指摘しています。子どもや次世代の命と健康を考え、安心安全な国産の食材を学校給食で使用することは、離農が進む国内農家を支援することにも繋がるのです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項をお願いいたします。

・ 請願事項

- 1 予防原則に基づき、グリホサート残留の可能性が高い輸入小麦は学校給食での使用を止めて、国産小麦・米粉または米飯にするよう区に求めること。
- 2 農薬の安全基準を決める毒性試験は、「主成分のみ」で行われている現状を改め、「実際に使用される農薬（主成分+補助剤）」で行うよう国に求めること。

○浅川委員長 この請願は、予防原則に基づき、輸入小麦は学校給食での使用をやめて、国産小麦または米飯にするよう区に求めるものです。

また、農薬の安全基準を決める毒性試験を改めるよう国に求めるものです。

それでは、御質疑のある方は、挙手をお願いします。

千田委員。

○千田委員 ラウンドアップには、発がん性のことは、何回か質問されて認識があるという御回答だったんですけれども、発がん性以外にも多種にわたる毒性があるということを区として認識されているのですかということと、また、ラウンドアップの補助剤には、主成分グリホサート以外にも毒性の高い補助剤が非常たくさん含まれています。このことを認識されていますでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 今回の請願理由にあるレベル感で、こういった報道等もされているということで、認識はしております。補助剤についても、報道レベル、あるいはホームページに記載のレベルでいうところでは、その真偽というところは分かりませんが、そういったことが掲載されているというレベルでは認識はしております。

○浅川委員長 よろしいですか。それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○市村委員 請願第39号、前回と同様の内容でございます。輸入小麦に関しては、東京都学校給食会にもそれぞれ検査を行って、安全性が確認されております。そういった意味で、都の補助金を活用し、小麦粉パンの提供もしているということでございますので、請願第39号、1項、2項とも自民党、不採択といたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 請願者のお気持ち、御心配も分からなくもありませんけれども、検査も様々されておりますし、学校給食の安全性は確保されていると認識しております。よって、請願第39号、1項、2項とも不採択をお願いいたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 これまで同様の意見を述べさせていただいたんですけれども、東京都学校給食会のほうも検査をして、今年度もグリホサートの検出がなかったということ。また、パンの提供は大体週1回程度というふうに伺っておりますけれども、その中でも国産小麦を使ったパンも提供されていたりとか、東京都の補助金を活用した米粉パンの提供もあったりするというふうに伺いました。また、スパゲッティなどそういった国産でない小麦を使っているメニューも提供されていますけれども、やはり子どもたちが楽しみにしている様々なバリエーシ

ョンの献立に影響が出ることも考えますと、予防原則の観点からは規制を掛けていくことは難しいのではないかなというふうに思いますので、請願事項1項から2項は、不採択とさせていただきます。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 このグリホサートに関しましては、国で調査もされていること。また、東京都の学校給食会でも、おとし、そして昨年の秋にも調査して検査があり、グリホサートの検出はなかったということで、検査体制に関しては問題がないと認識しております。

週1回のパン食に関しても、この請願どおりの様々な規制を掛けていくと、現在のバリエーション豊かなパンの提供にも影響が出ると伺っております。

以上のことから、日本維新の会文京区議団は、1と2の項目に対して不採択といたしますが、請願者の方の子どもたちの食の安全に対する気持ちは理解できますし、引き続き区のほうでも検査等を通じて、安全なパンの提供を行っていただきますよう、お願いいたします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○千田委員 請願理由の一番最初に書かれている、この訴訟なんですけれども、これは今年の1月26日に表決が下った訴訟であります。この訴訟は、アメリカなんですけれども、男性が自宅敷地内で20年間ラウンドアップを使い続けた後、悪性リンパ腫の診断を受けたということで、バイエル社、旧モンサント社ですね、モンサント社をバイエル社が吸収しているので、バイエル社に損害賠償を求めたものです。

このペンシルバニア州の陪審員が3,400億円の支払いを命じました。理由は、陪審員は、ラウンドアップは発がん性がある欠陥商品であるにもかかわらず、モンサント社が警告を怠ったと判断し、全員一致で表決しました。3,400億円という多額の金額です。

このようにラウンドアップは、もう発がん性がある欠陥商品であることは世界にも周知されています。重ねて、毒性の高い補助剤が使用されていることも明らかになっております。

子どもたちの命の安全を守るために、日本共産党としましては、この請願第39号、1項、2項ともに採択です。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、前回11月の委員会で申し上げたとおり、現在、区内の学校給食で提供しているスパゲッティやマカロニなど小麦粉加工品の原料小麦の大半が国産ではないことを考えると、これらの使用を全てやめるといふ本請願の願意を近い将来実現するのは困難と判断いたしまして、請願事項第1項は不採択といたします。

一方で、給食の質の向上という意味では、食の安全の確保は大切な視点ですし、現行の仕組みより精緻な試験を行うことを国に求める請願事項第2項の願意は、妥当で、かつ十分に実現可能と考えますので、第2項は採択といたします。

○浅川委員長 それでは、請願受理第39号の審査結果を発表します。

請願事項1、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定します。

請願事項2、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願受理第40号、学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願。

請願文書表のデータ23ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和6年2月6日 第40号
 - ・件 名 学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願
 - ・請 願 者
 - ・紹介議員 石 沢 のりゆき
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請願理由

日本はゲノム編集食品が流通する世界で唯一の国で、現在、流通しているトマト・マダイ・トラフグに続き、ヒラメやアメリカからのトウモロコシが届け出を受理されています。スーパーマーケットでは、ゲノム編集トマトとその加工品がすでに販売されており、レストランでもゲノム編集マダイを提供する店がでてきました。

子ども達が、ゲノム編集食品を食べた際のリスクは未知数です。ゲノム編集は、目的以外の遺伝子を破壊する「オフターゲット」と呼ばれる現象が起きる可能性が指摘されています。目的以外の遺伝子が破壊されると、予想外の毒性やアレルギーを引き起こす可能性があります。また、ゲノム編集には「抗生物質耐性遺伝子」が挿入されます。「抗生物質耐性遺伝子」が削除されずに体内に取り込まれると、抗生物質耐性菌が出現し、細菌が感染しても抗生物質が効かない体になる恐れがあります。

ゲノム編集食品を避けるためには、「届け出の義務」と「食品表示」が必須です。しかし2019年、日本はゲノム編集食品について、安全性評価なしの任意の届け出で流通を認めるとし、食品表示も不要としました。種子や苗への表示も義務づけられていないので、農家は知らないうちにゲノム編集作物を栽培してしまい、消費者も知らないうちに食べてしまう可能

性があります。

ゲノム編集食品に不安を抱く人は少なくありません。2021年9月、サナテックライフサイエンス株式会社（旧社名：サナテックシード株式会社）はゲノム編集のトマト苗を2022年から全国の福祉施設へ、2023年から全国の小学校へ配布する計画を発表しました。それに対して350を越える自治体が、安全性の確認できないトマト苗は受け取らないと表明しました。また、2023年10月には、静岡県議会が「ゲノム編集食品の表示を求める意見書」を国会に提出しています。学校給食で子ども達の口に入るものは、安心安全な食材を使用することが基本です。遺伝子組み換え食品と同様、予防原則で慎重に対応することが必要なのです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項をお願いいたします。

・ 請願事項

- 1 「ゲノム編集食品」の届け出を義務づけるよう国に求めること。
- 2 「ゲノム編集食品」の表示を種苗・作物・食品にするよう国に求めること。
- 3 「ゲノム編集食品」は、加工品を含め学校給食に使用しないよう区に求めること。

○浅川委員長 この請願は、ゲノム編集食品の届出の義務や表示を種苗・作物・食品にするよう、国に求めるものです。

また、ゲノム編集食品は、加工品を含めた学校給食に使用しないよう、区に求めるものです。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

千田委員。

○千田委員 請願理由のほう、下のほうに書かれているんですけども、下の段落の真ん中辺なんですけれども、2023年から全国の小学校へ配布する計画を発表しましたということなんですけど、これ2024年度、2025年度、その後の計画など御存じでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 そちらについては、存じ上げておりません。これまでそのような申出があったことも、文京区では一度もございません。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 今、続きで。今、来年度、文京区には、今年度もそういうあれは来ていないという事で確認しましたがけれども、仮に来年度そういうのが来たときには、ぜひとも、文京区は受け取らないという、そういう表明をしていただきたいということですね。ここに書いて

あるように、2023年10月のときに静岡県議会がゲノム編集食品の表示を求める意見書というのを出していますから、そういう点では、子どもたちの口に入るものは、先ほどのグリホサートの問題もそうですけれども、本当に安心して安全な食材を使用するということが基本ですから、そのところはぜひやっていただきたいということ。

それと、この間、有機野菜を使った給食をということで、全国的にも広がってきているんですけれども、23区でどこがやっているかというのは御承知でしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 まず、前段のところでございますが、仮に来年度以降でもそういった申出がどこかの企業からあった場合、もう既に学校長、幼稚園長のほうには、そういった場合には教育委員会に必ず連絡してもらうようにということでお話をしているところではございますので、そういったときには適切に判断をしていくということは申し上げます。

有機給食につきましては、特別区内でいっても、一部の区の一部の学校で実施しているという情報は私のほうとしても持っております。一部の区で、私が知っているところだと、江東区、葛飾区、全ての学校ではございませんが、その区の中の一部の学校で有機給食の提供実績があるというような情報は聞いてございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 報道ですけれども、江東区でやっているというふうに私たちはお聞きをしております。有機栽培の野菜は若干高いということで、値段だけの比較でそういう選択になっているようなんですけれども、本当に先ほどから言っているように、安全な食材を子どもたちにということでは、当然、学校給食にそういうことを使うということは、農業も支援をしていくということですから、文京区としても、ぜひとも有機野菜を使った給食をということで、検討をしていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

○浅川委員長 ほかによろしいですね。それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○千田委員 ゲノム編集食品は、日本では今、6種類が届出されて、市場可能な状態にあります。この6種類で有名なのが高GABAトマトですね、2種類、その中で中玉トマトとミニトマトがあります。そのGABAが健康によいということは、今は根拠がないと言われております。

それで、ゲノム編集技術の問題点として、第1に、これは強く申し上げたいんですけれども、壊してよい遺伝子などないことを挙げられます。生命体は複雑な情報のネットワークを

持っています。そのネットワークをかき乱すことになり、異変な負担をもたらすことになります。

また、第2に、DNAの2本線、らせん状の2本線になっているんですけども、2本線はぶつ切りにして切断した後は自然修復に委ねるため、切断箇所ですばしば大規模な染色体はすいが起きることが確認されています。

また、DNAを切断するためのカセットを大量に細胞内に導入するため、類似の配列を切断するオフターゲットが起きやすくなっています。

また、魚や動物では、ゲノム編集した細胞と通常の細胞が入り乱れる、モザイクが起きやすいことも指摘されています。

以上のような点から、生態系や食の安全に強く影響する危険性が大きいと言えます。

日本共産党、請願第40号1項、2項、3項、採択します。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 ゲノム編集食品には、ゲノム編集食品であるという表示をする義務がない点に關しましては、ゲノム編集食品であるということが分からずに購入してしまうおそれが懸念されます。これは消費者の選択する権利に逆行することからも、ゲノム編集食品が今後一般的に販売されるようになる環境が整う前に、ゲノム編集食品とは一体どんなものかという周知をしっかりとっていくことは重要かと感じます。

そして、この請願1、2に關しましては、国規模での議論によって決められることであること。3に關しましては、現段階の時点での事実確認を取ることは難しく、そんな状況の中で判断をすることはできないと考え、3も不採択でお願いいたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 ゲノム編集食品については、請願者の方のように安全性を危惧する方がいらっしゃることは承知しております。一方で、ゲノム編集食品によって、農林水産物の生産性の向上ですとか病虫害や疫病への対応、それから温暖化などへの対応など、地球規模の様々な課題において解決の糸口につながる有用な技術ともされておりまして、様々な議論の可能性がある中で、その時々々の知見に伴って適切な判断を行っていくべきというふうに考えております。

また、ゲノム編集は、自然界での変異と結果が同じになるということで、遺伝子の変異がゲノム編集によるものなのか、自然の変化によるものなのか科学的に区別することが難しいというふうに認識しております。

表示については、様々な意見がある中で、国において議論がされていることと認識しております。

これらの理由から、学校給食に使用しないという規制をすることも現実的ではないというふうに考えますので、請願事項の1項から3項、不採択とさせていただきます。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 ゲノム編集食品につきましては、安全性を危惧するところもありますけれども、従来の品種改良品と変わりがないとも言われております。また、利用するに当たっては、事前相談の中で、厚労省や専門家の確認もされております。

よって、1項、2項、3項とも、不採択でお願いいたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 請願第40号ですが、食品表示には、今現在、様々な意見があるのは承知しているところであります。国においては、消費者の意向、表示制度の実行可能性、表示違反の食品の検証可能性、国際整合性など十分に考慮することが必要としており、消費者庁としても、関係省庁と連携して情報発進に努めるとしてあります。

したがって、今後も国の動向、議論を注視していくことが大切と思いますので、請願事項1項、2項とも不採択といたします。

3項に関しては、使用に関しての事実確認ができないこと。現時点では、使用する使用しないという段階ではないこと。教育委員会では使用に関しては適切に判断するものと考えますので、自民党、不採択といたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 11月の委員会で申し上げたとおりですが、現在の食品流通にはトレーサビリティの課題があって、ゲノム編集食品も知らない間に流通したり、使用したりしてしまう危険があるものです。ですので、この課題を国を挙げて解決することが先決と考えますので、ゲノム編集食品の届出と表示の義務化を国に求める請願事項第1項及び第2項は、採択といたします。

一方で、知らない間に流通したり、使用したりしてしまう危険があるということは、これを使用しない厳密な運用を区に求めるという願意の実現は困難であると判断したため、請願事項第3項は不採択といたします。

○浅川委員長 請願受理第40号の審査結果について発表します。

請願事項1、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定します。

請願事項2、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定します。

請願事項3、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第41号、柳町小学校第二仮設校舎計画の説明と見直しに関する請願。

まず、請願文書表のデータ25ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和6年2月6日 第41号
 - ・件 名 柳町小学校第二仮設校舎計画の説明と見直しに関する請願
 - ・請 願 者
 - ・紹介議員 海 津 敦 子 たかはま なおき
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請願理由

柳町小学校の新校舎の建設開始が遺跡発掘調査により遅れ、新校舎完成が令和8年7月予定になったため、普通教室の不足を補う目的で第二仮設校舎を建設するという案が議会にて報告されました。この案は、校庭の大半を潰し、6億円もの予算を投入して使用予定期間1年4ヶ月のみの第二仮設校舎を建設する案です。第二仮設校舎建設に伴い、今年度後半は校庭の使用がまったくできなくなり、また、その後も校庭は体育に使えないほどまで狭くなります。新校舎完成までは現校舎から体育館のある棟まで公道を歩いて移動する必要があるため、休み時間は体育館の利用もできず、屋上も手狭で、子どもたちの休み時間中の遊び場の確保が困難となります。アクティや育成室での校庭利用もできなくなり、児童の教育環境に与える影響は甚大です。

また、校庭が使えなくなる期間が長くなることにより、災害時に与える影響も懸念されます。東日本大震災時、建物の5m以内はガラスは飛散する可能性があるとの見解が区からも示され、校舎から離れるように学校から指示もあったようです。災害時、古い校舎で耐震性に問題があるなかで、校庭にも避難できず、足場の崩れなども考えられ、体育館にたどり着くには工事現場のすぐ横の公道を通る必要があります。そのような状況で全校生徒が安全に、すみやかに移動できない状況が懸念されます。また、校庭がない、もしくは狭いことで、給水車などが停まるスペースもなくなり、地域住民の避難場所としての学校の役割も果たせなくなるでしょう。

議会中、誠之小学校で体育を外部のグラウンドで行ったバスでの運動場への移動がうまく

いったとのことで、体育を外部のグラウンドで行う案が示されました。しかし懸念されるのは、知的障害特別支援学級の児童が通常のクラスに入るインクルーシブ教育を推進する柳町小学校の状況によるものです。外部移動しての、しかも2時間連続での体育は、知的障害の子供たちにとってはかなりの負担と考えられます。補助員の募集は常にかかっているものの、人手不足でそれまでに人員確保できるかは不透明です。特に学校外に移動することは負担も大きく、補助員がつきにくい可能性があります。教員へも児童へも大きな負担がかかるバス移動を、仮校舎解体作業中の1年少しから来年後半から完全竣工までの3年4ヵ月に延長してまで、仮校舎を造設する必要があるのかは甚だ疑問です。

現在、特別教室として算数ルーム、家庭科室、図工室、音楽室、理科室があります。また、PTA室と相談室で普通教室1つ分使用しています。例えば、図工室と家庭科室を家庭科室として共用にし、図工室をPTA室、相談室、学びの教室のコーナーにわけて転用することで普通教室は2つ空きます。また、図工室と家庭科室を指ヶ谷小など近隣の小学校に打診、調理実習やミシン、ノコギリなどの時のみ使わせてもらえるようにするなど弾力的な運用を考えれば、普通教室3つ分空きます。算数ルームも普通教室に転用できますし、理科準備室なども荷物を移動し支援教室に転用することで普通教室の空きが出ると思われます。1年4ヵ月のみの対処であれば、それで十分代用は可能ではないでしょうか。

柳町小学校の第二仮設校舎増築計画について、議会のやりとりを伺うと、今回の増築計画があたかも保護者、地域住民などの合意が得られていたもの、要望によるものだとして進められているようですが、計画決定後の学校からの連絡は「校舎改築のため一時的に校庭の使用に制約が出ます」との連絡のみであり、そのような増築計画を検討している旨の地域住民、保護者、育成室への説明やアンケートは一切行われておりません。

計画の見直しと共に代案の検討を行い、地域住民や保護者とのコミュニケーションを大切に、共に良い解決策を模索することを強く求めます。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項をお願いいたします。

・ 請願事項

- 1 柳町小学校の第二仮設校舎建築について、児童、保護者、育成室などに、可能な限り早く、十分に説明するよう、区に求めてください。
- 2 柳町小学校の第二仮設校舎建築について、計画の見直しと代案の検討をするよう、区に求めてください。

○浅川委員長 この請願は、柳町小学校の第二仮設校舎建築について、児童、保護者等に可能な限り早く、十分に説明すること。また、計画の見直しと代案を検討するよう、区に求めるものです。

なお、文京区議会の先例により、請願の紹介議員は付託委員会における請願審査を傍聴することとしておりますが、紹介議員であるたかはま議員は、現在、厚生委員会に出席しているため、不在であることをお伝えしておきます。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

市村委員。

○市村委員 請願第41号ということで、請願事項2について、まず質問したいと思います。

計画の第二仮設校舎建築の見直しと、代案の検討をするようにとのことでございます。この計画は、令和4年度から改築の中で決められた期間で学びの保障を担保するには、教室の確保は最優先されるべきと考えます。そういった意味では、学務課の皆さんも知恵を絞って、いろいろな代替案を考えた末に現在の計画に至ったと思いますけれども、今まで考えられた代替案はどのようなものがあつたのか、お示しいただけますでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 これまでも新校舎が竣工するまで、教室、校庭、いずれにもできるだけ影響が少なくなるよう、学校と検討は進めてきたところでございます。まず、方法としては、基本的には既存校舎の中でどうにか確保できないかということで検討するわけですが、昨年度も改修工事を行っており、今年度も引き続き確保のための改修工事を今行っているところで、これで学習環境には欠かせない特別教室であったり、職員室や保健室等の管理諸室を確保した上での増築ができなくなるということが昨年の段階から見えてきていたところでございます。

その上で、ではほかに代替方法はないだろうかという点で、例えばなんですけれども、特別教室を転用できないかということなんです。例えば使用する学期をずらして、あるいは普通教室で実施するなどの対応を行って、一時的に機能を停止して改修工事を行うと。こういうことは実施する場合もあるんですけれども、年間を通して使用しないというのは、学校と協議しましたところ、指導上大きな影響があると。

また、他校の施設を代替で使えないだろうかということも御相談したんですが、やれる内容が、例えば家庭科とか理科室とかそういうところなんですけれども、内容が非常に絞られてしまうということから、全くそこを普通教室に転用してしまうのは難しいということ

で判断しております。

また、その時期だけ児童数を、いわゆる35人学級ではなく人数を増やすというような対応も考えたところなんですけれども、柳町小学校は特別支援学級設置校ですので、35人学級を超える人数でクラスを編制して、各学級で交流学习や協働学習を実施することは、学校運営上困難であるというところから、代替案として出てきたものが、校庭を、代替校庭を活用することで、運動会や体育の一部分は対応し得るだろうということで、今回の計画に至ったところでございます。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 今、課長からる、いろいろ代案を考えたけれども、やはり今の第二仮設校舎の計画が一番最適だという話をお伺いさせていただきました。ぜひ、本当に学務課の皆さんも真剣に業務に当たられて、どうしたら学びの保障ができるかということを最優先に考えておられると思いますので、ぜひ、今、言ったように、第二仮設校舎建設に向けて、粛々と進めていただきたいなと思っているところでございます。よろしく願いいたします。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 この請願事項1のところ、児童、保護者、育成室等に可能な限り早く、十分に説明するよう、区に求めてくださいということなんですけれども、そういった説明会を開く予定などは今のところどうなっているのか、お聞かせいただけますか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 今回の増築につきましては、1月末に改築だよりを発行しまして、学校育成室の保護者をはじめ、近隣の町会や学区内の幼稚園、保育園へ配布するとともに、区や小学校のホームページなどに掲載して周知に努めております。

今後の説明会につきましては、3月4日に保護者及び近隣の方向けの説明会を実施しまして、この際には学校運営に関する内容を含めて御説明する予定でおります。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。1月末に一応周知していることと、あと、近々3月4日にも説明会があり、そういったところでまた近隣の方や保護者の方の意見なども出て、それにも耳を傾けるよう対応していただきたいと思います。ありがとうございます。

○浅川委員長 続いて、板倉委員。

○板倉委員 先ほど市村委員のほうから質問して、課長さんからお答えをいただいていますけれども、区としても、様々な代替案という形で検討されたというのは分かりました。ここに

請願者の方から書かれているような、例えば図工室と家庭科室を家庭科室として共用にし、図工室をPTAとか相談室や学びの教室のコーナーに分けて転用する。様々こうした提案がされているんですけども、これらについては、先ほど答弁いただきましたけれども、こうした請願者の提案しているようなことについても、区としては検討をしたということによろしいですか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 例えば今、請願者の方がおっしゃっています図工・家庭科室を共有にということも含めまして、検討はしているところです。検討した結果なんですけど、例えば家庭科室との共有になりますと、衛生面の管理ってどうなるんだろうというところの問題であったり、両方とも特別教室というのは、資材がたくさんありますので、資材置場の確保というところにも問題があって、選択ができないというふうに判断しているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 はい、分かりました。なかなか、ここで提案されているように、例えばお隣の学校にもそうした使えるかどうかの提案もしてほしいという、そういうこともあれして、本当にたくさんこういう使い方をということで提案をされていると思うんですけども、なかなか厳しいところはあるのかなというふうには受け止めました。

第二仮設校舎ですけれども、実施設計が24年の1月から今年の9月ということで、もう既に実施設計には入っているということですよ。はい。そして、建設工事は、今年の10月から来年の3月、供用開始が再来年の4月、再来年度ということですよ、供用の開始がね。はい。それで、再来年度の開始となるわけですけれども、この4月は、3クラス増える予定ですけれども、その対応はきちっとできるのかということと、建設工事については、今年の10月から始まるわけですけれども、準備作業というのも必要になってきますから、実質、校庭が全く使えないというのは、いつからいつまでという、その期間をきちっと教えていただければと思います。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 まず、目の前の来年度、今年4月からの学級数対応につきましては、先ほど御答弁しましたとおり、今、工事を進めておりまして、既存校舎内に新たに普通教室を確保するなどをする事で、しっかりと確保できる方向で準備を進めているところでございます。

また、校庭が使えない期間につきましては、実際、準備工事も含めまして、現在のところ本年10月からを予定しております、10月からの工事、来年の3月までこの工事が続きますので、一時全く校庭が工事と工事ヤードで取られてしまうと。その後、一部分校庭が開放されますが、また2期工事が完了しまして、校舎が出来上がります。令和8年の夏から完全に竣工する令和9年11月までの間が校庭整備の期間となりますので、この期間、校庭が使えないこととなります。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 一部開放できるというのは、いつからいつというふうに、お願いします。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 校庭の一部分が御利用いただけるのが、年でいきますと再来年令和7年4月から、2期工事が終了します令和8年の、夏を予定しております。それまでは、一部使える状況になります。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 この間、御説明いただきましたけれども、遊び場所をどのように確保するのかということと、この間、誠之小学校や明化小学校で工事をやってきましたけれども、ここの2つの学校では、校庭を全く使えなかったという時期は、両方ともあったのでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 まず、校庭が使えない期間の、柳町小学校のほうの対応でよろしかったでしょうか。

（「誠之と明化」と言う人あり）

○宮原教育推進部副参事 すみません、失礼いたしました。誠之、明化につきましては、やはり校庭が使えない期間はございました。校庭が使えない期間につきましては、体育はバスで移動して、もしくは徒歩で移動するなりして、代替の校庭を使うなど、対応してきたところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。よろしいですか。はい。

宮野委員。

○宮野委員 柳町小学校の改築に関しましては、1月の文教委員会で工期の的確なスケジュール管理ですとか、在校生や保護者などへの情報提供、在校生の学習環境の維持を要望させていただいたところであります。この請願に関して、請願者の方が御懸念されている点について、3点ほどお伺いしたいというふうに思います。

第二仮設校舎建設に伴って、アクティや育成室で校庭の利用が制限されることについては、新校舎の体育館やプールの、プール広場ですね、も活用する方向で検討されているというふうに伺っているんですけども、請願者の方の御懸念として、新校舎完成までは、現校舎からの体育館のある棟まで公道を通過して移動する必要があるため、休み時間は体育館の利用ができないというふうな部分があります。これについて、事実関係はどうなっているかというのを伺いたいと思います。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 今、委員からありましたとおり、請願者がおっしゃるとおりでして、現在のところ、今、使っている既存校舎から体育館やプール、蓋をしたプールが使える。新校舎への移動については、公道を使うことになっております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。公道を使うということで、移動に児童の危険が伴ってくるかと思うんですけども、その課題を何かしらの方法でクリアして、体育館、プール広場、しっかり活用できる方向で検討していただきたいんですけども、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 できれば、その間にある工事エリアに一時的でも直接通る道ができないかということも検討したんですけども、やはり工事との兼ね合い、子どもたちの安全確保のためには、この工事エリアに道を造ることは難しいと考えております。

そこで、公道を移動する際、今も担任の先生等が誘導しているところですが、例えば休み時間とかになりますと、子どもたちは流動的に動いてしまいますので、ここに人をつけるなどという方法を取りまして、まず安全確保したいと。

あわせて、どうしても移動距離が長くなってしまうので、子どもたちにとって大切な休み時間がちょっと短くなってしまうのも、ここを何とかしたいというふうに校長先生もお考えで、時程を工夫しまして、移動時間も確保しながら、休み時間も新校舎が使えるように検討しているところでございます。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 アクティですとか育成室のお子さんが移動で公道を使う場合については、必ずスタッフが同行するようになっております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。一定、その対策が講じられるように検討中ということで、承知いたしました。

災害対策についてなんですけれども、学校の体育館では、学校用の強化ガラスというのを使用していることと思うんですけれども、校庭が使えない間、体育館、あるいは二次避難先に指定されている誠之小学校のほうに避難訓練を実施するなどの対応が取られているのかどうか、伺いたいと思います。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 避難訓練につきましては、小学校では地震、火事、あと不審者対応などの想定を変え、また時間帯を変えて、毎月実施しているところではございます。その実施計画につきましては、その時々为学校環境に合わせて毎年度更新しておりますので、現在のところ、体育館への避難訓練というのは行っていないところではございますが、工事開始が予定されています令和6年度の学校防災計画の中で、体育館への避難訓練を実施する方向であるということを学校に確認しているところです。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。ぜひ、そこは柔軟に、迅速に新しい対応を避難行動に反映していただくようお願いいたします。

あと最後に、バス移動の際に、特別支援学級の児童には補助員が同行することになっていて、安全確保のための更なる人員配置も検討されているというふうに伺ったんですけれども、この人員確保の懸念をされる表現もございますので、この人員確保の状況、今どうなっているか、教えてください。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 バス移動の際のサポートにつきましてですが、現在、特別支援学級の児童には、障害特性に応じまして補助員がついているところではございます。今、5クラスありまして、各クラス1名で、障害特性に合わせまして、現在はプラス・アルファで人数がついているところではございます。

このバス移動では、補助員を同行させることによりまして、しっかりと安全確保できるように努めていくこととともに、移動先が広い少年野球場、あるいは六義公園等を考えておりますので、さらに現場での大人の目を増やすために、こども人を配置しまして、安全確保していくことを検討しているところではございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。さらに大人の目を増やすということで、現地にもお願いするということなんですけれども、例えば具体的にどのような方が検討されているのか、スクールガードの方とか、そういった方になるのでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 まだ具体的にどなたをといるところは、これからはなるんですけれども、委員から御指摘ありました、スクールガードの方というのも、一つの案としては考えております。先ほどの休み時間の移動と体育での安全確保といったところに人を配置したいと考えております。

○浅川委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。それでは、沢田副委員長。

○沢田副委員長 私からは、3つです。

まず1点目は、そもそも区の方針がどうなのかという質問です。

区長が先日の本会議一般質問で、誰もが住んでいてよかったと思える区政運営のために、声なき声に耳を傾けるとおっしゃいました。区政運営を支える屋台骨である子育て世帯の声も丁寧に聞かれるというお話でした。その際、紹介いたしましたが、一方では当事者の子育て世帯から文京区に転入を考えているという人を見ると、やめたほうが良いと言いたくなる、そういった声も出ています。区として、把握されているのでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 全体の中で、区民の声等を含めまして、いろいろと御意見をいただいているところなんですけれども、転入について、やめたほうが良いというお声は特段伺っていないところです。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 把握をされていないということだったんですが、先ほどの声は、その理由がございまして、渋谷区や横浜市のほうが良いと。なぜかという、これらの自治体では、仮校舎用の代替地が見つかった学校から改築をしたり、また見つからなければ、改築をそもそもしない、そういった選択をしていると。そもそも自校方式を堅持しようとしている区の方針に問題があるのではと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 現在、改築につきましては、広い代替地が見つければ、自校方式を取ることなく、代替校舎でということもあるかと思っておりますけれども、都内にございます本区的环境から考えますと、今現在、代替校が建てられる広い用地が確保できないことから、自

校方式を取っているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長、まだありますか。

○沢田副委員長 はい。

○浅川委員長 それでは、12時になりましたので、休憩に入らせていただきまして、午後は1時から、沢田副委員長の質疑から始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時59分 再開

○浅川委員長 それでは、午前中に引き続きまして、文教委員会を始めさせていただきたいと思えます。

まず初めに、沢田副委員長からの御質疑から始めます。

○沢田副委員長 午前中の質問で、そもそも区のこの自校方式の方針について、お伺いしました。御答弁では、代替地が見つからないから自校方式のまま進めているんだという御答弁だったんですが、その前に、私、渋谷区や横浜市の例を挙げて、これらの自治体では、場合によってはその代替地が見つからなかったら改築しないという、そういう判断もあるというお話をさせていただいたんですが、誤解のないように申し上げておきますが、代替地が見つからなかったら建て替えるなど、文京区においてもそうしろと申し上げているわけではございませんので、付け加えさせていただきます。

一方では、その代替地が見つからないまま、自校方式を進めるということが起きてしまうわけですが、これに関して、当事者である子育て世帯の声に、いい土地が近くにあっても、仮校舎用地には使わないで、マンションを建ててしまうと。子育て世帯は黙っていても転入してくるので、子どもにはお金をかけないのが文京区だと。そこまで言われているんです。そういう声もある。これについて、どう思われるでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 実際、転入につきましては、学区によっていろいろと転入数にばらつきがある場合もございます。学区ごとに子どもの人口というのはなかなか予測することも難しいですが、教育委員会としましては、毎年度秋頃に、地域の状況を含めまして、児童数を推計した上で、必要な学級数について検討した上、必要な教室増対策の工事を行うとともに、また、教室が今、柳町小学校も同様ですけれども、既存教室での改修で難しいという場合には、増築をするような対策をしまして、対応しているところがございます。今後も人口動態、また地域の住宅状況等を注視して推計を行って、適切に対応したいと考えておりま

す。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 今、御答弁、児童数の推計のお話があったのでお伺いしたいんですが、1年に1回、秋9月頃に児童数の推計をされるというお話だったんですが、一方では、今回の柳町小学校の件についても、本会議の中で御答弁に、35人学級化がこの校舎、教室数不足の主な原因であるというような御答弁もあったんですね。ただ、35人学級化というのは、当然、国の方針として前から決まっていたわけですし、いつかやってくるものであったのは御存じだったと思うんですけども、1年に1回だけ児童数を推計して、それに基づいて計画を考えるというのがそもそも現実的ではなくなっているんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 1年に1回というところにつきましては、次年度予算というところもございますので、一定の時期に推計を出しているというようなところはございます。ただ、実際、教室数の不足だとか、そういった課題というところは、各学校あたりもするので、正式に出すのは確かにそういう時期になるかもしれませんが、それ以前にも学校と協議をする中で、この学年については、あと数人増えてくると、そういう可能性、クラスが1クラス増えることもあるよねとか、増えた場合にはどこの教室を確保できるかとか、そういったようなことについては、日常的に学校と協議は進めているところではございますので、いわゆる推計が出たときのみ到我々が動いているということではございません。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 はい、承知しました。丁寧にやっていたという事なんですが、一方で、35人学級化というのは、もう前々からある程度分かっていたことなんじゃないかというお話については、いかがでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 今回の柳町小学校の増築の件で申し上げますと、柳町小学校の設計に入りました段階では、まだこの35人学級というのが予定されておられません。また、工事に入った段階でも予定されておられませんでした。その後、令和3年4月になって、この義務教育標準法が改正され、35人学級が導入されたことで、一つ、教室環境が、施設環境が厳しくなったということ。

もう一つが、柳町小学校そのものが、今は柳町遺跡が周知の埋蔵文化財包蔵地となってい

るものなのですが、こちら令和3年3月に指定されたところがございますので、そういった複数の要件がありまして、柳町小学校、最初に設計施工に入った段階で想定していたものよりも、教室数が上回る教室の確保が必要になったというような経緯がございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 私が申し上げたのは、いずれ35人学級化されると分かっていたなら、例えば少人数学級室でプラス1室をしておくとかして、事前に備えておくという発想がなかったのかという話なのですが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 当然、校地に余裕がある場合には、極力多くの教室を確保することで、多目的室にするなり、委員がおっしゃるとおり、少人数教室にするなりということで、対応可能かと思えます。今回の柳町小学校につきましては、改築に至る経緯の中でも、校庭をできるだけ確保するべきというような御意見をいただいた中で、自校方式での工事を進める中、必要な教室と校庭と両方ともを勘案した結果、今の計画に至っている次第でございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 その工事に余裕があればという発想は、そもそも最初に申し上げた自校方式にこだわっているからなんじゃないかということなんですね。この柳町の計画に関しては、例えばですが、この後、報告事項で審議をする竹早公園に仮校舎を建てて、そこに子どもたちを通わせてはどうかという、子育て世帯の当事者の声もあるわけです。これはいかがお考えでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 ほかの敷地だとかそういったところについても、別途これについては、長い期間をかけて検討を区としても進めてきた。学校以外の需要というところも当然あるということになりますので、今、急にそこを仮校舎にというような、そういった議論もまだ何もなされていない中で、そういったことを唐突に申し上げられたところでも、今すぐに何か対応ができるというような案件でもございませぬし、竹早の部分については、ほかの部署、要は全庁的な話にもなってきますので、この場でそこが適地だとかというようなことは、答弁申し上げることはできません。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 今すぐにできないということは分かるんですが、一方では、先日の本会議で

区長が、子育て世帯の転入による税収の増加が区政運営を支えているとおっしゃっているわけですが。その屋台骨である子育て世帯からの声でもあるわけですので、丁寧に耳を傾けていただきたいと思います。

次の質問なんですが、今回の決定後の説明というのも書いてあるんですけども、その前ですね、決定の経緯にも問題があるんじゃないかというお話で、これは前回1月25日の委員会でも議論したんですが、学校現場からどういった意見や要望があって、どう区として、教育委員会として説明をされたかということなんですけれども、御答弁では、柳町小学校PTAから要望書を受け取ったという話だったんです。一方では、実際に在籍している柳町小学校の保護者の声として、柳町小PTAが増築要望を提出していたなんて寝耳に水だという声も聞いています。PTAに加入してクラス委員もやっているのに、要望の有無も、区からの回答も知らないという声なんですけど、把握されていたでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 各学校へのPTAからの様々な御意見、御要望というのは、毎年度いただいております。施設や整備に関する御意見、御要望につきましては、毎年、実際現場を学校長と確認しながらヒアリングを行いまして、これを参考に、年度内の修繕とか翌年の予算検討とか、今回のケースもそうですけれども、行っているところでございます。

意見の取りまとめ方等は、実施方法を含めまして、各団体の裁量に委ねておりますけれども、学校活動に協力して下さっていて、また校内の事情をよく御覧になっていただきますPTAという団体からの御意見として、受け止めたものでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長、まとめてください。

○沢田副委員長 はい。

申し上げたいのは、そもそもそういう意思決定の仕方しかできない団体、つまり保護者や教員の代表ではない団体であるPTAからの要望をこの建築の根拠にすることに、そもそも問題があるんじゃないかという話なんですけど、いかがでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 今回の増築に至ったところに当たりましては、PTAからの御意見も参考にはさせていただきますけれども、根拠にしているものではございません。校舎を改築、全く建て直すという場合には、改築基本構想検討委員会を開催しまして、PTAだけでなく、近隣町会や様々な関係者の方に御参加いただいて、公開の場で改築の方向性を検討しておるものでございます。

ただ一方、学級の配置を含みます学校施設の活用方法につきましては、基本的には学校運営の中で判断させていただいているところでございます。今回は、改築中の学級増で、かつ校庭に増築をせざるを得ないという、ちょっと特殊なケースとはなったものの、逆に、期間であったり工法であったりというのは、先ほども御答弁させていただいたとおり、大分縛られた中で環境を整えていかなければならないという中で判断したものでございまして、説明につきましては、先ほど御答弁いたしました3月4日に説明会を開いて、今後、丁寧に御案内していきたいとは思っておりますけれども、方針につきましては、学校と協議の上、決定していったものでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。事前の意見聴取をしっかりと保護者全体からいただきたいという話なんです。誤解のないよう申し上げていますが、PTAが悪いという話ではなくて、区や教育委員会がPTAに責任を押しつけるようなことにならないように注意をいただきたいということなんです。

（「……してないって言っているじゃない」「そんなこと誰も思っていない」と言う人あり）

○沢田副委員長 皆さんの声もありましたが、そもそもPTAは任意加入の団体で、完全なボランティア組織ですので、役員もみんな善意で活動しているわけです。そんなPTAが同じ保護者に、どこに建ててほしくて要望を出したのか不思議だとまで言われている。これではまるで保護者の分断を助長しているようですので、そうならないように、今後も十分に留意をいただきたいという話です。

もう一点が、特別支援学級の児童の対応なんです、これも子育て世帯の当事者の方から指摘がありまして、学級の保護者にも意見を聴取していないんじゃないかと。特に児童の発達への影響が繊細ですし、保護者間で意識の違いも大きいので、配慮が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 柳町小学校につきましては、特別支援学級がある学校ですので、委員のおっしゃるとおり、特別に配慮の必要な児童がいることも認識しております。学校とも相談をいたしまして、例えばバス移動に当たっては、しっかりと補助員をつけることであったり、また工事中の対応につきましても、例えば騒音に対応するとかいうときにも、適切な部屋や部屋の環境をつくるなど対応していくことで、学校と協議をしているところでございます。

ます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。事前の意見聴取、そして事後の説明ですね、これをどう丁寧に行えるかが鍵だと思いますので、ぜひ、これまでの課題は見直していただきたいと思います。

最後の質問ですが、全体計画への影響についてなんですが、今回の第二仮設校舎の増築計画をこの請願の願意のとおり見直した場合、改築基本構想の全体計画、この改築全体計画の竣工そのものが遅れるという御認識でしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 仮に、今回の計画を一旦立ち止まって再度検討することになるとすれば、当然その検討期間の分、本体の改築工事のほうにも影響が発生するものと考えております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 検討期間の分、本体工事が遅れるということではよろしいでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 令和7年4月の段階で教室数が不足いたしますので、これの対応策として、区として、また学校と一緒に様々な対策を考えていった中で、今現在考え得る方法が仮設校舎の増築となっております。これ以外の方法で工期に影響を与える方法が、果たして調整できるかどうかによるんですけれども、工期への与える影響というのもあろうかと思いますが、まずは令和7年4月に迎え入れる子どもたちへの影響が非常に大きいものかと考えます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。直接的に遅れるということではなくて、何らかの影響があるのではないかというお話だと認識いたしました。

最後ですけれども、今回、この工事が6億円の随意契約ですよね、金額もそうですけれども、その契約方式、まるで急いで決めようとしたみたいに見えますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 随意契約につきましては、期間というところの要素も一つございませぬけれども、もう一つ大きいポイントとしましては、既存の仮設校舎を建設した事業者を指定することによって、現在使っています渡り廊下であったり、その仮設校舎からの配管であったりというものの、接続が可能になること、責任の所在が明確になること。また、解体工事

を行う際は、両方とも仮設校舎を解体いたしますので、工事ヤードを2つ造る、またそのための仮事務所を2つの事業者が造るといった無駄なコストを省くことができる等々の理由を考えた結果の随意契約としておるところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。先ほど申し上げましたが、改築、その全体計画の中での位置付けで、影響はあるということでしたけれども、今回の見直しが直接的に全体計画の遅れにつながるのではないというお話だったと思いますので、ぜひ、その辺りも配慮いただきたい、見直しに当たって、されるとすれば、御配慮いただきたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 1点、今回の工事に限ってのことではなく、埋蔵文化財の本調査が行われることによって、予定しておりました最終的な工事の完了期間が約1年ずれまして、2期工事が終了するのは令和7年の夏だったのが、令和8年の8月を予定、同じように令和8年11月予定していた完全竣工は、1年遅れ、令和9年11月ということ、1月の文教委員会で御報告したとおりになりますので、改めてお伝えいたします。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

それでは、請願受理第41号の態度表明をお願いします。

まず、自由民主党さん。

○市村委員 請願第41号ですが、請願事項1項に関しては、課長より先ほど、1月末には改築だよりにて保護者、地域への周知をしているとの答弁がございました。2項に関しましても、先ほど私が質問し、答弁もいただいておりますので、現行計画が最良と考えますので、1項、2項とも不採択といたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 請願第41号ですが、1項につきましては、先ほど質疑がありましたように、改築だよりを配布され、また3月4日ですかね、説明会も開催されるということでございます。また、2項につきましては、様々な代替案を検討した結果の第二仮設校舎の建築であると思いますし、また計画の見直しによって工期が延びることも考えられますので、1項、2項とも不採択でお願いいたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 請願事項第1項については、3月4日に保護者や近隣の方向けの説明会を行う予

定ということですので、不採択とさせていただきますが、今後もぜひ保護者の方や近隣住民の方たちと丁寧にコミュニケーションを図っていただき、それら声に真摯に向き合って、理解形成を図りながら進めてくださるよう、お願いいたします。

請願事項2については、幾つかの請願者の御懸念に対しては、先ほど質疑の中で、区も対策を講じていることを確認できました。区としても、代案についても一定検討がされたことも確認いたしましたので、不採択とさせていただきます。校庭の利用ができない期間の児童の安心・安全には引き続き十分に配慮しながら進めていただくよう、お願いいたします。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 請願事項1に関しましては、1月末に改築だよりでの告知、あと説明会が3月4日、約1週間後に開催されるということで、こちら第1項に関しましては、不採択でお願いいたします。

第2項に関しましては、休み時間など、校庭、屋上2か所、図書室を学年ごとにローテーションで使用したり、校庭に制限がかかる期間については、新校舎の体育館やプール広場も活用する方向で来ていること。

あとは、災害対策等に関しても、給水車など避難所運営や災害後の復旧に向けた活動について、校庭の活用は想定しているものの、液状化等で使用不可能となることも考えられ、実際には使える機能を最大限使って対応していくこと。

あと、バス移動に関しましては、バスは1クラス1台を配車する予定であり、担任のほか、特別支援学級の児童には、障害特性に応じ、安全を図るだけの補助員が同行することも考えており、なお移動先での安全確保のため、更に人を配置することを検討している。

あと、特別教室に関しましては、様々な教材道具があるため、複数教科の兼用は現実的でもない。また、他校利用は、部分的に可能なものもあるが、特別教室を普通教室に転用し、その教科で特別教室を使う全ての人を他校で行うことも現実的に難しいなどあるとしまして、第2項に関しましては、不採択でお願いいたします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 今、御意見が色々出ている中で、誠之小学校の建て替えのときから、やっぱり自校方式はやめてほしいという、そういった声があったということですから、そういう点では、柳町のときにも、そうしたことも全力で考えていただかなければいけない問題だったというふうに思います。

人口推計の問題についても、私、1月25日の委員会でも申し上げましたけれども、先ほど

課長からの答弁がありましたけれども、来年度予算編成に向けて、どのようにということで検討するということで、2学期になってから検討するということでしたけれども、私、前回言いましたのは、他区では年中というか、その人口推計、次の年度どうなるのか、もう1年中というか、そういう検討をしているということを御紹介しましたけれども、やはりそうした検討の仕方も、文京区としてももうこの際変えていくべきだというふうに思いますので、これは改めて要求をしておきたいということ。

それと、小学校の増築校舎の計画も次々出てきておりますけれども、区の説明について、保護者や地域の方や、これから入学する子どもたちの保護者や、育成室とか、そういうところの説明が後手に回っているのではないかという、そうした皆さんの声があって、文京区に対する不信感というか、そういうものが広がってきているというふうに思います。

3月4日に説明会をやるということですがけれども、私も、これも1月25日の委員会で申し上げましたけれども、2018年のときに、この改築についての基本設計というのが皆さんにお知らせがされているんですけども、その中に、工事期間中の校庭の使用ということが書かれている中に、改築に伴う仮設校舎を造らず、工事期間中も可能な限り校庭の使用ができるよう、計画をします。そういう文言が入っているんですが、今回はそういう状況が変わったわけですから、その点はきちっと説明会の中でやっていただくと同時に、丁寧な説明は当然そうなんですけれども、丁寧な意見交換、あるいは対話、そうしたものが非常に大事だと思いますから、その点はぜひそういう方向でやっていただきたいということで、請願項目1項めは採択いたします。

2項めですけれども、先ほどから教室の使い方をこのようにしたらどうかという請願者の方々の工夫というか、そうした対案ですね、そうしたものが出されていますけれども、先ほどから答弁を聞く中で、非常に難しいのかな、現実的に可能かどうか、なかなか難しいかなという判断を私たちはせざるを得ないかなという点で、請願項目2項めは、不採択いたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、請願事項1については、先ほどの質問で述べたとおり、関係者から意見聴取と説明をどれだけ丁寧に行えるかが計画実行の鍵と思います。一方で、これまでの意見聴取の方法には課題があることが明らかになったわけですから、今後は少なくとも、当該校区に転入してきた子育て世帯が転入してから初めて聞いて、何なんだ、これはとことのないように、説明を丁寧にやっていただきたいという趣旨で、請願事項1は採択

といたします。

続いて、請願事項2ですが、こちらは採否の前に、会派での議論の経緯と結果を説明いたします。会派の議論では、計画の見直しと代案の検討をした場合、全体の工期が遅れて、学校運営に支障を来す可能性がないかが論点となりました。これについては、先ほどの御答弁のとおり、可能性があることは明らかになったわけですが、会派での議論でも、工期が遅れて、学校運営に支障を来す可能性があるのであれば、今、見直しをすべきではないという意見が多数であったため、第2項は不採択といたします。

なお、この決定に当たっては、先ほど述べたとおり、会派の議員の間で賛否が分かれ、多数決をしましたので、採択すべきという少数意見があったこともここで添えさせていただきます。

なお、意見の内容は、増築工事の計画を見直しても、直接的に全体の改築工事が遅れて、学校運営に支障を来すわけではないのだから……。

（「会派の意見……」「……しちゃ駄目だよ、イエス・ノーなんだから。それじゃ検討すればいいじゃん」と言う人あり）

○**沢田副委員長** 今こそ立ち止まって、これまでの保護者や関係者との関係を見直し、声なき声をしっかり聞くべきであるというものです。

また、紹介議員の追加についても同様に、少数意見を尊重するためのもので、全員一致による会派の合意ではないことも付け加えさせていただきます。

以上です。

○**浅川委員長** それでは、請願受理第41号の審査結果を発表します。

請願事項1、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定します。

請願事項2、採択ゼロ、不採択8、よって不採択すべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第42号ですね、小日向台町小学校改築において、学校環境衛生基準に基づき工事の実施をすること、工事のどの段階においても、震災時子どもたちの安全を確保できる必要な空きスペースを設けることを求める請願。

請願文書表のデータ27ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和6年2月6日 第42号
 - ・件 名 小日向台町小学校改築において、学校環境衛生基準に基づき工事の実施をすること、工事のどの段階においても、震災時子どもたちの安全を確保で

きる必要な空きスペースを設けることを求める請願

- ・請願者
- ・紹介議員 依田 翼 海津 敦子 小林 れい子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 文教委員会
- ・請願理由

これから改築が予定されている小日向台町小学校は、自校方式での工事が予定されています。現在8年と示されているこの工期中、校庭も満足に使用せず、騒音や振動の影響が懸念される環境下での学びを子どもたちに強いることとなります。

昨年施行されたこども基本法では、「すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること」が大切な基本理念のひとつとして掲げられています。福祉に係る権利は、等しく保障されるとしています。

仮校舎用の代替地を見つけられず、やむなく自校方式のまま進む場合であっても、また代替地が見つかった場合においても、文部科学省が定める「学校環境衛生基準」の通り、工事中教室内の等価騒音レベルを、望ましいとされるLAeq50dB以下（窓を閉めているとき）、LAeq55dB以下（窓を開けているとき）を遵守し、長期間の不便を強いている子どもたちに、せめて平穏に学ぶことができる環境を担保する必要があると考えます。小日向台町小学校には、音などに敏感な情緒学級の子どもたちも通っております。

また、東京直下地震への備えも必須とされるなか、学校は子どもたちや地域住民を守るための大切な場所です。東日本大震災時、たとえば柳町小学校では、ガラス飛散の危険性を考慮して校舎から離れるよう子どもたちに呼びかけたとされます。約5m以内はガラスが飛散する可能性があるとして当時文京区が示した通り、子どもたちが緊急時、安全に避難する場合には相応のスペースが必要と考えられます。自校方式で工事を行う場合、解体・建設中の建物や工事車両、資材の脇で子どもたちは過ごすこととなります。その環境下でも、地震、また火事による延焼が広がった場合も、命が脅かされることなく、安全に退避できるスペースがどれくらいであるか区の責任において算出し、それをきちんと明示・確保していただく必要があると考えます。

- ・請願事項
 - 1 小日向台町小学校の仮校舎をどの場所に設置した場合においても、子どもたちが平穏に学ぶ環境を確保するため、文部科学省が定める「学校環境衛生基準」の通り、工事中教室

内の等価騒音レベルを、望ましいとされるLAeq50dB以下（窓を閉めているとき）、LAeq55dB以下（窓を開けているとき）を守るよう、区に求めてください。

- 2 震災時の地震や火災などから、小日向台町小学校と幼稚園の子どもたちが、全工事期間中において、安全に退避できるスペースを確保するよう、区に求めてください。

○浅川委員長 この請願は、小日向台町小学校の仮校舎を設置する際、子どもたちが平穩に学ぶ環境を確保すること。また、小日向台町小学校の工事期間中において、小日向台町小学校と幼稚園の子どもたちが震災時の地震や火事などから安全に避難できるスペースを確保することを、区に求めるものであります。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。

岡崎委員。

○岡崎委員 請願第42号ですが、ここでいわゆる騒音といいますか、学校環境衛生基準を基に、請願理由も事項もありますが、ちょっとこの学校環境衛生基準を調べましたら、確かに騒音レベルというところで、教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときは50デシベル以下、窓を開けているときは55デシベル以下であることが望ましいというふうには明記をされているんですけども、それと同時に、測定の仕方で、児童・生徒などがいない状態で教室の窓側と廊下側で窓を閉じたときと開けたときの騒音レベルを測定するということになる、この請願者の方が言わんとする意味合いがちょっと違ってくるのではないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょう。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 学校環境衛生基準に定められております教室内の騒音レベルというのが、いわゆる通常時の基準ということになっておりまして、例えば新築して、その教室ができた、その環境の中で、この一定の基準が守れているかどうかと。その場合の測定方法として、今、委員がおっしゃった、教室の中に子どもたちがいたら、その子どもたちの声で全然変わってしまうので、教室が空の状態、教室騒音、学校内、校舎内騒音であったり、外からの騒音だっただけの影響をはかるというものが、この学校環境衛生基準にある数値となっております。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 そうすると、いわゆる生徒たちがいるときのレベルじゃなくて、いない、いわゆる新築した状態とかというときの一定のレベルということですよ。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 測定をする部屋に子どもたちがいないという状況ですので、隣接の部屋には子どもたちがいても、その騒音レベルがその部屋に与える状況はどの程度かというのを確認しているものでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。騒音ということに関しては、まだまだ建築業者も決まっていないし、この後、設計委託の業者の選定もあるわけですけれども、そういった中で、ほかの学校も含めて、騒音対策というのはどのように取っていくお考えなのでしょう。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 本区では、これまでも校庭に仮設校舎を建設する自校式等を行っておりますけれども、工事に当たっては、低騒音型、低振動型の建設機械を使用するほか、建設する仮設校舎は二重サッシなど防音効果のある仕様にするなどの対策を行ってきているところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。一定の対策は施されていくということで。

2項についてなんですけれども、工事期間中の災害時の安全対策を危惧されていると思われるんですけれども、その辺の区としての災害時の安全対策については、どのようにお考えでしょう。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 災害時、地震の場合には、学校では初期対応で、まず身の安全を確保した上で、次の避難場所に安全を確保した上で移動していくこととなりますけれども、その先は校庭または体育館を想定しております。

今回は、工事が入りますと、校庭が使用できないという状況に、小日向の場合もなりますけれども、その場合には、二次避難先というのを各学校で指定してありまして、小日向の場合には、近隣の大学、拓殖大学のほうと協定を結んでおりますので、そちらのほうへ避難する想定で考えているところでございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。

先ほど御答弁にありました二次避難先に指定されている拓殖大学への避難訓練を現在も行っているというふうに伺っております。一方で、このたび幼稚園、児童館・育成室の仮園舎

として茗荷谷研修所が利用できるというふうになったと思うんですが、それを踏まえて、幼稚園児や児童館・育成室利用児童の災害時の避難行動はどのようになるかというのを教えてください。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 小日向台町幼稚園のほうですけれども、現時点では園庭の後は小学校の体育館、二次避難所としては、跡見学園女子大学のほうで想定をしているところではございます。ただ、委員からお話があったとおり、代替の園舎のほうが場所が遠くなりますので、今、園と相談しておりますのは、近隣に小日向公園があることから、そういったどこか代替の二次避難先を検討しているところでございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。検討はしていただいているということですが、子どもにとっても教員にとっても、新しい場所になりますので、そういった災害時の情報は早期からぜひ共通認識を持っていただいて、子どもの安心・安全につなげていただきたいと思っておりますので、その点に関しては、迅速な対応をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 この請願は、現時点の計画は自校方式でやるということで、工事期間が8年ということにされていて、その間、子どもたちは校庭が狭くなったり、あるいは使われなくなったり、さらには騒音・振動の影響を強く受けるということを避けてほしいという、そうした願いが込められているということは、強く感じるところです。

この間、改築工事をやってきた学校が、一番新しくて、これから柳町ですけれども、柳町はこれからもあるんですが、この間の学校で、建築期間がそれぞれどのぐらいかかったのか。その辺、まずお答えをいただければなと思います。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 現在、改築を行っている学校は、まだ予定となりますが、誠之小学校が本年6月に完全竣工を予定していますので、7年と3か月、柳町小学校は、先ほどお伝えした1年工期が延びておりますので、今のところ7年6か月の予定、明化小学校は6年1か月を想定しているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 小日向は8年というふうに現時点では言われているわけですが、ほかの柳

町にしても、また遅れまして7年6か月、なかなか代替施設がない中、自校方式でやっているということで、このように長くなっていくわけですけれども、この間、改築をやってきた誠之小学校や明化小学校については、この請願の方が言うております学校環境衛生基準、これについて、この間の改築をやってきた学校で、測定はしてきたのでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 学校環境衛生基準におきましては、定期検査のほかに、教室内の騒音が新たな問題になったときに、臨時の検査を実施するというようになっております。工事中の学校につきましては、隣地境界に騒音計を設置して、常時計測しておりますけれども、教室におきましては、この臨時検査を行うなどして、その影響を確認しているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 隣地境界のところでは測定しているけれども、学校の校舎の中というか、そこではやっていないということなんですね。今、改築を進めている工事中の学校についても、こうしたことを教室で測るということは検討されていないのでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 先ほど申し上げましたところで、常時計測というのは隣地境界になりますけれども、臨時検査というのを行ってございまして、例えば明化小学校の仮設校舎ですと、実際窓を開けますと60から70デシベルぐらいの数値が出ているところですが、二重窓を閉じますと、階によって仮囲いがあるなしでちょっと音の伝わり方が違ってくるんですが、それでもおおむね基準値の50デシベル程度になってございまして、そういった形で、臨時での検査は行っているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 臨時的にというか、そういう形でやっているということで、こういう請願が出ているということでは、今、工事を進めているところでも、ぜひきちっと定期的に、そうした騒音の測定をやっていただきたいというふうに思うんですけれども、ただ、仮校舎の代替地を確保すれば、こうした問題というのはかなり解消していくというふうに思われますので、やっぱりこうした懸念に最大限応えていくようなことということで、代替地をぜひ、これからも引き続き探していただくことを望みますが、報告資料の5番のところで、学校の改築のことで、これから議論する予定で、そこでやろうと思ったんですけれども、やはり仮校舎の問題でいったときに、私たち、この間、代表質問で提案をさせていただきました。音羽中

学校のグラウンドを仮校舎にできないかという、そういう提案をさせていただきました。

音羽中学校のグラウンドというのは、もともと七中の校舎があつて、体育館もあつて、そこが今、全部なくなって、全部グラウンドになっているという点では、七中時代、そんなにグラウンドが狭いというふうに感じたことは私はなかったんですよ。なので、そうしたことを検討してくださいということで代表質問させていただきました。

そして、今度、文京区が公共施設等総合管理計画の新たな計画をつくっていく中で、これから学校の改築や改修についての計画が出されている中に、青柳小学校が2034年から改築ということで、そこに盛り込まれているんですけれども、そうなってくると、青柳小学校の代替施設ということを考えたときに、私たちは、自校方式はもうやめて、新たに仮設の校舎ということでこの間言ってきていますから、小日向台町小学校がその仮設を使って、その後、青柳小学校の仮設校舎にという、そうしたこともぜひ考えていただきたいということで、これは後から言おうと思っていたんですが、そういう対策も取りながら、いかに子どもたちの環境負荷を減らしていくかということもぜひともやっていただきたいと思っているんですけれども、今のことについて御答弁できますか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 音羽中学校の校庭は、小学校の仮園舎を建設するとした場合に、十分な広さを擁しているというような認識はしておりますが、当然ですけれども、中学校の学校活動に大きな影響を及ぼすものでございます。今、そういったお話を学校、あるいは生徒、保護者と話し合い等をしている、一度もそれについて、今しているという状況ではない中で、今、委員がおっしゃった、青柳小学校もということになると、かなり永続的といいますか、長期間にということになってきますので、少なくとも小日向台町小学校、この後、報告のほうをさせていただきますけれども、これから設計をしていく中で、そういった合意も含めて、スケジュール的にはかなり難しいのではないかとはいふには考えておりますし、今後、永続的に仮校舎として使うというような話については、それこそ今、小日向台町小学校も工事期間の話も出ておりますけれども、その期間というところでも、やはり音羽中学校のほうの考え方、意向というところをきちんと聞き取っていない中で、それを進めるということは考えてございません。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 考えていないということですが、本当に長期的な視野で、ぜひ検討していただきたいということは、これは引き続き要求していきたいと思っております。

本当に万やむを得なく、この自校方式という工事になったときの対策ということでは、この請願の方がおっしゃっているように、本当に軽減策を考えていただきたいという中で、区がやるとしたら、対症療法ではなくて、対策については事前にやっていくということが、それはもう本当に大事であって、大前提だというふうに思うんですね。

教育環境を守っていくということの中で、特に請願者がおっしゃっているように、音に過敏な聴覚過敏の子どもたちがいるということでは、子どもたちへのそうした配慮というものも必要になってきますし、低騒音の重機を使うということでは、それを使う工事というのは、授業が終わってからできるようにしていくとか、あるいは遮音壁を設置するとか、これらの対策については、事前に設計段階から対応をできるものではないかというふうに思いますので、そこは、先ほども言いました、本当に仮校舎ができなかった場合、もう最悪の場合を言っているわけで、ぜひそういう検討も併せてやっていただきたいというふうに思うんですが、その辺はいかがなのかということ。

それと、先ほど災害時に児童の命を守るための退避できるスペースということでは、小日向公園とか跡見学園とかそういう名前が出ましたけれども、この間やってきた誠之小学校や明化小学校ではどのような対応をしてきたのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 まず、騒音対策につきましては、これまでも明化小学校の仮設の例をお伝えしたとおり、仮設校舎の建築を行う段階での仕様で、騒音対策というのを組み込んで工事を行っておりますが、本件の小日向台町小学校の改築工事におきましても、そういった仮設校舎の仕様であったりとか、あと、委員の御指摘のとおり、工事の時期をずらすということも大切だと思いますので、その工事ステップ等を検討する設計段階から、騒音対策については協議していく予定で考えております。

また、聴力障害ほかの配慮の必要な児童の影響もございますので、その点を意識したいところではございますが、学校の中、そもそも、いわゆる校内騒音というものでして、お隣の部屋の声であったり、廊下を走る音であったりとか、いろいろと騒音の影響を受ける部屋というのは確かにあるところがございます。そういったところにつきましては、音に対して敏感な児童、聴力や発声に障害のある児童へは、特性に合せた配慮として、部屋の配置であったりとか、座席の配置であったりとかといったところでも併せて対応していきたいと考えております。

もう一点、避難対応につきましては、これまでの誠之小学校、明化小学校も含めまして、

学校の防災計画というのは、その学校の置かれている環境の中でどこへ逃がすのかというのを毎年度、施設環境が確定した段階で更新していくというものになっておりまして、その結果、避難訓練の内容とかも含めて対応しているところがございます。例えば誠之小学校の場合は、校庭が使えない期間は体育館、体育館が使えない場合には二次避難先というような指定がそれぞれありますので、柳町小学校同様、対応しているところがございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 安全に退避できるスペースというのを、ここに算出をしていただくのと、明示してもらおうのと、確保する、そういうふうにあるわけですから、そこについては、この地域の方々というか、保護者にもそういうことをきちっと対応していただく必要があるというふうに思いますので、そこについても、事前に保護者の皆さんにお話をして、さらに保護者の皆さんから御意見をもらうという、そういうことも併せて一緒にやっていかなければならないというふうに思いますので、そここのところもぜひ対応後、さっきも言ったように、説明だけではなくて、御意見をきちっと聞いて、どうするかということも、またお返しするという、そういうことをやっていただきたいというふうに思います。

○浅川委員長 それでは、よろしいですね。

市村委員。

○市村委員 1点だけ確認をさせてください。

先ほど文科省が定める学校環境衛生基準が、50デシベルというのが、誰もいない教室の値だと聞いて、ちょっとびっくりしたんですけれども、先ほど言ったのは、文科省が定める基準。一方で、東京都の教育委員会も、当然23区では多くの改修とか改築をやっていると思うんですけれども、その場合、その50デシベルという基準というのは、東京都の教育委員会はどのようにしているのか、違うのか、どうなのかということは分かりますか。確認です。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 騒音の基準につきましては、東京都独自というものは確認をしていないところがございますけれども、国の確認しましたところ、基準は通常時の状態の基準であり、措置を講ずる方法は各自治体の判断によるものだというふうに伺っておりまして、いわゆる学校環境衛生基準につきましては、国のこの基準を守る。で、その基準につきましても、であることと、であることが望ましい基準という2種類があって、今回の音については、もちろんあったほうがいい。ただ、であることが望ましいという、後者になる基準であるというふうに確認しているところがございます。

○浅川委員長 いいですか。ほかに大丈夫ですか。では、沢田副委員長。

○沢田副委員長 私から、まず柳町小学校同様、そもその方針について、伺います。

こちらは、工期が8年かかる計画ですよね。工事で校庭の利用が制限され、騒音や振動の影響が懸念される環境下での生活を8年間児童に強いてでも、自校方式でこのままいかれる方針なのかということ。

そして、こちら事前の情報提供や意見聴取に問題があると考えられます。1点、改築基本構想検討委員会でも、自校方式ありきで説明がされたと伺っていますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 この後、報告のほうもさせていただきますが、今回、小日向台町小学校等の改築については、自校方式ということで、それを前提としたプロポーザルのほうも実施して、事業者のほうからは提案を受けているところでございます。

検討委員会につきましては、もろもろこれまでも御意見をいただいています。先ほど副委員長がおっしゃったような形で、PTAだったり町会だったりというところがその団体の代表をするものなのかどうかというような御意見はいただいているところではありますが、我々としても、地域、学校、それぞれいろいろなところから意見を聞くといった場合に、そういった地域の利益、学校の利益を考えていただいている、そういう団体からお話を聞く、お声を聞くというところに、一定の意味があるというようなところで、これまで、小日向台町小学校に限らずですけれども、御意見を聞きながらというようなところで進めてきたところではございますので、当然、小日向台町小学校についても、今、設計の事業者が決まりまして、今後その設計というところに入って行く中で、地域の皆様、学校の保護者の皆様等に、説明をする機会というところは当然設けていくということで、お話もさせていただいているところでございますので、よりよい施設になるようにということで、今後進めていくという考えでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 はい、承知しました。これに関しては、本会議の一般質問でも教育長に伺いまして、その際、学校改築の基本構想検討委員会の委員の選定については、見直しも含めて検討をされるという御答弁があったわけですね。この際、私も申し上げましたが、意思決定のプロセスに課題があったわけですので、それでもこのまま進めようというお考えなんですか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 意思決定のプロセスに誤りがあったというふうに私どもは考えているのではなくて、今回のやり方自体を更にいい方向に進めるために、そのプラス・アルファできることはないか。今回でいうと、先ほど申し上げた説明会を別途行うというようなところで、意見の集約等もできるというふうに考えているところでございます。

教育長答弁についても、やり方を変えるというようなところではなくて、あくまで今までやってきた中での意見集約というようなところにプラスして、どういうことをやっていけるかどうかというようなところも含めた検討ということには今後なってくるのかというふうに考えてございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。やり方を変えるというものではないが、課題が一定あったということは認められているということだと思うんですが、一方では、小日向台町小学校の改築というのは、今回限りなわけですよ。一度進んでしまうと、もう後戻りはできない種類のもので、そのプロセスに課題があったのであれば、その課題を認識して、それを乗り越えるための案というのを、ぜひ全庁を挙げて御検討いただきたいというのが1点です。

そして、もう一つなんです、この学校環境衛生基準の効力、そして規定の拘束力についてお伺いします。

先ほど市村委員の御質問の中にも関連するものがあつたんですが、学校環境衛生基準については、学校保健安全法の第6条に定めてあります。これによると、この基準は、あくまで、先ほどおっしゃっていた、維持されることが望ましい基準であって、またその遵守に関しては、義務規定ではなく、努力義務規定であるというふうに読み取れますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 委員の御認識のとおりと考えております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 はい、承知しました。先ほど述べた学校保健安全法第6条第1項には、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持、その他環境衛生に係る事項について、児童・生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるとあります。この望ましい基準の法的な拘束力は、どの程度とお考えでしょうか。例えばですが、環境衛生法第16条に定める環境基準と同じく、あくまでめどにするものであって、反対に、騒音規

制法第4条に定める規制基準のように、罰則や強制力のある基準ではないという認識でよろしいでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 法的な拘束力ということにおきましては、明確にこの法に基づいてという情報をちょっと手元では持っておりませんが、各学校には学校薬剤師に入らせていただいております。毎年、必要な検査を行っているところでございます。あるべきものについては、例えば水質であったりとか空気については、必ずその基準を守らないことには健康に直接影響がありますので、一定の値が取れるまで教室の使用を止めて、改善策を、手を打つというような対策を取っているところではございますが、一方で、今回の騒音のような、日によって変化があり、必ずしも一定基準を100%保持できるものではない場合には、新築等を行った際に、その環境として適したものかどうかを確認した上で、必要に応じて臨時の検査を行うというふうに認識しているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 手元にないということでしたが、私も確認いたしまして、この学校保健安全法に関しては、特に罰則や強制力などを記載していないですから、先ほど申し上げた、あくまでもめどとして考えられる環境基準であるというふうに考えられると思います。

これがもう一方の質問なんですけれども、その基準の適用範囲についても確認をしておきたいんです。つまり、先ほど来この学校環境衛生基準は、いわゆる通常時の基準であって、工事のように日によって変化があったりする場合には、ちょっと考え方が変わってくるのではないかというようなお話をされているんですけれども、つまり学校敷地内で工事が行われている、それを想定した今回のような場合には、適用しない基準というふうにお考えなんですか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 望ましい基準でございますので、あくまでも工事中であっても極力環境を整えるために、その基準に向けて、必要に応じて対策をしていくものと考えております。基準のベースになっていますのが、先生の声がちゃんと子どもに届くかといったところでした。一定その基準としては、15デシベルほど差があるとしっかりと届きますよということから、先生の声が大体65デシベル程度、そうすると子どもに届くには50デシベルまでの騒音の範囲であればというのが一定基準になっていますので、これは当然、先生の声の大きさにもよってくるところがあります。子どもたちがしっかりと授業が受けられるような環境

は、工事中であっても整えていきたいと考えております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 はい、承知しました。今の質問の内容をまとめると、この基準は、望ましい基準であって、さらに、法的な罰則であるとか強制力のある基準ではないが、工事期間中であっても適用される基準であるということは確認をさせていただきました。この後は、態度表明で述べたいと思います。

○浅川委員長 それでは、各会派の態度表明を——ちょっとお待ちください。態度表明の前に、岡崎委員がちょっと退席されているので、戻ってきたらすぐ始めますので。

（「……から行っちゃいますか」と言う人あり）

○浅川委員長 それでは、御意見もありましたので、態度表明、日本共産党さんからお願いします。

○板倉委員 この請願、先ほど冒頭に言いましたけれども、8年間と言われている工事期間中に、騒音・振動の影響を受けることを避けてほしいという、そうした願いです。そのためには、やはり仮校舎を別の場所に造ることが、一番子どもたちに静ひつな環境を与えていくということですから、請願事項1項については、採択をいたしますし、2項についても、やはり災害時どのように子どもたちの安全を確保するかという点では、これも、どの場所にあっても、子どもたちの安全確保というのは当たり前のことですから、そうしたことがちゃんとできるようにしてくださいということですから、請願事項2項についても採択をいたします。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 こちら1項に関しましては、学校環境衛生基準には、であることと、であることが望ましい検査項目があり、騒音に関しては、後者の、であることが望ましいに当てはまり、おおむねその基準を遵守することが望ましいとされ、また工事では、低騒音型、あと低振動型建設機械を使用するほか、校庭に仮設校舎を建設する場合は、二重サッシなど防音効果のある仕様としているなど、工事工程を工夫し、可能な限り学校運営への影響を抑えるよう努めていくということ。そのような努力をしていただいていることから、子どもたちの教育環境に関して最大限の配慮をしていただいていること。

また、騒音に関しては、その瞬間、その状況によるもの、また工事以外のことでも、50から55デシベルを超えることがどうしても出てきてしまう状況も懸念されます。

このような現実的な点からも、第42号の第1項は、維新文京は不採択でお願いいたします。

第2項に関しましては、災害時の対応等に関して、学校では学校用強化ガラスを使用しており、同じ厚さの一般の板ガラスに比べ3倍から5倍の静的強度があり、万一破損した場合でも、強化ガラス特有の砂状の破片となるため、破損による傷害事故のリスクは大幅に減少できております。

大規模災害時には、保護者が引取りに来るまでは、学校に児童を待機させるため、安全な場所であることが大前提だが、雨天や降雪、あと酷暑など天候や季節も考慮し、適切な場所に避難させることも想定していると聞いております。

児童等の退校時に発災した場合、地震の場合には、初期対応で身の安全を確保した後、二次対応で安全が確保できた避難先に移動すること。避難先は、災害の状況によって校庭あるいは体育館、また小日向の場合は、工事期間中は、二次避難先が協定を結んでいる拓殖大学と決まっていることから、第2項に関しても、不採択をお願いいたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 請願事項1項については、工期中の子どもの落ち着いた学習環境の維持というのは、私も以前から要望させていただいていることの一つなので、非常に共感しております。今回、選定された基本実施設計事業者の技術提案書についても、情報公開でさせていただいて確認したんですけれども、騒音対策については、近接する住宅側に防音パネルや防音シートを設置したり、低騒音・低振動重機を使用した上で、騒音・振動計を各所に設置して表示するというふうに明記されているのを確認したところです。先ほどの質疑の答弁を聞いていても、この騒音対策については、十分努力をされているものと考えますので、この請願事項1項については、不採択とさせていただきたいと思います。

請願事項2項については、先ほど確認させていただきましたけれども、これに関しても、小学校は二次避難先の拓殖大学への避難訓練が実施されているということと、幼稚園、児童館・育成室に関しても、現在、対策の検討が進んでいるということを確認できましたので、先ほど要望させていただいた早期の共通認識の形成という点はお願いさせていただいて、請願事項2も不採択とさせていただきます。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 学習環境の維持という点では、大切なところではありますが、学校環境衛生基準というのは、先ほど質疑もありましたけれども、児童・生徒のいない場所での数値でもありませんし、また一定の騒音対策も取られていると思います。そして、工事中の災害時の安全対策も取られていると認識しておりますので、1項、2項とも不採択をお願いいたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 請願事項1項につきましては、先ほど御答弁もいただきました。学校環境衛生基準の50デシベルは、工事中ではなくて、誰もいない教室の目標値であると。これはいわゆる静かな書店の店内と同じレベルということでございます。一方、工事作業における規制基準値は85デシベルであり、振動は75デシベル。なおかつ、低騒音型・低振動型の建設機械を使用して対応するとお聞きしました。仮設校舎を建設する場合でも、二重サッシなどの防音効果とするなど、また工事時期をずらすなど、可能な限り学校運営に影響が出ないように対応しているということをお聞きしましたので、自民党、不採択といたします。

2項につきましては、先ほどもこれも御答弁があったとおり、避難訓練は毎月想定を変えてやっているという、先ほどお聞きいたしました。素晴らしいことだと思います。まずは、初期の行動として、机の下に潜って身を隠し、身の安全を図ってから、その後、災害の状態によって、マニュアルはあるものの、その場の状態を判断して、二次対応で安全が確保できた場所に移動すると、そういう御答弁も先ほどいただきましたので、災害時の行動力、対応力の向上に向けて、引き続き児童、職員の指導をお願いしたいと思います。

そして、最後に、この学校というのは、子どもたちの学校でございますので、子どもたちと先生たちの望まれる環境保持を今までどおり推進することをお願いしたいと思います。

以上で、1項、2項とも不採択といたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、先の請願と同じく、採否に先立って会派での議論の経緯と結果を説明いたします。

区が学校環境衛生基準を守ろうとしたときに、工事を中止または計画を見直しせざるを得ない状況にならないかどうか今回の会派での議論の論点となりました。これについては、先ほどの質問に対する御答弁のとおり、法的拘束力をもって工事を中止または計画を見直しせざるを得ない状況にはならないとのお話でした。

また、工事中に平時と同様の基準を適用することは現実的かどうか論点となりましたが、これも先ほどの御答弁のとおり、基準の適用範囲内であるとお話でした。

一方、会派での議論では、工事中に平時と同様の基準を適用しても実現可能性が低いですし、それによって工事の計画が遅れる可能性があるのではあれば、願意の妥当性も低いという意見が多数でしたので、第1項については、工事時間帯の制限や低騒音化対策など、周辺住民や児童への配慮をこれまで以上に努力いただきたいという意見を添えまして、不採択と

いたします。

一方で、第2項については、願意の実現可能性及び妥当性ともに高く、区が率先して実施すべき内容であると判断し、採択といたします。

なお、第1項の不採択の意思決定に当たっては、先ほど述べたとおり、会派の議員の間で賛否が分かれ、多数決をしましたので、採択すべきという少数意見があったことはここで申し添えます。

意見の内容は、防音シートや防音パネルなど低騒音化対策を十分に講じれば、工事中でも基準の遵守は実現可能であり、平時と同様の基準を適用することは妥当だというものです。

また、先ほどと同様、紹介議員の追加についても同様に、少数意見を尊重するためのもので、全員一致による会派の合意ではないことを付け加えます。

以上です。

○浅川委員長 それでは、請願受理第42号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択2、不採択6、よって不採択とすべきものと決定します。

請願事項2、採択3、不採択5、よって不採択とすべきものと決定いたします。

○浅川委員長 それでは、理事者報告に入ります。

報告事項8については、付託議案審査の際に報告と質疑が終了しておりますので、ここでは8件の報告を受けることとなります。

それでは、子ども家庭部子育て支援課より1件、報告事項1、「「（仮称）子どもの権利擁護に関する条例」の制定について」の説明をお願いします。

篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 資料第3号を御覧ください。「（仮称）子どもの権利擁護に関する条例」の制定について、御報告いたします。

1、背景ですが、国においては、法において子どもの権利を支援することを明確にしておりますが、依然として児童相談所における児童虐待件数等が増加傾向にあるなど、状況は改善されておられません。ですので、本区においても、子どもの権利に対し、区民等から更なる理解を得る必要があることから、この条例を制定するものでございます。

2番目、条例制定の目的ですが、(1)番、こちらは児童相談所の計画にもありますとおり、子どもの最善利益を守るために、様々な活動の中、子どもの権利の視点を取り入れることを明確にいたします。

(2) 番ですが、子どもの育ちを地域全体で支えるまちを実現し、様々な子どもの権利侵害が生じないように取り組むことを明確にいたします。

この条例制定の検討に当たりましては、3番の(1)ですが、区における生活実態や専門的見地からの提言を受けるため、文京区の子ども・子育て会議において諮り、検討を進めてまいります。検討に当たりましては、先ほど条例の御承認もいただきましたが、子ども・子育て会議の委員に加えて、教育関係者、弁護士等の出席を求めまして、意見の聴取等を行ってまいります。

(2) 番ですが、子ども本人からの意見を聴取するとともに、権利擁護に関する理解促進のため、毎年9月から11月までを「（仮称）文の京子ども月間」としまして、普及啓発事業を実施、区民への周知を図ってまいります。

4、今後のスケジュールですが、こちらにお示しのとおり、子ども・子育て会議、あるいは令和6年、令和7年、それぞれ子どもも対象に含めたWebアンケートを実施、さらに、令和7年度の10月にはパブリックコメント、区民説明会も経まして、令和8年の1月に子ども・子育て会議において報告をした後、令和8年3月に条例制定のスケジュールで考えております。

次のページのほうには、それをスケジュールにしたものがございますが、今回2年掛けてじっくりと区民の方々の理解を得つつ、子ども月間というイベントを通じて、幅広い区民の方への周知と意見聴取を行ってまいりたいと考えてございます。

報告は以上です。

○浅川委員長 それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。

千田委員。

○千田委員 子どもの権利を守るということに関しても、世界的にも動きが始まっています、いろんな自治体でも始まって、文京区でもやっと始まるという、もう今日からこのスタートで、非常にわくわくする気持ちで、この会議に臨んでおります。

まず、1行目にあるんですけれども、児童福祉法改正案ですね、平成28年、この児童福祉法は1947年に制定されました。そして、この背景には、2016年、平成28年ですね、子どもの権利に関する条約にのっとり改正されました。

この子どもの権利に関する条約というのは、1989年国連で採択され、日本でも1994年に批准しております。旧児童福祉法では、子どもは社会的弱者、守られる、保護されるものとなっていますが、平成28年の改正では、児童は守られるという受け身だけではなく、権利の主

体であることが明確に打ち出されています。今までは守られる、そういう受け身であったのが、子どもの権利、そこを主体として見るという、そこが明確に打ち出されました。児童は、成長や発達、それからの自立が図られるよう権利がある。子どもの意見の尊重、最善の利益は優先と明確になっています。また、社会的擁護の施策、方向性も示されました。文京区でのこの条例の制定も、子どもの権利条約、憲法の視点で捉えていくべきだと思います。

それで、質問に入るのですが、まずこの資料なんですけれども、この資料には子どもの権利条約の記載が全くないんですけれども、子どもの権利条約についてのお考えをお伺いします。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員の御指摘のとおり、この中には記載はございませんけれども、そもそも子ども権利条例を制定する以前から、区としては、様々な子どもの権利擁護についての手段を講じております。学校授業でもそうですし、我々の子育て支援でもそうですが、さらに、子ども家庭支援センターや子ども応援サポート室等の様々な意見聴取を行った上で行っているところでございますが、今回、子どもの権利条約も含めて、この思想を含めた上で検討していくということでございますので、御理解を賜ればと思います。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 はい、分かりました。まずは、子どもの権利条約にのっとって、このことを進めていくと思います。

それで、子どもの権利条約、まだ子どもたちが自分たちの権利、これを理解していないお子さんがたくさんいらっしゃると思うんですけれども、子どもたちに理解してもらう、自分たちの権利について学習することが必要です。このことをどうやって進めていかれるのでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 我々としましては、当然、学校等でもそういった道德等の授業を通じて周知を図っているというふうに伺っておりますし、今後、この権利条例の制定に当たりましては、お子さん本人にWebアンケートをすることというふうにしておりますけれども、それ以外に啓発冊子等を作成しまして、その上で、学校等、あるいは地域活動センター等の様々な配架等を通じて、お子さん本人にも目に届くような形で工夫してまいりたいと考えております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 このスケジュールを見ますと、8月からアンケート項目を作っていくということなんですけれども、どんどんアンケートを具体化していくことになると思うんですが、アンケートを取る前に、まずは学習、子どもたちが自分たちの生存、学習、環境などの権利を理解してもらってから、アンケートに答えていくべきだと思うんですけれども、その辺のスケジュールはどうなっているのでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 この当たりにつきましても、学校の関係所管課とも協議をしながら、どんなスケジュールでいくのがふさわしいかという部分は協議した上で、進めてまいりたいと考えております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 具体的にお答えいただければと思います。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 アンケート項目の設定については、先行自治体等のものも含めて、まず子どもの権利について知っているかどうかという部分も、その授業を通じてだけではなくて、このような啓発冊子を先ほど作成して配布する予定だと申しあげましたけれども、そういったところからもお子さんが自主的に学べるような冊子の作成等には意を用いてまいりたいと考えております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 子どもたちが自分たちの権利を学んで学習してからアンケートに臨まない、意味のないものになってしまうので、その辺はぜひ、権利の教育はしっかりやっていただきたいと思います。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 学校教育においては、先ほど答弁していますけれども、道徳であるとか社会科の授業等において、子どもたちの人権について、または権利については学んでいるところですので、それを引き続き継続する中で、またこの条例についても制定を、担当課とも連携して進めたいと存じます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 子どもの権利条約は、54条からなって、非常に優れたものです。いろんな面にわたって書いてありますので、ぜひ、子どもたちに学習を勧めていただきたいと思います。

また、権利だけではなく義務の理解も必要です。やっぱり権利だけ主張していても、中途

半端になってしまうんですが、義務と権利については、どのように進めていかれるのでしょうか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 委員の御指摘のとおり、権利だけではなくて、義務についても教えることは必要なことと思います。先ほどと答弁が繰り返しになりますが、社会科や道徳の授業等を通して、それらについても指導を行ってまいりたいと存じます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 教育委員会でも教科書採択の場に私、いさせていただいたんですけども、確かに権利と義務は慎重に捉えているなということは認識しました。ただ、これは非常に難しいことなので、すぐに学べることではないので、もう永遠の課題というか、かなり難しいとは思うんですけども、的確に教育をしていただきたいと思います。

それと、競争主義的な教育についてなんですけれども、国連・子どもの権利委員会で、日本の過度な競争教育について、何回も勧告を受けています。それでも改善していないように見受けられます。この条例では、競争主義的な教育についてはどう捉えていくのでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 現時点で考えて、この子どもの権利条例については、具体的な記述の作成というよりは、理念的なものが多く含まれるのかなと考えております。その条例に基づいて、それぞれの所管あるいはそれぞれの部門でどうやっていくかという部分は、検討を重ねていく中で、協議してまいりたいと考えております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 子どもの権利条約を読みますと、かなり具体的に書いてある部分もありますので、それを含めて、やっぱり競争主義的な教育は子どもにプレッシャーをかけて、伸び伸びと生きる権利を侵害してしまいます。そのことも条文で明確にしていきたいと思います。

それで、このアンケートを進めていく中で、内容もちろんなんですけど、その内容を理解して答えられることが重要です。そのことはどのように工夫されますでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 例えばお子さんの権利に関していうと、例えば差別されないことだとか、悪口を言われたりとかしないことだとか、様々な、お子さんでも分かるような表現がございます。そういった中のところの中で、どちらかというところ、お子さんの持っている意識のアンケートを中心に考えていきたいと考えておりますけれども、こういうものについても、

先行自治体の例なんかも含みながら、区として、子ども・子育て会議等を通じて、アンケートの項目設定には検討を進めてまいりたいと思います。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 言葉遣いなども子どもたちが読んで分かるよう、表現、言葉を使用していただきたいと思います。

それで、進めていくに当たって、子どもの意見の聴取、聞き取り方はどのようにしていくのでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 まず、Webアンケートということで、Webアンケート、あるいは郵送でももちろん受けられるようにいたしますけれども、どちらかという、昨年行った実態調査のように、絞り込みではなくて、幅広く取りたいと思っておりますので、例えば子育て支援課で持っている公式LINEを使ったりだとか、あるいは区報でのお知らせ、あるいは場合によって学校と連携しまして、そういったアンケートの御案内のチラシ等の配布を想定しております。

○浅川委員長 千田委員、質問を少しまとめていただいていいですか。一問一答になっているので、もう少しまとめて質問してください。

○千田委員 はい。

ぜひ、全ての子どもたちの意見が聴取できるよう、政策に反映できるよう、お願いしたいと思います。

では、ちょっと幾つかまとめて言いますと、対象者の年齢をどのようにお考えでしょうかというのと、あと、この検討の構成委員に現場の職員の方も入るのかどうかということもまず2点、お願いします。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 対象者については、おおむね小学校4年生から18歳の高校生までを今、想定してございます。

また、子ども・子育て会議の教育関係者としては、各学校の代表、中学校の教員の代表、あと小学校、中学校の教員代表ということで考えてございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 一応、子どもというと、18歳未満が対象になることが多いのですがけれども、やはり18歳以上でも精神面やひきこもりなどで問題を抱えている方がいます。また、4歳以下で

も、就学時のお子さんですね、それは親の意見になるかもしれませんが、全ての子どもの権利を守るために、対象を広げるべきだと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○浅川委員長 ほかにはないですか、質問は。

○千田委員 あります。あと、この予定の9月から11月、子ども月間になっているんですけども、その中身を具体的にお願いします。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 我々の考える子どもという定義は、18歳までと考えております。また、子どもの意見を聞く上で、この言葉を理解して回答できる部分はおおむね小学校4年生からというふうに考えておりますけれども、この部分については、また関係所管課とも協議しながら、年齢設定を考えてまいりたいと思います。

また、18歳を過ぎますと、今度、若者という定義になりますので、この部分については、また別の議論が必要かなと考えております。

また、子ども月間については、こちらの資料の2ページ目にもありますとおり、現在のところ、始める時期を子育てフェスティバルから始めて、11月末までの児童虐待防止推進月間ということで考えておりますけれども、これは毎年実施してまいります。この中では、今現在、全庁調査で何かできることはないかと聞いておりますけれども、想定としましては、職員の啓発の研修ですとか、あるいは中高生を対象にしたb-lab（ビーラボ）でのワークショップ等が考えられるというふうに考えてございます。

そのほかの部分については、次年度以降、子ども・子育て会議等でお諮りをしながら、報告してまいりたいと考えております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 はい、分かりました。作成された条例も、子どもたちが読んで分かる必要があるので、ルビを振る、用語の説明など、また子ども用、二本立てを作る、それはその後のことなんですけれども、そういうことも含めて検討していただきたいと思います。

また、これからは質問というよりも、希望なんですけれども、教育内容の統制や教育のツールにならないよう、十分配慮していただきたいと思います。

私、昨年と一昨年と中学生サミットに参加して、子どもたちの声を聞きました。あのサミットでは、各学校の生徒たちが生徒会の活動、生徒たちへの向き合い方、校則や制服について積極的に討論していました。また、アイスブレイクも非常に優れたものができていまして、

自分たちで企画し、伸び伸びと楽しそうに取り組んでいました。

それを見て本当に感心しました。中学生たちには、他人への思いやりもあり、行動力もある、意見を表明する実力があることを実感しました。子どもたちが意見を表明し、伸び伸び成長できるような条例をぜひ文京区からもつくっていただきたいと思います。確かにほかの区では、既につくっていくので、ほかの区を見習うのではなく、ほかの区を抜きんじる、もう最高水準の一番いいものをこの文京区からつくり上げていけたらなと思っております。よろしく願いいたします。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 子どもの権利条約については、今、お話があったように、国連で採択されてから、196か国加盟ということで、こういう条例はなかなか世界を見てもない大事な条例だと思っています。そういう中において、文京区が今回制定するに当たっては、今の親と子どもの関係、そして文京区がつくらざるを得ない児童相談所の設置の背景があって、これをいかにその設置——途中で設置されちゃいますけれども、その前に着手できて、つくり上げていくことに敬意を表したいと思いますが、いずれにせよ大人と子どもしかこの世界にはいないという中で、どういう形で本当に定着させていくか。大人は、大人ですから、18歳以上、今は成人になりますから、今、大きな声も出せるでしょうけれども、子どもたちは、このことをどういうふうに捉えていけばいいのかというのは、非常に時間がかかる問題だと思っています。

それで、僕が聞きたかったのは、今の子ども月間というのを3か月設けてもらって、2年にわたってやっていきますよと。一方で、その活動の内容は、しっかりと条例に向かって反映させていきますよというのがあるんだけど、実際、いや、参加する子どもたちの言葉がなくて、この条例が制定できないとすれば、それに対して、毎回反応して返していかなくちゃいけないというフィードバックの機能が必要になってくると思いますけれども、それをどのようにお考えになっているのか。多分その中には、結構、子どもたちはどういうふうに扱っていいか分からないから、いろんな御意見が出てくると思うんですけども、例えば子どもたちにとってみれば、先ほどあった学校のこともありますけれども、学ぶ権利、自分たちがどこまで競争社会の中で学びたいんだと、いやいや、僕は学びたくないんだというような両方の意見に分かれたり、いや、僕はもっと体を動かしたいんだ、いや、僕は体を動かさないでというふうな話もあったり、休みたい、休みたくない、様々、両方の意見が出てくる中で、でも両方とも大事な意見なわけですよ。それを集約して、子どもたちに返していくと

いう作業がこの2年間の中でどういうふうに行われていくのかというのをまずお聞かせください。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員のおっしゃること、とても重要なことだところらでも考えております。調査するときには、Webアンケートということですので、そのフィードバックというか、お子さんへの何かしらの反応に対する応えというのも、区としてはしっかり用意して、お子さんに伝わるようにやっていくことが重要だと考えております。

その中で、やはり今のところは、学校等へのアンケートのお願いとその結果の周知という部分でとどまる可能性のほうが高く、あるいは区報といった、お子さん、なかなか目に留まりづらいツールになり得る可能性もあるので、この部分はどういうふうに工夫していくかというのが大事かと思っているんですけれども、どのような意見であっても、区としては、一つ一つ受け止めた上で、検討を重ねていきたいということ。また、令和7年度にはパブリックコメントをいたします。これはお子さんに対するパブリックコメントも予定しておりますので、そういった中での意見を聞き、またそのフィードバックも適切な形でできればというふうに考えております。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 子どもたちにこうやって非常に出ていって、自分に関わることで関心を持って大人になってもらうという作業は、非常に困難さが付きまとうのかなと思っていながらも、政治と同じで、生きていく中でとても必要な勉強だと思っております。今、子育て支援課長が御答弁いただきましたけれども、学校教育部のほうとしっかり連携しない限り、このことは成り立たないなというところで、指導課長にもちょっと同じような質問をさせていただきたいと思いますが、こうやってこちらのほうで権利条約に関するアンケートを子どもたちに取り、もしフィードバックされていく中で、教育委員会としてはそれをどういうふうに連携して取り扱い、子どもたちの学びを確保していくのかというところをお答えください。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 先ほど来Webでいいという意見の話もありましたけれども、ただ、できれば、今、お話しいただいたように、大変いい教材になると思うんですよ。そういった部分では、校長先生方にもこの話をした上で、どのような形で教育活動に取り入れることができるのか。また、取り入れた際には、今、言ったように、子どもたちの意見を聞いた上で、教育委員会としても受け止めて、そのやり取りがどのような形でできるかは検討していき

いと思います。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 ありがとうございます。その結果まとまったものは、子どもたちの声として、きっと大人の私たちの心を打つものになり、条例が持つ意味が成し遂げられるというふうに考えますので、そこをよろしくお願ひしたいと思います。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 今回、この子どもの権利擁護に関する条例ということで、本当に今の非常に大事な、これからの取組になるかなと思っております。その中で、先ほども子どもの権利条約の中に含まれると言ったんだっけ、というような、いわゆる子どもの権利条約と昨年4月に施行した子ども基本法との位置付け的にはどのようになっていくんでしょう。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 権利条約の中というよりは、国の子育て支援法の改正が様々な意見を取り入れつつ、文京区独自の条例をつくるということですが、その中には当然、様々これまで国等で議論されてきた中も含めた上で、思想として取り入れつつ、区の中でよりよいものをつくっていききたいという思いでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。文京区独自の条約ということで、権利条約からいうと、4つの一般原則があつて、いわゆる生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、それと差別の禁止という大きな枠組みがある中であつて、特に文京区としては、子どもの最善の利益を守るための条例ということで、その辺、条約の中にも、さっき言った一つとともに、もう一つ、文京区の場合は、子どもの意見をしっかり聞くということが非常に大事な部分なのかなと思っております。

そういった意味では、いわゆる今後の——ごめんなさい、さっき白石議長からもありましたけれども、いわゆる子ども月間をどうやって持っていくかというのが、一つは大事になってくると思うんですけども、その辺もう一度詳しくお聞きしたい。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 まず最初に、条例の部分と子ども権利条約の部分と、様々な思想を取り入れる形でつくるというふうに申し上げましたけれども、これも当事者であるお子さまが理解できなければ、完全なものにならないわけですから、当然、条例をつくる上では、どなたが見ても分かるような表現というのは大事かなと考えておまして、関係所管課とも今、

一つの条例でお子さんにまで分かりやすいものをつくるのか、それとも子ども用と大人用でつくるのかという部分は、ちょっといろいろ協議しながら進めてまいりたいと思っております。いずれにしても、国や条約等を含めた上で、お子さんにもしっかり伝わるようなものをお示しするのが区としても大事なのかなと考えております。

そこを踏まえて、文の京子ども月間の立ち位置ですけれども、これは条例が検討するだけでなく、制定した後も毎年やっていくというふうに考えておりますので、最初からすぐに100%というのは難しいかもしれませんが、区としては、あらゆる手段を用いて、お子さん、あと区民の方々、また関係団体の方々にこの理解を得てもらうということ。また、区の様々な施策において、子どもの意見を聞くということを明確に示した上で、徐々にでもいいので、浸透させていければというところがございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。子ども月間も継続して持っていくということでもありますし、先ほどありました、いわゆる学校教育現場ともしっかり連携を取りながら進めていっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 私からは、大きくは1つなんですけど、先ほど岡崎委員の御質問にもありましたが、子どもの権利擁護条例の制定において、子どもの意見表明権をどう扱うかは大きなテーマの一つだと思うんですね。先日の本会議一般質問でも、子どもの意見表明権についてお伺いし、具体的には学校内民主主義の実現をテーマに、学校の主権者教育が不足しているのではないかという指摘をいたしました。

実際に本会議で紹介をした一般社団法人日本若者協議会が2023年11月に、全国の児童・生徒、そして教員向けに実施したWebアンケートでは、生徒指導提要の改訂で学校現場は変わったと思いますかという質問に対し、ほぼ全ての生徒が変わっていないと答えたそうです。アンケートの声の中には、校則やイベントのルールを変えたいという声は多くの生徒から上がっているが、変え方が不透明で、教員から生徒の態度が悪いから変えられないと難癖をつけられるというものや、まずは学校で子どもたちにその内容を教える時間を取ることを明記してほしい。幾ら改訂されても、教師も知っているのか不明だし、生徒はほとんど知らないというような声もあったそうです。文京区では、いかがでしょうか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 文京区においては、さっきもありましたけれども、例えば中学生サミッ

トであるとか、そういったところで今回も校則については取り上げられていますので、そういった部分では、生徒たちはそういったことに関心を持って議論することは一定されているものと認識をさせていただきます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 生徒たちの意識をどう把握されているかということをお伺いしたかったんですね。例えばですけれども、恐らく私の知る範囲では、文京区立中学校では、生徒指導提要の改訂内容も教えていないと思うんです。画期的な内容なんですけれども、時期的なものもあるかも分かりませんので、今回の条例づくりと併せて、せめて提要に書かれた4つの権利だけでも周知すべきではと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 ほかの委員の方々、御答弁させていただいていますとおり、そういった部分も含めてしっかり周知を行っていくということで、教えるというよりも、御自身で気づいていただくということを主眼に、所管課としては努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 気づいてもらうということは大事だと思うんですが、これは学校現場でもそうですかね、子どもたちが自分で生徒指導提要を持ってきて、その中身を読んで気づいてもらうと、そういう内容だとお考えでしょうか。指導課長にお伺いします。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 先ほど来出ている生徒指導提要ですけれども、本来それは教員に対してそういった指針を示しているものであって、子どもたちに示したのではないと認識をしております。ただし、その中身に書いてあること、先ほどの4つのことも触れられましたけれども、そういったことを踏まえて、教員たちが認識をして、学校教育の充実に努めることだと認識させていただきます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 教員に対してということですよ。先ほど述べましたアンケートでは、教員にも同様にアンケートを取っておりまして、ほとんどの教員が、生徒指導提要は改訂されたが、現場は変わっていないと回答しているとのことなんです。例えば、改訂版の生徒指導提要では、校則のホームページでの公開や、校則制定の背景と校則見直しの手続を明示すること、そして見直しの議論に生徒が参加することなどが推奨されていますが、ホームページに

校則を載せてはいるものの、実際は校則の一部しか公開されていなかったり、また生徒心得のように、公開されていないルールや明文化されていないルールもあるという声もあったとのことなんですが、文京区ではいかがでしょうか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 文京区で先生方全てに調査をしているわけではありませんので、今、副委員長がおっしゃったことを多くのところの教員のことというふうに認識を持ちましたけれども、仮に文京区の中で生徒指導提要の周知が不十分であれば、教育委員会として、徹底をしていかなければいけないものと認識をしてございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 これを機に、つまり条例づくりを機に、そうした調査も取り組んでいただきたいというお話です。これは要望です。

もう一方、文京区では、中学校では校則や学校ルールを原則ホームページで公開していますが、小学校ではしていないという話なんですが、これは理由をお聞かせください。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 していないというか、その学校のルールが小・中学校と違って、明確に校則や心得という形で明記されているというよりは、例えば新入生保護者会等で学校の説明ということでされていることが多くございますので、そういった部分では、明確に何か形を整えているわけではないので、ホームページに載せていないものかと思いますが、引き続き生徒指導提要に書かれていることを踏まえて、各学校には働きかけをしていきたいと存じます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 その保護者会で説明しているのは分かっているんですが、そういった情報を公開すれば、学校の方針や教育活動についてよく理解をした上で、児童や保護者が入学することができるんじゃないかと。少なくとも、入学してからそんなはずじゃなかったということのないようにするためにも、重要な課題と思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 御意見として承って、考えてまいりたいと存じます。

○浅川委員長 沢田副委員長、そろそろまとめてください。

○沢田副委員長 はい。

午前中も保育園の重要事項説明の公開について、同じことを述べたんですが、学校の情報

公開の量や質が上がれば、保護者の信頼も深まりますよね。そうすれば、学校現場で指導や保護者対応に当たる教員の負担軽減にもつながると思うんです。ぜひ、この条例制定を機に、そうした学校現場での動きもつなげていただきたいという話なんです。1点、区立学校の一部に、学校スタンダードとあって、校則ではない、緩い決まりがある。例えば、始業式や終業式の服装を色まで指定しているものもあるわけです。学校ホームページにも公開されていないので、多くの保護者が入学してから知るという現状と伺っていますが、それでいいとお考えでしょうか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 入る前に、入学説明会等で説明されているものと認識をさせていただきます。

（「委員長、議事進行」と言う人あり）

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 すみません、条例のところであまりに幅の広すぎる質問がちょっと多いふうに思われますね。今日は5時までですので、5時までに全部、これからの報告事項も終わりにします。その辺の進行管理を委員長のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○浅川委員長 ありがとうございます。

（「最後に一言、いいでしょうか」と言う人あり）

○浅川委員長 取りあえず、いろいろ今まで言ったのは要望ということで受け止めてよろしいですね。

（「一言だけ、いいでしょうか」「では、一言……」と言う人あり）

○浅川委員長 では、まとめてですよ。

○沢田副委員長 はい。

入学説明会で説明をしているからいいというふうには聞こえたわけですが、何がお聞きしたかったかという、子どもや保護者がこれに賛同しているのかということなんです。最初に申し上げた意見表明権ですね。子どもの意見表明権は、ここにおいて守られているのか。子どもの中には、本当は言いたくても、周囲や空気に遠慮して言えない子であるとか、言っても無駄と思っただけで言わずにいる子もいるわけですね。そうした意見もぜひ汲み取れるような、そうした条例制定であって、そしてそれに付随する学校での活動につなげていただきたいというお話です。

○浅川委員長 要望でよろしいですね。

○沢田副委員長 最後の要望としては、ぜひ校則の公開、そして公開されていないルールや明

文化されていないルールも含めて、子どもや保護者の声をアンケートで調査していただきたい。これは匿名ですね。誰もが意見を表明しやすい形でアンケートを行っていただきたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 以上で、報告事項1を終了させていただきます。

続きまして、教育推進部教育総務課より2件。

報告事項2「文京区指定文化財の追加指定について」、報告事項3「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」の説明をお願いします。

宇民教育総務課長。

○宇民教育総務課長 それでは、資料第4号に基づきまして、文京区指定文化財の追加指定について、御報告をいたします。

資料の1ページを御覧ください。

今般、文化財保護審議会の調査・審議を経まして、教育委員会において、既に区指定文化財となっております護国寺日記と麟祥院文書について、追加指定することを決定したものでございます。

1の護国寺日記の概要ですが、種別は有形文化財の古文書、追加指定後の員数は2冊追加して255冊になります。

また、3ページから5ページに写真を掲載してございます。

指定理由といたしましては、既指定文化財の欠本の扱いでありましたので、既指定分を補完する大変貴重な資料であることから、一体的な保護を図るため、追加指定したものでございます。

告示日は3月1日、所有者、所蔵先は宗教法人護国寺でございます。

次に、2の麟祥院文書の概要ですが、有形文化財の古文書、追加指定後の員数は3,113点追加して4,342点で、6ページから8ページに写真を掲載してございます。

指定理由といたしましては、法要や境内地の再編に関するものや、戦後の復興に関するものなどが含まれ、既指定分を補完する極めて貴重な資料であることから、一体的な保護を図るため、追加指定したものでございます。

告示日は3月1日、所有者、所蔵先は宗教法人麟祥院でございます。

最後に、周知方法ですが、区報と教育だより「きあら」で周知する予定でございます。

続きまして、資料第5号に基づきまして、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及

び評価について、御報告をいたします。

通しページの3ページにあります、2の実施方法を御覧ください。

こちらの報告書は、教育ビジョンや教育目標の実現に向けて策定された教育指針の4つの視点と文化財行政、図書館について、学識経験者の知見を活用しながら、教育委員会で点検・評価を行ったものでございます。

5ページから19ページにわたりまして、個別の点検・評価シートを掲載しております。本年度につきましては、令和4年度に実施した15の施策について評価してございます。例として、5ページを御覧ください。

上段に評価の対象となる令和4年度の主要施策を記載し、その下に具体的な取組状況や成果等を記載し、中段以降に課題と今後の方向性、該当事業の予算・決算額を記載しております。

一番下の欄の総合評価につきましては、学識経験者の知見を踏まえた総合評価を記載しております。

そして、資料20ページから26ページに、学識経験者からいただいた意見を掲載しております。

また、27ページから29ページまでは、参考として、教育委員会の教育目標と主要施策を掲載してございます。

資料第5号については、以上でございます。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項2の質疑をお願いします。御質疑のある方は、挙手をお願いします。

板倉委員。

○板倉委員 新たに文化財が追加指定されたということで、この間、この教育概要を見ますと、文京区に指定文化財というのがたくさんあるというのを改めて見させていただきましたけれども、今度この護国寺さんや麟祥院さんで発見されたものについては、それぞれ護国寺さんとか麟祥院さんで保管をされていくというふうに思うんですが、こういう古文書というのは、保存というのに非常に気を遣いながらやっていかなきゃいけないと思うんですが、財政的な支援みたいなものはあるんでしょうか。その辺、お聞かせください。

○浅川委員長 宇民教育総務課長。

○宇民教育総務課長 区の指定文化財の場合、奨励金といたしまして年1万円、その他のこういった古文書については1万円、建物については5万円を交付しているところでございます。

また、修理・修繕などが必要な場合につきましては、上限500万円以内で、9割補助という形で補助金を交付してございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 その費用で全部賄えるのかどうか、ちょっと判断は分らないですが、これらについては、区民の方々に見せるというか、展示をする、そういう企画なんかもこれからやっていくということなんでしょうか。

○浅川委員長 宇民教育総務課長。

○宇民教育総務課長 今回の2件の両所有者につきましては、既に調査員が実際に現地に入って様々助言する中で、今回、発見に至ったと、そういった経緯がございます。もともと指定文化財につきましては、公表等をすることによって、区民の文化意識を高めるといったような目的がございますので、今後も助言、相談をする中で、公開に向けて進めていければというふうには考えております。

○浅川委員長 以上で、よろしいでしょうか。では、報告事項2の質疑を終了させていただきます。

続きまして、報告事項3の質疑を求めますけれども、質疑のある方。

宮野委員。

○宮野委員 ちょっと急ぎ足でいきたいと思います。まず、5ページのSociety5.0の教室プロジェクトについては、ICT支援員さんと連携していただきながら、タブレット端末を活用した授業の実践研究が一定進んだことは評価しておりますが、先日、区立中学校で教員の不適切な情報の取扱いによって、タブレット端末において生徒の個人情報の漏洩が起きてしまいました。データ共有のサーバーについては、生徒用と公務用で別々になっているということで、システム自体に問題はないということを確認させていただいたんですけれども、公務用の端末は持ち運びができないということで、別の部屋で使いたいときにできなかったという事情で、今回は公務用にアップすべきデータを持ち運びのできるサーバー、生徒用のサーバーにアップしてしまったということで、生徒用のサーバーには、本来は個人情報は入れられないというルールになっているということですが、今後、このような情報漏洩は防いでいただくために、個人情報の取扱いに関する注意事項については、いま一度全校において共通認識を持っていただくように働きかけていただきたいと思いますので、それは要望で大丈夫なので、よろしく願いいたします。

次に、7ページの英語力向上推進事業についてなんですけれども、ALTの長時間型化の

方向で、今後小・中学校において対応が進んでいくということは期待しております。ぜひ、中学校のALTの長時間型化もスピード感をもって進めていっていただきたいと思います。

4技能の定着の検証については、ここにGTEC Juniorと英検について記載されていますけれども、今年度、中学1、2年生には、新しくESAT-J YEAR1、YEAR2が始まっていることと思います。これについては、記載がないんですけれども、各校、実施日はどのように設定して、例えば授業時間を使っているのか、それ以外の放課後や土日などになっているのかということと、あと、テストの試験官は教員がやっているのか、外部スタッフがやっているのか。それから、採点は誰がやっているのかなど、そういったテストの概要をちょっと伺っておきたいと思います。

○浅川委員長 すみません、それでは、3時になりましたので、休憩に入りますが、ここで理事会の開催について協議させていただきたいと思います。今後の委員会の進行について協議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、理事の皆さんは席にお残りいただきますよう、お願いいたします。

休憩に入らせていただきまして、午後3時30分からは、赤津課長の御答弁からやらせていただきます。

午後 3時00分 休憩

午後 3時28分 再開

○浅川委員長 それでは、文教委員会を再開したいと思います。

まず、先ほど開会しました理事会について、報告させていただきます。

協議の結果ですけれども、委員会の進行が遅れておりますので、できる限り進行に皆様御協力いただけることが確認されましたので、よろしくお願いたします。

それでは、御答弁のほうを赤津教育指導課長、お願いします。

○赤津教育指導課長 中学校1、2年生で実施しているESAT-Jの実施方法でございますけれども、日程につきましては、学校の希望を聞いて調整をしているところでございます。

また、実施につきましては授業時間内に行いまして、試験監督、採点については業者が行っているところでございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。学校によっては、授業時間外に希望者に対してESAT-Jの

テスト対策を行っているというふうに伺ったんですが、そのような取組は、区立中学校のうちどれくらいの学校が行っているのか、もし把握していたら教えてください。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 教育委員会として、どれだけの学校が実施しているかということは、把握をしてございません。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 はい、分かりました。

あと、外部委託のこういったテストにおける個人情報の取扱いについてなんですけれども、GTEC JuniorもESAT-Jも民間企業が委託で行っているテストなので、生徒の個人情報の取扱いについては気を付けていただきたいんですが、例えば今年度導入されたESAT-J YEAR 1に関しては、中学1年生の受験なんですけれども、3年生になるときの個人情報登録にも同意する内容の同意書が配られたということで、保護者の方からの不安の声を聞いております。その後、中3のときの個人情報の提供を含まない、訂正版の同意書が提供されたようなんですけれども、訂正前の同意書でテストを行った学校があるのかどうかということと、また成績データは卒業のときに削除されることになっているのに対して、個人情報の保存期間が卒業後4年間保存されることになっているということで、この期間が異なるんですけれども、この理由を教えてください。お願いします。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 実際に訂正版が出る前と後でどうだったかということは、ちょっと今、正確に把握をしていませんけれども、4年間の保存期間が異なることについては、都教育委員会からは、3年生で実施するものについては、入学選抜に使われるということで、入学選抜の保存期間が4年間ということなので、それに合わせているというふうに伺っております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 技能の定着度を測定するテストであるというふうに認識をしておりますので、個人情報、卒業後4年間も保存しておかなければいけないというのは、ちょっと理由が理解が進まないかなというふうに思いますので、ぜひそこは、卒業と同時に削除でいいのではないかと思いますので、再考をお願いしたいというふうに思います。

次にいくんですけれども、11ページの地域学校協働本部事業についてです。

企業やNPO法人の方々もボランティアとして学校教育や環境整備等に関わってくださっ

たというふうに記載があるんですけども、これらの方々は具体的にどのような支援活動をしてくださったのか、教えていただきたいと思います。

これまで学習支援を行っている地域未来塾については、小学校での設置数が少なかったり、学校によってボランティアの数も大きく違っていたりするので、積極的に拡充を図っていただきたいと要望してきましたけれども、新しい設置はあったかどうか、伺いたいと思います。

○浅川委員長 宇民教育総務課長。

○宇民教育総務課長 地域学校協働本部での各団体の活動ですけども、基本的には、今お話しいただいた未来塾、あるいは学校支援をする中で様々な事業の実施等になります。各学校でそれぞれ取組方が違いがありまので、先ほど御指摘いただきましたとおり、未来塾についても温度差があるような形です。

ただ、未来塾につきましては、やはり支援員の確保といったところが課題になっていますので、なかなか未来塾の実施校を増やすといったことが、今現在課題となっております。

一方で、早い時期から始めているところについては、かなりな人数が一定の時間、しっかりと活動していますので、そういった取組の状況等を、後から協働本部を立ち上げたところ、あるいは未来塾をまだ実施できていないようなところにも、情報提供する中で、均一化といえますか、全体の底上げを図っていきたいとは考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 すみません、企業やNPOの方も、未来塾に関わっていただいているという認識でいいんですかね。

○浅川委員長 宇民教育総務課長。

○宇民教育総務課長 主には、基本的には学校のほうの協働本部事業のほうで関わっていただいていますので、ただ、そういった中から、NPOに参加されている方で、支援ができる、例えば教員免許をお持ちの方とか、あるいは大学生の方とか、そういった方が個人として未来塾の中で支援員として活動いただいております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。やはりどこの地域に住んで、どこの学校に通うかというのは、子どもが選べないことですし、それによって学習支援、豊かな学校、そうじゃない学校というのが出てしまうのは、改善を引き続き図っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、14ページの緊急情報の伝達についてなんですけれども、私立の小学校に通う子

の保護者の方から、区内の緊急情報が届かなくて、不審者の発生時などに不安な思いをしたり、あと下校などについて、どう対応したらよいか判断できずに困ったという声を聞いております。区立学校以外の私立また都立、国立などの学校に通う生徒に対しても、ぜひ、フェアキャスト同じように、区内の緊急情報は届くようにしていただきたいということを要望させていただきたいと思います。新システムの移行で改善される点があれば、教えてほしいと思います。

それから、ちょっと続けて、15ページのスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについては、引き続き拡充に取り組んでいただいて、やはり週1回だとか要請に応じて臨時的な訪問というふうになると、デリケートな心の状態の子どもと信頼関係を築いていくのは簡単ではないと思いますので、しっかりそれに対応し得るだけの人員配置をお願いしたいと思います。

学びの居場所架け橋計画の校内フリースクールに関しては、実際に利用している保護者から好評の声を聞いているんですけども、実施している学校でも、児童数に対してまだ対応できる数が足りていないという声も聞きますし、受けられる学校、受けられない学校というような差をやはりなくして、全ての学校に配置すべきと思っておりますので、こちらも更なる拡充を要望させていただきたいと思います。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 最初に御質問いただいた、新システムへの移行で何が変わってくるかというところなんですけど、もともとは、区立学校の保護者の方に情報としてフェアキャストを使っていたところですが、フェアキャストがもうサービスの提供が終わるということで、C4th Home & Schoolというものを使うことになって、今、順次使っているところではございますが、機能としては、基本的には同じなんですけど、例えば資料を添付するとかそういったようなこともできるという機能があるので、時と場合によってではあるんですけども、そういった使い方もすることが想定されております。

○浅川委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和6年度から全小・中学校に週1日配置する予定でございます。既に基本、週3日配置されているスクールカウンセラーと連携を強化することで、校内での支援体制を強化していきたいと考えております。

また、校内居場所の別室対応指導員につきましては、今、モデル校としてやっています、

様々御意見をいただいている中で、来年度は校数を2校増やすとともに、職員は、できれば更にもう1名増やしまして、運営する中で例えば指導員の病気等による欠勤ですとか、あるいは利用する児童の増加等の新しい課題に対応するために、試行的に1人の職員を様々な形で活用していきたいと考えております。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

宮崎委員。

○宮崎委員 すぐ終わります。1個だけなんですけれども、P8ページのところで、健康・体力の増進というところで、所管課は教育センターさんというところなんですけれども、こちらのほうに令和4年度の成果・実績として、小学校には体力アップトレーナーを週1日配置し、授業支援を実施していただいたことと、あと中学校には、モデル校3校にテクニカルトレーナーを配置していただいたということで、幼稚園のところですね、こちらコーディネーショントレーニング講師を年1回派遣しているとのことなんですけれども、これは令和5年度からは年2回の派遣に変わっているかと思うんですけれども、こちら1回から2回に変わった経緯というか、その理由などがありましたら教えていただけますか。

○浅川委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 御指摘のコアコーディネーション協会のトレーニング派遣につきましては、幼稚園で年1回派遣して実施してきた中で、この専門性のある独特のトレーニング方法について、より幼稚園のお子さんへの支援、指導を充実させていきたいといったところがありましたので、年1回から年2回に拡充したところでございます。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。確かにすごくいい取組だと思うんですけれども、令和4年度の年1回というのがちょっと自分も少ないんじゃないかなと思っていたところ、令和5年度は2回にさせていただいてということで、小さい幼児や、あと子どもたちの健康・体力の増進は大きな課題かと思いますので、引き続きそういった拡充などもして行っていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 先ほどの宮野委員の質問とちょっと重なるかどうか分かりませんが、5ページのところのGTECの問題です。

22年度については、小学校、英語の語学力というか、それを把握するというところで、GTEC Junior 2ですか、実施をし、全小学校で結果を分析したとあるんですが、22年度、令和4年

度については、6年生が対象だったと思うんですけども、今年度は対象を5年生にも拡大して、5年生、6年生というふうにして、経年変化を測ることができるようにということで、理由はそういうふうになっているんですけども、GTECの案内というのを見ると、5年生は junior 1、6年生が junior 2 としているわけで、5年生は1はもうやらない、超えてというか、2ということをやるといことなんですかね。その理由については、さっき言ったように、ここに書いてある経年変化を測ることができるようにするということだと思うんですけども、5年生と6年生では当然、段階というか、あれが違うわけで、そのようにするというので、子どもたちに負担みたいなものが出てこないのかという心配があるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 負担というか、今、委員がおっしゃっているように、5、6年生でやることによって、5年生で受けた子が6年生になって受ければ、前回の結果を踏まえてどう上がったのか、またはその改善が図られたかということが分かるので、そういった部分では子どもたちの学力向上にはつながるものと思っていますので、実施しているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 このテストというか、全員が受けるということで、受けないという選択肢はないということなんですかね、それが質問なのと、GTECを受ける手続の方法ですけども、保護者の同意というものが必要になってくるんだと思うんですけども、その辺はどのような登録の仕方というか、その辺をお聞かせください。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 現在は、GTEC Juniorを実施するに当たって、保護者の同意というのは取っていません。ただ、今、委員、御指摘のことがありますから、引き続きよりよい実施については考えていかなければいけないかなと思って、今、伺ったところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 そうすると、登録ということはやるということですよ。そうすると、やっぱり登録に当たって皆さん心配しているのは、個人情報の取扱いだというふうに皆さん心配していると思うんです。2021年度の最初の英語のスピーキングテストの実施協定には、個人情報の取扱いというのは、当初、そのときにはなかったというふうに報道はされているんです。今回、GTECについても、協定という形で当然結ばれているとは思うんですけども、その辺、

ちょっとお聞かせをください。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 業者とは当然委託契約を結んでいますから、その委託の中に、仕様書の中で、そのことについては触れているものと認識してございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 当然、では協定書を結んでいるということでもいいわけですね。いろいろ報道されているのを読みますと、そういう条件というか、協定をきちっと結ばないまま当初はやっていたけれども、22年のときになったら、協定書という形で結んでいるというふうに言われていて、そのときも当然ベネッセですから、協定書を結んだということで、今回のGTECについても、正式にそういう形で結んでいるということでもいいわけですね。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 ちょっと今、委員のおっしゃっているものが、ESAT-Jと、それからGTECとがちょっと混ざっての御質問かと思えますけれども、文京区が行っているGTECについては、先ほど言ったように、仕様書の中で業者の個人情報については守るようにやっているということになりますし、ただ、ESAT-Jについては、東京都が実施していますから、そのことについては、今すぐ私のほうで詳細についてお答えはできません。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 それで、そのGTECですけれども、登録されるということで、個人情報についてはいつまで保存をするのかということと、事業者や学校もそれらについては保護者にちゃんと登録されているということで周知はしているんですか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 先ほどGTECについては御答弁しているかと思えますけれども、その辺は周知が不十分なので、今、委員の御指摘のことを踏まえて、よりよい実施について考えてまいります。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 ちょっと不十分な中で、そういう形でテストだけを先行してやるというのは、やっぱりやり方が違うじゃないですか。そのところをきちっと保護者の方に周知をして、保護者の方が納得もされて、それでいいですよということになるわけですから、そこはちゃんと保存を何年するのかとか、そういうことも含めて、きちっとそれは早くやるべきだというふうに思いますので、ぜひお願いします。

それと、それに関して、英語のスピーキングテストですけれども、今年、1、2年生がこのテストを受験するということになるんですが、保護者の方々からそのテストを受けますよという同意書、そういうものをもらっているんですか。もらっているというか、保護者の方が東京都の教育委員会宛てに出すのかな。そういう形でされているんですか。その辺はどうですかということと、これについても、この同意書については、どういう形で区が関与して、保存というか、どういう形になっていくのか。その辺をお聞かせください。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 話がちょっとあれですけれども、ESAT-Jの中学校1、2年生の実施については、御指摘のとおり、個人情報について、同意書をいただいて実施をしています。この保管については、宛て先が東京都教育委員会になっていますから、当然、東京都教育委員会が管理監督しているものと認識してございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 東京都教育委員会教育長宛てということで、多分、形式は、これ北区の中学校で出されたものを持っているんですが、多分、同じものでやっていると思うんですけれども、当然、東京都の教育委員会に行く前に、区として、きちっとその同意書というのも全部確認しているということですか。直で東京都の教育委員会に行くものなんですか、これって。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 区教育委員会は、関与してございません。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 関与していない。

○浅川委員長 少しまとめて質問してください。

○板倉委員 こういうものですが、関与していないんですか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 その保管については関与していませんが、当然、都教育委員会を經由して学校には周知していますから、そういう部分では関わりを持ってございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 それで、今回の1、2年生についても、各学校でテストはやるんですね。はい。それで、そこに学校は関与するんですか。そのテストをやる場所は、事業者がやるわけですね。だけど、場所は学校なんです。学校の先生たちとかそういう方々が関与するんですか、そのテストに対して。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 関与というか、先ほど宮野委員への御答弁の中で言いましたけれども、授業時間中に行っていますから、当然、関わりあるものと認識してございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 この試験については、事業者がやるわけですよね。事業者のテストをやるわけですが、すけれども——ごめんなさい、1、2年生は分かりました。この3年生のテストについてですけれども、ある大学生の方が、このテストのバイトを、バイトで監視する——監視というのかな、監督ですね、そういうのをやるということなんだそうですけれども、そのバイトをする方のところに、これを運営する株式会社全国試験運営センターというところなんですけど、ここは河合塾なんだそうですけれども、そこから試験監督するためのマニュアルが送られてきたんですけれども、とても不安だという声が寄せられているんです。それで、マニュアルだけで、その試験の監督をするということについては、そういう対応でやるということは御存じですよね。それで、やはりバイトをする側も不安ですし、親御さんたちはそういうのを多分御存じないということだと思えるんですけれども、そういうことに対して、やはり区としてもしっかり把握をしていただきたいと思えるんですけれども、その辺はいかがですか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 今のは、中学生3年生のことを言っているんですよね。それは東京都教育委員会が実施主体であって、今、言ったように、監督者であるとかということは、どのように雇用しているかということは、ちょっと私は直接お答えできませんけれども、当然、適切な範囲の中で、東京都教育委員会が実施しているものと認識してございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 東京都教育委員会は、肃々とというか、やっていると思えるんですけれども、そうした監督をやる方々が、主にはバイトという形の方々がやるんだと思えるんですけれども、ただマニュアルだけ送られてきて、読んでいてください、では試験会場でこういうふうにやってくださいと言われたときに、とても不安を持っているということと、そこで何かあって対応が出来切れないといったときに、一番不安は子どもたちですから、そのところがちゃんと解消されるような、そういうのをきちっとやっぱり対応しなくてはいけないんだと思えるんですけれども、そうした事態になっているということをきちっと把握してほしいというふうなのが、保護者の皆さんも含めて、そういう思いだというふうに思うので、やっぱりスピーキングテストについては、この間ずっと言っていますけれども、テストそのものは子ど

もたちがどれだけ英語力が身についていくかということで、それを見極められる形ですから、いいと思うんですけども、やはり一番は、入試に使ってほしくないというのが一番ですから、そのところにもきちっと——それは私たちは反対だということで、特に不受験の子どもたちとの逆転現象、その辺が大問題ですから、東京都もその逆転現象が起きるということについては認めているということですから、そういう点では、このテストそのものが入試に使われないようにということは、改めて申し述べておきたいというふうに思います。

それと、もう一点です。区立中学校の生徒の個人情報の問題ですけども、プレス発表されたのが2月16日で、保護者への報告は前の日の2月15日でした。学校からの説明を聞いた保護者の中には、報道がされているように、教員サーバーと授業用のサーバがあるということは、保護者に何か伝えていない、その説明会ときには伝えていないというふうに言っているんですが、一番肝腎なところで、そこで起きたことですから、正確な情報を伝えなければならぬというふうに思うんですけども、その辺は掌握していらっしゃるんですか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 詳細については、学校から保護者会の内容については、報告を受けておりますけれども、今、言ったように、詳細については、細かいところまでは確認はしていませんが、保護者会の話は何ってございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 保護者からはそういう話が行っているということは承知しているということですよ。やっぱり一番肝腎なところですから、そのところについては、誤解というか、正確な情報を伝えてもらいたいというふうに思いますし、このアクセス履歴を調査した結果、2023年、つまり昨年2月から閲覧可能だったということで、それ以前は、アクセス履歴の保存期間を超えているので、確認できないというふうにされています。

朝日新聞の報道によると、11人の在校生が閲覧してしまったことが判明して、聞き取りをやって、漏洩はないとのことですけども、子どもたちにとっては、見てしまったというか、ちょっと罪悪感のような、そういうものも若干持たせるような心配もあったのではないかと、いうふうに思いますので、そこは子どもたちにしっかりと対応してあげてほしいというのは、強く思います。

それで、本来は、この共有サーバーに個人情報を保存してはならないというルールがあったわけですけども、なぜ守られなかったかというのが問題だと思うんですね。それで、区のホームページによると、管理職による周知徹底がなされていなかったというふうな説明な

んですが、周知徹底だけで解決ができますかというのが疑問なんですけれども、その辺はいかがですか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 本事案が発生して、直ちに教育委員会としては、全ての学校に対して、指定されているサーバー以外に保存してはならないということを改めて周知するとともに、2月21日の合同校園長会でも再度そのことについては周知をいたしました。更に加えて、教育委員会としては、全ての学校に対して、指定されているサーバー以外に個人情報を入れていないことを調査し、確認をしているところでございます。

○浅川委員長 まだ質問はありますか。

○板倉委員 最後です。要するに、今回のこの資料5号に関連して聞いている話です。私たちは、何も先生たちにパソコンのエキスパートになってほしいですよというふうに言っているわけではなくて、この資料5号の23ページのところで、東京大学大学院の北村教授が、1人1台端末の活用に格差がある現状で、ICT支援員の派遣時間を増やすなど、教員への支援の充実をというふうにおっしゃっています。20ページのところでも同じように、東京女子体育大学の出張教授、この方も教員をサポートするICT支援員の一層の充実も必要、このように言っています。

ですから、先ほどお話を聞いたら、幸いほかの学校は大丈夫ということですから、やっぱり周知徹底できるようなサポートというのが必要だというふうに思います。そのためには、ICT支援員というのを更に拡大する必要があると思うんですけれども、これからその方向で進められるということになりますか。

○浅川委員長 質問はそれで終わりですか。

○板倉委員 はい、終わりです。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 今回の事案については、子どもが使うタブレットには、当然、授業で使うものを先生たちが校務用で作って、授業に活用するということでは、一定データを移行する必要もございます。その中では、今、言ったように、個人情報を入れれば、児童・生徒が見られる可能性があるということを改めて周知することは、徹底する以外にこの方法を解決することはできないと思います。

一方で、ICT支援員を拡充して配置する予算は、来年度予算については計上させていただいていますから、そういった部分では学校支援に努めてまいりたいと存じます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 今回の定検は、4つの視点と文化財を確認していただいて、学識経験者から御意見を頂戴して、そして最終的に教育長決定しているという方向性が出ているものだと思います。これ読ませていただいて、私からは1点だけなんですけれども、子どもたちを取り巻く環境の中で、DX化は避けられない、それが先生の働き方改革にもつながりますし、子どもたちの学びにも大きく関与していくというところで、今、ICT支援員の話も出ましたけれども、これを拡充していきますよと。

一方で、支援が必要な子どもたちについては、SCやSSW等を増員していただいて、それらのボトムアップとして、教育センターで一括管理をし、また更なる指導をいただいて、運営をしているというところになってくると、ICT支援員さんのそれぞれの学校でそれぞれやっているのはいいんでしょうけれども、それが一つの教室の中だったりするのではなくて、今後は文京区教育委員会として、一定の方向性を持った中で、ICT支援員さんが現場から持ってきたものに対応してくる時代がやってくるのがもう目の前なのではないのかなと思うんですが、そういう議論の論点は今後どういうふうに反映されるのかというのと、その一方で、ちょっと私も、今、子どもを通わせていますけれども、昭和の時代の人間なので、やはり子どもたちには、行って、見て、触れるというのも一つの学びであるというふうに感じているので、先ほど古文書がこんなに出てきましたよという中で、先生の中に書いてあったかな、オンラインでそういう文化財に対しても、どんどん発信していくべきだと。発信していった中で、いや、それだけじゃなくて、文京区教育委員会としては、やっぱり行って、見て、触れてみて、より感性豊かになってもらうんだというのを構築していくことも決定していただいて、こういう中に盛り込んでいくというのが必要だと思うんですが、その辺の方向性について、2点お聞きしたいと思います。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 まず、1点目のICTの関係ですけれども、委員の御指摘のとおりだと思います。この分野については、日々進歩していますから、そういった部分では、先生方だけじゃなくて、やっぱり専門家であるICT支援員の支援なくしては、この部分についての学校での充実というのは図られないものだと思います。そういった部分では、委託業者との情報交換を密にして、引き続き先生方の支援をするとともに、それが子どもたちに確実に還元されるように努めてまいりたいと思います。

2点目のことですが、一方でこの体験的な学習、実感を伴う学習理解というのは

大変重要だと思います。引き続き、このICTの活用とその体験をバランスよく教育をするよう努めてまいりたいと存じます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 御期待申し上げます。そうすると、今度子どもたち、文京区はどうしても運動する場所が少ないですね、校庭が狭いですねという中で編み出した、いわゆるトレーナーさん、順天堂の方がいらっしゃって教えてくださって、効率的な運動といったときに、それも基礎体力をつくっていく上ではとても大事なだけけれども、では子どもたちが何か興味を持ってスポーツをしようと思ったときは、それで賄えるかといったら、到底賄えないものだと思います。

例えば、先般の女子が大活躍した卓球がありましたよね、オリンピックを通じてレガシーを残して、子どもたちに伝えていくんだというのもあるかもしれないんですけども、やっぱり子どもたちにはゲーム性を持った中で、体力を向上させていくことが、より協調性を育んだり、よりルールを守る、そして自分がやりたいことを見いだしていくというところのステップの中で、とても大事じゃないかなと思います。

そういう機会をいかにつくっていくかというのは、このトレーナーさんたちに任せるのか、いやいや、それとも地域に任せるのか、いやいや、そうじゃなくて、今、まさに取っかかろうとしている放課後事業の中で入れていくのか。いろんな考えがあると思うんですけども、それらとこの基礎体力、知・徳・体のバランスの取れた力の育成というのを関連させて、つくり上げていく方向性はないのか、最後にお聞きします。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 子どもの体力の向上に向けましては、まず、委員からも御指摘がありましたとおり、そういったトレーナー等の配置の拡充することで、まずは学校の授業の中の内容を充実させて、運動が苦手な子どもたちを含めて、運動に親しめるような仕組みをつくっていくとともに、子どもたちあるいは保護者への普及啓発として、今、教育センターで少し気軽に運動ができる動画をちょっと作成いたしまして、これも物によっては順天堂大学の御協力をいただきまして、ケーブルテレビ等で放映して、気軽に御家庭など、あるいは公園なんかで気軽に遊べるような、参考になる動画なんかを作ったりしております。

また、スポーツ振興課とも連携しまして、スポーツ振興課のそういった子どもが参加できるイベントの周知などを、教育と連携しながら周知をして、そういったところに参加する機

会を設けることで、学校、地域あるいはデジタルといいますか、その動画、いろんなシチュエーションをそれぞれ、御指摘のようなそういったゲーム性などを踏まえた、運動に親しんでもらうための工夫をしていきたいと考えております。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 だから、デジタルの中で基礎体力をつくる場、提供してもらうのも、受ける側にしてみれば、一つのアイテムと手段として当然欲しいものであるんだけど、それだけ出すのではないということをまず認識していただいて、要は、低学年の子どもたちは、高学年のお兄さんたちと遊んだら喜ぶますよね。高学年の子どもたちは、中学生と一緒に遊んだら喜ぶますよね。中学生の部活の子たちが高校生の部活と一緒にやったら、より目の色を変えますよね。というのが人としてあると思います。文京区が、どこかにも書いてあったけれども、どこかの大学ときちんと連携しなさいよという、学生さんが多いまちであるからこそ、そういう魅力も子どもたちに伝えていきたいという構想をしっかりと持ちやりながら、デジタル化もやるというような、教育委員会さん、頑張っていただければと思いますが、現状はいかがでしょうか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 先ほど委員から、知・徳・体のバランスのお話もございました。地域に任せるのか、トレーナーに任せるのかという話もありましたけれども、どこに任せるかではなく、やはり学校、地域、家庭が連携をしなければ、子どもの教育は成り立たないと思います。そういった部分では、文京区には様々な資源がございますので、そういった資源を活用しながら、この知・徳・体をバランスよく育成すべく、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 今、8ページのバランスの取れた力の育成というところの一つだけ、知・徳・体という、そういうことがあって、知育・徳育・体育という三育ですね、これはもう150年前にイギリスの哲学者が提唱しているって、何か本で読ませていただきました。もう150年前からそういうことが言われているという中で、その中の知は、文京区の児童・生徒、当然レベルが高いと。その中で、体力を一生懸命応援しましょうということなんですが、その中の真ん中の徳育ね、徳がちょっと抜けているというか、徳って実は人間性だったり、人を思いやる心だって、これは一番、逆に言えば、大事にしくちゃいけないなと思うんですけども、その辺のことがちょっと抜けていたもので、それをどのように進めていくのかということ

ころだけ、1点だけ教えてください。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 委員の御指摘のとおり、今回の点検では、徳の部分については、点検・評価を受けていませんけれども、教育委員会としては、徳の部分についても力を入れて取り組んでおります。例えば幼稚園においては、移動動物園で動物に親しむということから、命の大切さを学んだり、それから道徳や道徳地区公開講座等を含めて、命と心の大切さについても教育を行っておりますので、引き続きその徳についても重点的に取り組んでまいりたいと存じます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 私からは1点だけ質問をと思いましたが、時間がないので、要望にいたします。

点検・評価に関する学識経験者の選定はどのようにされているのかと伺いたかったんですが、こちらは正副委員長打合せで説明を受けたのでいいとして、学識経験者の意見は、評価とその改善のためのアクションに関わる重要な意見ですので、できるだけ幅広い視点の方を、年齢も性別も選定いただければと思います。

以上です。

○浅川委員長 よろしいですか。以上で、報告事項3の質疑を終了いたします。

それでは、教育推進部学務課より2件、報告事項4「学校選択制度の実施に伴う令和6年度進路意向確認票の回答状況について」、報告事項5「文京区立小日向台町小学校等改築基本及び実施設計委託事業者の決定について」の説明をお願いします。

中川学務課長。

○中川学務課長 それでは、資料第6号に基づきまして、学校選択制度の実施に伴う令和6年度進路意向確認票の回答状況について、報告いたします。

区教育委員会では、昨年10月に、新中学校1年生を対象に希望校調査を実施しており、こちらの表の左から2番目の項目、希望校調査票集計結果に各校の希望人数とその合計を掲載しております。

その後、今年1月に進路意向確認票の提出を依頼しており、区立中学校への進学予定者を確認し、さらに、転入予定者などの区域外就学申請者を加えた人数が入学予定者となっております。

こちらの表の左から3番目、4番目、5番目、こちらの項目はそれぞれの人数です。

なお、希望人数の多い第六中学校、第九中学校、茗台中学校、音羽中学校につきましては、令和5年12月6日に抽選を行い、補欠登録を行っております。

抽選の結果が、参考として掲載している下の表になりますが、こちらの表の当選者数が繰上げとなった方の人数で、抽選校4校については、当選者のうち進学の意向が確認された方の人数が上の表の進路意向確認票回答人数に含まれております。

この表は、令和6年2月21日時点の数字であり、現時点で進路意向確認票を提出いただいていない方もおりますので、今後はその方々の回答も集約して、区立中学校各校の入学者を最終決定する予定でございます。

引き続き、資料第7号に基づきまして、文京区立小日向台町小学校等改築基本及び実施設計委託事業者の決定について、報告いたします。

令和5年12月に開催された選定委員会において、小日向台町小学校等改築の基本及び実施設計委託事業者を選定いたしました。選定された事業者は、株式会社岡田新一設計事務所です。

選定方法は、公募により行いましたが、3事業者の応募があり、書類選考による一次審査、プレゼンテーション及び質疑応答による二次審査を実施いたしました。

選定結果ですが、6,630点満点で4,933点を取りました株式会社岡田新一設計事務所が契約交渉順位第1位となっております。

経過及び今後のスケジュールは、記載のとおりでございますが、契約締結後、令和8年3月までの予定で設計を行い、令和8年度以降に改築工事開始となる見込みです。

報告は以上になります。

○浅川委員長 それでは、報告事項4「学校選択制度の実施に伴う令和6年度進路意向確認票の回答状況について」の御質疑をお願いします。

千田委員。

○千田委員 受入人数が1,015人に対して今年度入学予定者が661人、令和5年度は655人、令和4年度は643人となっているんですけども、半分以上の方ですかね、私立へ行ってしまうという、中学校を選んでもらえない、その理由をどう分析されているのかなど。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 文京区の場合、少し特殊性はあるかとは思いますが、もともと文教の地ということで、私立とか国立の中学校に受験を考えての転入等もございます。そういった中で、文京区のほうでは、こういった学校選択制度というものを導入しまして、子どもたち自身が

自身の個性、あるいは将来の目標に合った学校を選択できる制度を導入したところがございます。

また、オープンキャンパスということで、各中学校でいろいろ説明であったり、授業であったりというものを小学校6年生の児童、保護者を中心に見ていただくようなところで、区立中学校の魅力というものをこれまでも伝えてきたという経緯がございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 先ほど中学生サミットの感想を述べさせていただいたんですけれども、本当にどの学校も個性があって、優れた発言で、生徒たちも非常に魅力的だったので、ぜひ区立中学校のよさをもっともっとアピールできたらいいなと思いますので、これは要望ですけれども、どんどんアピールしてってください。

では、2点ほど質問いたします。1つ目は、抽選から漏れた生徒への対応と、もう一つは、希望校が偏っているんですが、どのようなことが背景にあるか、お答えください。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 抽選で落選をしてしまったお子さんについては、通学区域の学校、もしくはその時点で選択可能な学校を再選択できるというような形にしておりまして、落選後も、その学校には入れないけれども、そのほかの区立中学校というところで、選択の幅を持たせているというところがございます。

抽選校を中心に、希望する学校が多い学校と、そこまで多くない学校ということで、もろもろございますけれども、こちらについては、なかなか、いわゆる学校のカリキュラムとかそういったものが、そういった学校がすばらしくて、それ以外が駄目だとか、そういうことでは一切ございませんので、やはり既に入塾している方のお話だとか、あとその学校のイメージだったり、もろもろ理由はあると思うんですけれども、そういった中で、一定、抽選校のように受入可能人数を上回る場所も申込み予定があるという認識はしております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 抽選から漏れた生徒への対応なんですけれども、次はどこにするか、ちゃんとフォローしているということなんですけれども、やはり小学校から中学校に行くという、非常に思春期に入る、すごく精神面でもいろいろ揺れる時期に、新しい中学生の夢や期待あふれる、胸あふれる時期ですね、そこを希望して、ましてお友達と一緒にいこうと約束したかもしれない、そんな背景もあるかもしれない。そんな中で落ちたというのは、次の子が決まったとしても、やはり精神的にかなりつらい面もあると思うので、そういう精神的な面にもフ

フォローして対応していただきたいと思います。

それと、やっぱり希望校が偏っているのには、新しくきれいなところが人気があるように見受けられます。でも、教育環境に格差があってはならないと思います。教育環境を同じ水準にして、選んでもらうということは、非常に大切なことだと思います。

何回か共産党の質問で、中学校で古いエアコンがまだ何校に何台かと質問したんですけれども、直近の回答で、中学校の古いエアコンが25台あるという回答でした。それぞれの学校名とその数を伺いたいのと、それが来年度の予算に計上されているのか。その2つのことで、落ちた子の精神面はどうしているかということと、エアコンの予算の計上について伺います。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 抽選、落選されたお子さんへのケア、フォローというようなところではございますけれども、通常のスクールカウンセラーとかそういったような対応というところは、特段、お子さんに対してしているということはないんですけれども、当然、受け入れる側の学校、その校長を始めとする各教員のほうも、こういった学校選択の制度によって、第1希望じゃない学校にというようなところで入学しているお子さんがいるということは、当然認識をしているところではございますので、その新しい環境でということで、第1希望の方も第2希望以下になってしまったお子さんについても、入学してくるお子さんに対しては、分け隔てなくといいますか、十分な配慮をしながら対応していただいていると認識しておりますので、そういった中で新たな中学1年生というような学校生活を、軟着陸といいますか、できるようなという配慮は、各学校のほうでしていただいているという認識でございます。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 以前、御質問いただいていた平成15年、16年度、要は古いというふうに御指摘いただいています空調機がまだ残っている中学校につきましては、第一中学校で8台、文林中学校で11台、本郷台中学校で6台となっております。

なお、九中と十中については、今、工事中ですので、この春、今、設計等準備しておりますので、春休みに修理する予定ですので、この数に含んでいないところでございます。

来年度に向けまして、これらの中学校の工事については、実施する方向で予定はしておりますが、小学校も含めまして、台数等、実施できるところは、調整しているところではございます。

○浅川委員長 千田委員、選択制度についての話ですので、よろしくをお願いします。

○千田委員 はい。教育環境を整えるという意味では、大事なことだと思うんですけども、九中と十中の台数は。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 すみません、ちょっと確認をしてから御回答いたします。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 あと、区内の子どもの数は非常に増えています。中学校の児童も増えていくと思いますけれども、受入体制は大丈夫なのか、小学校のように仮校舎増築になるようでしたら、早い段階で対策を講じるべきだと思うんですけども、人口推計のほうは、受入れを含めて大丈夫……。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 中学校については、小学校に比べますと、教室に余裕があるというようところで、現在、老朽化による改築というようところは別にして、プラスでその増築をするというような計画、予定をしているような中学校はございません。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 余裕があるので受け入れられるという解釈でよろしいわけですかね。

最後の質問です。学校選択制を導入してから約20年が経過しております。制度の評価と問題点、区としての検証を伺います。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 学校選択制というところで、我々としては、先ほど御答弁申し上げたように、子どもたちがその自身の個性や将来の目標に当たった学校を選択できる制度というところで、一定の成果、効果があったというふうに認識はしております。

当然、こういう形で、自身の学区以外のところへの希望というところが一定数あるという現状も考えると、こういった制度を活用して、自身が希望する学校を選んでいこう、行ってみようというような動機付けにはなっているというふうには考えておりますので、そういった部分では、児童自身であったり、保護者のほうにも一定の理解を得られている制度であるという認識はしております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 私の意見というか、党の意見ですけれども、地域との結び付きなどが薄くなる、希望が偏るなどデメリットもあって、当初から共産党はこの学校選択制に反対でした。また、抽選して希望校に入れられない子どもがいるということは、それでは学校選択の意味がないとい

う声も聞いております。教育環境を平等にするのが区の大切な役目ですので、よろしく願いいたします。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 すみません、先ほどの数ですが、第九中学校が10台、第十中学校が11台となります。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 今回、第六中、第九中、茗台中、音羽中においては抽選を実施したということで、区域外の学校を希望する子どもの中には、小学校でいじめや不登校などを経験して、環境の違う地域の中学校に入って、心機一転頑張ってみようという勇気を持って抽選に応募している子もいるのではないかと思います。実際に私の知っている子でも、小学校のときは複雑な問題を抱えて不登校になってしまったけれども、中学校のこの選択制度のおかげで、別の地域の中学校に行って、今は前向きに頑張っているという姿を見ております。

質問なんですけれども、今回はこの抽選で合計49人が落選してしまっていますけれども、その中に、このようないじめや不登校などの事情を抱えている子がいるかどうか、把握しているでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 その落選者数の中に、そういった個別の方についての個別の事情というところまでは、数字としては把握はしておりませんが、もともとその中学校に進学するときの御事情というところは、今、委員がおっしゃったようなことも含めてお聞きするケースはございます。それを直接抽選の結果に反映することはできないというところもあるんですけれども、当然そういった御事情がある場合には、今、通っている小学校であったりとか、実際に通うことになる中学校のほうと、学務課としても情報の共有であったり、状況の確認というようなことはしているという状況でございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 対応してくださっているということなんですけれども、抽選、落選した子は、他の学校も選び直せるようにするですとかという答弁もありましたけれども、できれば、やはりいじめですとか不登校の問題を抱えた児童に対しては、特に配慮していただいて、希望する学校で学校生活に再チャレンジしてもらおうということを区としても後押ししていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 今回、中学校ということになります、小学校、中学校を含めて、そういった個別の事情をお抱えの家庭であったりとか、お子さんがいるというようなのは、頻回ではございませんけれども、学務課に相談が来ている状況でございますので、そういったところにつきましても、極力、各学校と話をさせていただきながらということにはなりますけれども、より子どもたちが自分も納得できるような環境で勉強ができるように、学校活動が送れるようにというところでは考えながら、こちらの事務のほうも進めているというところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 先ほどもちょっとありましたけれども、毎年の文京区の中学生の学力調査を見ますと、全国的にも東京都でも高い数字を示してしまっていて、そういった意味では本当に文京区の区立中学校のPR、今年まだ結果は出ていないでしょうけれども、今年も50%を切るぐらいになるんですかね、区立中学校に行く児童はね。そういった意味では、もっと文京区の区立中学校のPRをぜひしていただければと思いますけれども、やりたいクラブ活動がある学校を選択するとかという意味では、本当に一定の評価が、成果があったものとも思いますし、あとはいかに学校同士の——今、オープンキャンパスもやっておりますけれども、いわゆる特色ある学校というのは昔よくやっておりましたけれども、今、その辺はどうなんでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 特色のあるカリキュラムとして、例えば英語教育に力を入れているとか、委員のおっしゃったように、部活動に力を入れて、やっぱり強い部活動とか、そうしたことをやっているところに行きたいという動機づけとかもあったりはすると思いますので、各校それぞれ工夫をしてという話は私も聞いているところではございますので、そういった特色について、よりPRもしていく必要がございますし、それだけじゃないというようなところで、その学校の雰囲気みたいなものですね、そういったものを前面に出しているような学校も当然あったりもするので、そういったところがいろいろその形に見えるもの、見えないものを含めて、今後入ってくるお子さん等にもお伝えできればいいのかなというふうには考えてございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。今、課長が言われたように、やっぱり見れるもの、見れないもの、様々あると思いますけれども、その辺の特色も生かしながら、この学校選択制にし

っかり取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 私から、1点だけです。

先ほど選ばれる理由についての質疑がありましたが、部活動とかその学校の特色とかあるんですが、一方で、各学校は学校関係者評価を毎年やっていますよね。この評価結果と進路意向に何らかの因果関係はないものでしょうか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 委員の御指摘のとおり、学校関係者評価については実施をしております。ただ、その因果関係については、そこまでちょっと分析はできていないのが現状でございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 先ほどの報告事項で、積極的な情報公開が保護者の信頼につながるという話をしたんですが、学校も選ばれる時代ですので、学校関係者評価との因果関係の分析、できればしていただきたいし、これが難しいのであれば、例えば学校を選んだ理由を当事者である生徒や保護者にアンケート調査をすとか、どういった取組が選ばれる学校や信頼される学校の要素になるのか、区としても、学校に示せるようにしていただきたいんですね。そうすれば、生徒や保護者がよりよく選べるという制度の趣旨にもかなうと思いますので、要望です。

以上です。

○浅川委員長 それでは、報告事項4の質疑を終了いたします。

次に、報告事項5「文京区立小日向台町小学校等改築基本及び実施設計委託事業者の決定について」の御質疑をお願いいたします。

御質疑のある方は。

宮野委員。

○宮野委員 今回、この第1回、第2回の選定委員会の資料について、全て情報公開させていただいて拝見いたしました。順位2位のA事業者については、柳町小学校と同じ設計事業者ということで、すごく特徴的だったのが、校庭と校舎の位置の案が今と逆になっていて、校庭の面積が約2,600平米というふうに、逆の配置よりも広く取れるという算出でありました。それに対して選定された事業者は、校庭の位置は今と一緒の案ですけれども、プールは建物の中で、体育館は地下という配置で、特徴的なのが、その建て替え期間中に、その期間だけ

からこそ、子どもたちが可能な、貴重な学びの体験を支援するというような提案があつて、働く車に乗ってみたりですとか、職人さんの技術を学んだり、ワークショップの開催などの案も提案されていて、興味深く感じました。どちらも優れている点があつて、評価結果の総括表のほうを見ると、人員体制、それから業務実績、あと担当チームの技術力という評価項目においては、比較的大きな点差があつて、A事業者のほうが優れておりました。

一方で、過去の代表的な作品、それから設計姿勢表明という評価項目においては、選定事業者が優れておりました。

技術提案書や質疑応答は互角というような点差であつて、これらの結果では、やはりA事業者のほうが高かったです。

その後、価格評価で、選定事業者の点数が大きく伸びて、結果的に逆転する形になっているんですけども、この工事を進める工程で、追加予算が必要になったりすることも考えられる中で、この技術提案に関する評価が本当に適切に評価に反映されているのかということが疑問に感じたのですが、この配点については、区のほうではどのように分析されているでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 委員のおっしゃるように、特に一次審査につきましては、その事業者の規模というようなところで、一定、選定された事業者が比較的小さい事業者だったというようなところもあつて、そういう技術者の人数であつたり、あるいは業務実績といったところで、点数が低かつたというようなところはございました。

実際の技術提案の部分につきましては、当然、点数が全く同じということではないんですが、特に二次審査というところでも、出席委員の評価が、おおよそですけども、半々に分かれるような状況でもありまして、それぞれいいところが、私自身もあつたんだなというふうには認識はしています。

ただ、その配点というようなところで、一定、その事業者規模というようなところも見ていかなければならないし、もう一方で、価格というようなところも、プロポーザルとはいえ、価格というようなところも当然見ていくことが必要だというのが前提になってきますので、今回やっている、現状やっているプロポーザルというようなところでは、内容としては妥当であつたというふうには考えてございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。金額も追加予算が出る可能性ももちろんありますし、工

期についても柳町のようにだんだん延びていくというような可能性も考えられるので、何をもって評価するというのは本当に難しいなと思うんですけども、できるだけ、今回の評価が根拠になっている事業者ですので、価格については、大幅な増額になったりとかそういうことを極力抑えて、進めていただくようお願いしたいというふうに思います。

第二次審査において、共通質問が幾つかあったと思います。その中で、工期短縮のための工夫について、どのように考えるかという質問があったと思うんですけども、それに対する回答は、1位、2位の事業者それぞれどのような内容だったか教えていただけますでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 ちょっとプロポーザル自身が公開しない中でやってはいますので、私の答弁としては、ここの質問に対して、実際は3事業者から話を聞いているというようなところもあるので、どういう回答があったかというようなところで御答弁をさせていただきます。

一つあるのが、校舎の配置を工夫しましたというような事業者がございました。また別の事業者については、部材の合理化により、現場作業を分散化させることによって工期を短縮しますよということもございました。また別の事業者は、工事自体を分散させて、全体としての工期の短縮をするというようなところで、こちらで聞いている限りは、それぞれの事業者がそれぞれ、逆に言うと重複しないといえますか、案といえますか、アイデアを回答していただいたというようなことがございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。そうすると、その3つの提案に対して、どれが一番工期が短縮されるか、そういった検証というのはされたんでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 これはあくまで工期の短縮のアイデアとして出していただいたもので、これが直接何か月、何年というような形での工期の短縮につながるかというところまでは求めてはいないので、あくまでアイデア出し、考え方といえますか、そういったようなところを求めたということになっております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 分かりました。選定の後で、今回、茗荷谷研修所が使えるというふうに公表されたんですけども、それによって工程や工期が大きく変わってくるというふうに思いますけれども、今、恐らく検討中だと思いますけれど、新しいスケジュールはいつ頃提示できるか、

分かりましたら教えてください。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 今まだ、正式な契約というのはこれからということになるので、その辺の実際のスケジュール感とか、あと工事のステップとか、そういったものはこれからということになってまいります。ただ、幼稚園と児童館・育成室を代替の場所で行うということに、このプロポーザルをやっていた時点からすると、後の時点で決まったこととなりますので、そういった要素も含めて、工期等も再算出してもらうこととなりますので、そういったところは、今後その契約を最終的に正式に締結するに向けて、締結した後も含めてにはなりますけれども、事業者のほうと話をしていく予定ではございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。そういった変更後のスケジュール感というものですとか、工程についてなども、できるだけ早くから情報提供を私たちにもしていただいて、住民の皆さんにも一緒に考えていただけたらというふうに思いますので、その辺の柔軟な対応のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 今度の小日向台町小学校の改築の基本と実施設計の事業者が決まったということで、選ばれたのが岡田新一設計事務所ということで、宮野委員からも中身について質問があって、ちょっとダブっちゃいけないんですけども、一次審査3社、二次審査についても3社とも対象になっていたということで、中身を見てみましても、圧倒的に価格評価のところ、ほかの2社が550点だったところが850点ということで、ここの部分が他の2社と比べて一番高い部分。設計姿勢の表明というところも、2番目のところと比較して40点高いという、そういう点数なんですけれども、先ほど御説明があったように、設計事務所の人員体制というところで、これで言うと13人ということで、整理番号1のところは235人、整理番号2のところは47人ということで、これだけ人員体制が違うということでいうと、選ばれた岡田新一設計事務所については、構造とか積算とかそういうところかゼロというふうになっていて、意匠というところが13人のデザイン力ということになるんですけども、その辺については、そこだけで判断というか、ちょっと不安が残るんですけども、デザイン力といたら、すごくあるんだと思うんですね。

皆さん御承知だと思うんですけども、水道一丁目に凸版印刷の本社ビルがあるんですが、

あそこがこの岡田新一設計事務所が設計をして、上から見るとラグビーボール型になっているんですね。ですから、物すごく斬新なデザインをやった会社なんですけれども、やっぱり業務実績というところから比べても、2社よりかなり低いし、担当チームの技術力というところも3番目ということで、一番上回っているのが価格面ということなので、そこで判断していいのかという、やっぱり不安というものがあるんですけれども、その辺はどのように払拭できるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 人員体制については、ほかの2社と比べても選定事業者の人数が数上は少ないということになるんですが、実際の体制としては、協力をふだんしているような事業者、会社があって、そういったところとタッグを組んでやっていくような話は聞いているところでございます。なので、全てを自社でというような視点で言えば、少ないというところはあるんですけれども、実際の設計を行うに当たっては、いろいろなところと協力しながらやっていくということがございますので、そういった部分については、そういったやり方での実績というところは、この事業者のほうも、ほかにも学校の設計等をしていますので、ノウハウは持っているというふうに考えておりますので、ここの事務所の人員が少ないだけで、設計の能力が必ずしも低いというようなところでは思っていないんですが、ただ、我々、プロポーザルをやるときには、今の時点では、そういった規模感とか人数がどの程度いるかというようなところも点数、配点というところでは見ていたというところで、こういった結果にはなっておりますが、設計自体に何か我々も不安があるというようなことはございません。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 その設計事務所だけではなくて、グループなのか協力事業者なのか、そういうところの人たちとチームを組んでいくのかな、そういう形でやっていくという点では、今までいろんな学校の改築とかやってきましたけれども、設計事務所の人員体制のところでのこのぐらい少ないところってあったんですかね。この部分だけを見ると、とても不安というか、そういうのがあるわけで、そのところは、プロポーザル、選んだ皆さん方も、その辺は当然御承知の上で選ばれているんだと思うんですけれども、その辺はそうですね。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 これまでの学校の改築等の設計というようなところで、ちょっと全て、今、情報というところがあるわけではないんですけれども、実際の学校の改築等で従事しているというようなところでは、やはり五、六人というような、実際その会社自体は、今言ったよ

うに、たくさん的人数がいるんですけども、実際に従事している人は五、六人程度というようなところもございますので、そういった意味では、規模の大きい事業者であると、複数の案件を並行して進めるということがもしかしたらできるのかなとは思っています。ただ、今回選定された事業者等は、もともとそれほど規模が大きくないので、並行してやれる事業というところは限られてきたりもするのかなというようなところはございますので、そのあたり実従事者というようなところで見えていく分には、恐らく今までの学校とそう大きく変わらないのかなとは思っております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 それで、業者選定委員会のところが、プレゼンテーションということで、主な質問ということで、今回、設計業務においては、区の要望や工事の実現性等を踏まえ、大幅に修正が必要となる可能性があるが、柔軟に対応できるかと、そういう質問がありますけれども、そこは、今回、設計直接ではないんですけども、幼稚園とかの建物が、以前は第一勧業銀行茗荷谷研修所という名前だったんですけども、そこを借りて、そこを仮園舎ということが決まったわけですけども、それが決まったのが1月10日で、この事業者を決定したのが12月17日なんですけれども、それでこのプレゼンテーションで言っていた、これをきっちり柔軟に対応できるというふうに、そういう要望というか要求していった、どのように答えられているんでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 委員のおっしゃるとおり、このプロポーザルをやっていた12月の時点では、まだ研修所のほうの活用というところは、交渉はしてはいましたけれども、決まっていなかった。最終的に1月下旬の時点で、近隣の皆さんであったり、利用者のほうに伝えたというところで、そのタイムラグが当然ありますので、そこについては、最終的な契約締結はこれからということになります。事業者と顔合わせは実際しておりまして、こういう事情が発生するよというようなことは伝えては、こちらの事業者のほうも、それに沿って設計等もちゃんと行っていきますのでというようなことでの回答はいただいておりますので、特にこれによって何か設計が請け負えないとかそういったことが発生することはございません。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。で、違う、今の質問の続きになっていくんですけども、幼稚園と児童館・育成室の建物を仮園舎にしていくということでは、供用開始が26年の秋頃というふうにされているんですが、ここを仮園舎に決めたということは評価したいというふうには

思います。この建物、施設に、幼稚園とかの3つの施設をすっぽりとというか、全部入れ込むことができるのでしょうか。特に育成室のところかというと、子どもの数が小日向地域は相当増えていますから、そこがちゃんとできるのかどうかということ。

幼稚園については、園庭というのが必須ということなんですけれども、仮設ですから、そこは当てはまらないということですかね。先ほどお話の中では、小日向公園とかが遊び場になるということだと思えるんですけれども、そこだけではなくて、あの研修所の敷地の中でそういう遊び場をきちっと確保することができるのかどうかということ。

先日、代表質問しましたけれども、ここの建物といつまで契約をするのか、その辺については、建物だけの契約じゃなくて、やっぱり敷地、地面も借りないといけないんだと思えるんですけれども、その契約の仕方がどうなのかということと、期間、いつまで借りるのかということと、私たちが代表質問したのは、ずっとそこを借りられたらどうでしょうかという、そういう提案もさせていただいたんですけれども、その辺について御答弁ください。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 こちらの研修所の敷地には、建物が2棟ございます。本館と新館みたいな形でございまして、幼稚園、児童館・育成室というところで、こちらの2つの棟を活用しながら、仮の施設として運用していくというような予定でおります。育成室の規模感については、基本的には今ある育成室のほうをそのまま、仮ということで移すということなので、待機児童のお話も今ございましたが、規模感を変えたりというようなところは現状では考えていないところです。

あとは、幼稚園児の遊び場というようなところではございますが、周囲の施設を活用することも当然あると思いますし、あと、この施設の中に一定の広さの中庭のほうがあるのは確認しております。ただ、安全性の確保であったりとか、近隣の皆様への配慮、いろいろ考えなければならないことはあると思いますので、そういったところを今後、内装改修等の工事をしていく中で、検討していくというようなところでございます。

あと、こちらの契約につきましては、賃貸借契約というような形になっておりまして、建物をお借りするという形にはなっております。ただ、今おっしゃった、そこを購入できないのかというようなお話ではございますが、これは所有者の方のほうの御意向ということで、建物はそのまま壊さずに、内装改修は構わないけれどもというようなところで、先方のほうで売却とかということは考えていないというような形になるので、今、申し上げたような賃貸借契約というような形を取らせていただくというところでございます。

契約期間については、これからまだもろもろ検討しなければいけない部分がありますので、契約期間等も、1年、2年とかという期間ではなくて、一定の長期期間の賃貸借のほうは想定はしているんですが、具体的な期間については、これから協議をしていくというような状況でございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。私たちは質問で、買い取ったらどうでしょうかという質問もさせていただきましたが、できるだけ長く、30年とかそういう定期借地契約ということもあるわけですから、ぜひとも、学校でグラウンドを確保していくためだったり、あるいは工事のために広い敷地を確保していくということも必要ですから、そういうこともぜひこれから検討していただきたいということと、先ほど述べましたように、代替場所をやっぴりきちっと確保してやっていただきたいということを改めて申し述べたいと思います。

今度、二丁目のところの財務省の特養ホームの建築というか、もう進んでいて、同時に工事ということもあり得ますから、そこら辺は、やっぱりあの地域の方々の負担を軽くしていくということも考えていかなければならないですので、その辺は地域の皆さんと本当によく話し合っていたいただきたいと思うんですね。この間、話合いが足りなくて、今みたいな状況になっているわけですから、そういう点は本当に皆さんとぜひ話合いを進めていっていただきたいということと、地域の皆さんも独自に自分たちでこのような案みたいな形でお話がされているようですから、そういった皆さんの意見も、ぜひ早めにやっていただきたいと思うんですね。どんどんこじれていく方向になっていくと、とてもまずいことだと思いますから、そこはぜひよろしく願いいたします。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 私から、1点、事業者選定の経緯について伺います。

今回の選定に関わる改築基本構想検討委員会の報告書は、別の委託業者が作成したと伺っているんですが、最終的にまとめたのは区ということなんですか。つまり、報告書の内容に区の恣意的な判断が入る余地はなかったとお考えでしょうか、伺います。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 こちらの改築基本構想検討委員会の報告書については、委託というような形で作成をお願いしていたところではございます。こちらの作成に当たっては、当然、中身のほうも必ずしもがちがちに固まったことは書くことができず、こういう事情があったらこうしますというようなところも含めて記載をしているところでもございますので、区のほうで

何か恣意的な記載であったり、そういったものが生じるということはありません。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。

もう一点なのですが、地域住民がこの報告書の作成経緯の情報公開請求をかけていると伺ったんですね。ただ、なかなか公開されないと聞いたんですが、その理由をお聞かせください。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 情報公開請求につきましては、当然、内容をそのまま何も包み隠さず出せるものであるのか、一部塗抹が必要なのかとか、そういったところも含めて、我々も確認をしなければならないというところもございますので、出せるものはもちろん出してはいきますけれども、やはり情報公開の制度にのっとってというところで、特に分量が多ければ多いほど、そういったところには注意しながら行っているところがございますので、そこについても、特段恣意的な何かがあるということはありません。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。一部塗抹の確認の分量が特に多いので、時間が掛かっているということでもよろしかったということですか。先ほどの請願審査でも述べましたが、この件は意思決定のプロセスに課題があったと認識しているんですね。それでも話は進んでいるわけですよ。ですので、少しでも関係者に納得のいく説明を、情報提供をしていただきたい。でなければ、信頼関係が崩れてしまうわけですので、特に今回は区政運営の屋台骨である子育て世帯の声に関わる問題ですので、声なき声を含めてすくっていただきたいと思います。以上、要望です。

○浅川委員長 以上で、報告事項5の質疑を終了いたします。

ちょうど5時になりました。委員の皆様にお諮りしたいんですけども、本日は理事者報告事項の5までしか終了できませんでした。申し訳ございませんでした。ですので、理事会で確認しましたとおり、次の委員会は、明日2月27日の火曜日、午前10時から、第二委員会室で開催することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「終了時間は何時」と言う人あり）

○浅川委員長 終了時間は、11時30分までということで……。

（「理事者にちゃんと確認しておかないと」と言う人あり）

○浅川委員長 理事者の方もいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。では、明日の2月27日、

午前10時から第二委員会室で開催をさせていただきます。

それから、出席理事者については、建設委員会と並行開催となりますので、委員長にお任せいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の文教委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

午後 5時00分 閉会